

「アブダビ首長国における中小企業育成支援に関する調査」

調査報告書

平成 21 年 2 月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

はじめに

アブダビ首長国は、UAE(アラブ首長国連邦)を構成する7首長国の中で最大の国土と豊富な石油資源を背景に、UAEの政治、経済両分野において中心的な役割を担っている。アブダビ首長国がその石油産出量の大半を占める UAE は、我が国にとってサウジアラビアに次ぐ第 2 位の石油輸入相手国であると同時に、UAE にとっては我が国が第 1 位の石油輸出相手国であり、経済的にも強い結びつきがある。

現在、アブダビ首長国は、将来の天然資源枯渇に備えた持続的な経済発展を果たすため、産業の多角化と工業化政策の展開、インフラの整備と大規模な都市開発に取り組んでいる。そのような中にあって、自国民の若年層人口の増加が今後も見込まれることから、自国民の就業機会を創出するためにも、新たな起業による産業振興が国家的な課題となっている。

こうした背景のもと、アブダビ首長国政府は自国内における中小企業の育成を推進することとし、工業化による立国を果たしたわが国に対し、中小企業育成に関する協力の要請を行った。

この要請に応える形で、平成 19 年 12 月に、アブダビ首長国の政府機関であり、中小企業の育成支援の役割を担っているハリーファ基金(Khalifa Fund)と、我が国の中小企業の事業支援を行っている当機構との間で、中小企業の育成支援について協力を行う旨の覚書(MOU: Memorandum of Understanding)がかわされ、両国間での協力体制が整えられることとなった。

本調査は、両国間の協力の一環として、日本政府がアブダビ首長国に対して具体的な情報提供、支援方策の提示等を行う際の基礎資料として、同国内の一般環境や事業環境、中小企業の育成環境等を整理し、また、同国内における中小企業育成に関する課題を明らかにすることを目的に実施したものである。

本報告書は、第 1 章でアブダビ首長国の政治、経済、社会構造等に関する一般概要を示し、第 2 章で同国における法制、税制、金融システム等の事業環境について解説を行った。さらに、第 3 章では、同国の産業政策、工業化計画、都市計画について取りまとめ、今後の産業育成方針を明らかにし、第 4 章では、アブダビ首長国における中小企業活動の現状や、前章までの調査結果を踏まえた中小企業育成における課題について言及している。

なお、現地調査等により、アブダビ首長国内では、中小企業の定義が統一されておらず、また、統計制度等も十分に整備されているとは言い難いことが判明した。そのため、本報告書においても、中小企業の数値上の実態把握は限定的なものとなっていることを、ご了承願いたい。

平成 21 年 2 月
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
国際統括室

目次

第1章 アブダビ首長国的一般概要	1
1. 1 政治・経済体制	1
1. 1. 1 歴史	1
1. 1. 2 国家機関	9
1. 1. 3 外交関係	20
1. 1. 4 貿易関係	22
1. 2. 社会・経済構造	25
1. 2. 1 人口	25
1. 2. 2 労働環境	27
1. 2. 3 教育環境	34
1. 2. 4 マクロ経済	36
1. 2. 5 貿易動向	41
1. 2. 6 企業連関	45
第2章 アブダビ首長国における事業環境	47
2. 1 法規制・税制など	47
2. 1. 1 会社法の概要	47
2. 1. 2 租税	53
2. 1. 3 労働法	55
2. 1. 4 海外からの事業投資に関する制度	56
2. 2 金融システム	59
2. 2. 1 UAEにおける金融システムの概要	59
2. 2. 2 UAEにおける銀行	59
2. 2. 3 アブダビ証券取引所(ADX)	62
第3章 アブダビ首長国の産業政策等	63
3. 1 産業政策等	63
3. 1. 1 アブダビ首長国政府の目指す方向性	63
3. 1. 2 基礎産業部門	64
3. 1. 3 観光部門	64
3. 2 医療政策、教育政策	66
3. 2. 1 医療制度	66
3. 2. 2 教育制度	68
3. 3 都市計画	69
3. 3. 1 都市計画の方向性	69
3. 3. 2 今後の市場予想	69
3. 3. 3 都市計画の基本理念	69
3. 3. 4 都市計画の枠組み	70

3. 3. 5 主要都市開発計画	71
3. 3. 6 主要都市開発プロジェクト	73
3. 4 工業化政策	74
3. 4. 1 ハリーファ港・ハリーファ工業団地整備計画	74
3. 4. 2 アブダビ国際空港拡張計画	75
3. 4. 3 マスダール計画(Masdar Initiative)	75
3. 4. 4 産業特別地区(Economic Special Zone)	76
3. 5 外資誘導政策	79
3. 5. 1 外資誘導政策の方向性	79
3. 5. 2 フリーゾーン	79
3. 6 金融政策等	81
3. 6. 1 共通通貨の導入について	81
3. 6. 2 金融危機の影響等	81
第4章 アブダビ首長国における中小企業活動の現状	83
4. 1 中小企業の実態	83
4. 1. 1 中小企業の位置付け	83
4. 1. 2 中小企業の実態	84
4. 2 中小企業支援策の現状	87
4. 2. 1 中小企業育成に関する機関及びその役割	87
4. 2. 2 人材の育成に関する支援	88
4. 2. 3 資金の確保	90
4. 2. 4 コンサルティング等	90
4. 2. 5 ハリーファ基金支援企業例(Cirta 社)	91
4. 3 中小企業育成における課題	92
4. 3. 1 社会構造上の課題	92
4. 3. 2 産業構造における課題	92
4. 3. 3 制度上の課題	94
4. 3. 4 人材育成における課題	94
4. 3. 5 資金の確保における課題	95
4. 3. 6 インフラ整備における課題	95
4. 3. 7 マーケットの創造における課題	95
参考資料:アブダビ首長国における石油関連企業	96
参考文献	101

第1章 アブダビ首長国的一般概要

1. 1 政治・経済体制

1. 1. 1 歴史

(1)アブダビ首長国の建国

現在のアラブ首長国連邦には、紀元前 2000 年以前の文明の遺跡(内陸部アル・アイン近郊のヒーリー遺跡やアブダビの 70km 西に位置するマラワフ島遺跡など)が存在するが、16 世紀にヨーロッパ人が到來するまで、その歴史は明らかではなかった。

この地域の原住民は、現在のイエメンから移動してきた遊牧民(Bedouin)の諸部族であり、北部のカワシム(Qawasim)族と南部のバニヤス(Bani Yas)族の二大部族の他、いくつかの小部族が存在し、牧畜・農業・漁業を営んでいた。

1761 年頃に、現在のアブダビ内陸部のリワ(Liwa)を拠点としていたバニヤス族の分派であるアル・ブ・ファラ(Al Bu Falah)族が、遊牧中にアブダビ島で地下水を発見して定住した後、1790 年代はじめに全バニヤス族を束ねるナヒヤーン(Nahyan)家がリワから移動してアブダビ沿岸の町を活動の中心としたところから、アブダビを首都とするバニヤス族ナヒヤーン家の部族国家が始まった。

一方、バニヤス族の他の分派であるアル・ブ・ファラサ(Al Bu Falasah)族は、ドバイの入り江(Creek)沿いに移住し、1833 年に、その中のマクトゥーム(Maktoum)家がドバイ(Dubai)首長国を建設した。

また、北部を統治していたカワシム族カシミ(Qasimi)家は、1866 年にシャルジャ(Sharjah)首長国とラス・アル・ハイマ(Ras Al-Khaimah)首長国を建設し、その後シャルジャから分かれたシャルギ(Shargi)家がフジアイラ(Fujairah)首長国を建設した。

この他、カワシム族とバニヤス族の間に位置していた小部族から、ムッラー(Mualla)家がウム・アル・カイワイン(Umm Al Quwain)首長国を、ヌアイミ(Nuaimi)家がアジュマン(Ajman)首長国をそれぞれ建設した。これらの過程の中で、オマーン山中のオアシスは各部族によって飛び地として占有された。オアシスを含む領有地については、英國の保護下の時代(1892~1971 年)に区分が行われ、現在の各首長国の領土となっている。

図表1-1-1 建国当時の各首長国の国土面積

国名	国土面積(k m ²)	【族】家	国名の由来
アブダビ	67,250	【バニヤス族】ナヒヤーン家	カモシカの父
ドバイ	3,900	【バニヤス族】マクトゥーム家	イナゴ
シャルジャ	2,600	【カワシム族】カシミ家	東方の国
アジュマン	250	【アジュマン族】ヌアイミ家	アジュマン族
ウム・アル・カイワイン	750	【アル・アリ族】ムッラー一家	力の母
ラス・アル・ハイマ	1,700	【カワシム族】カシミ家	天幕の岬
フジアイラ	1,150	【カワシム族】シャルギ家	湧井
合計	77,600		

図表1-1-2 アラブ首長国連邦地図



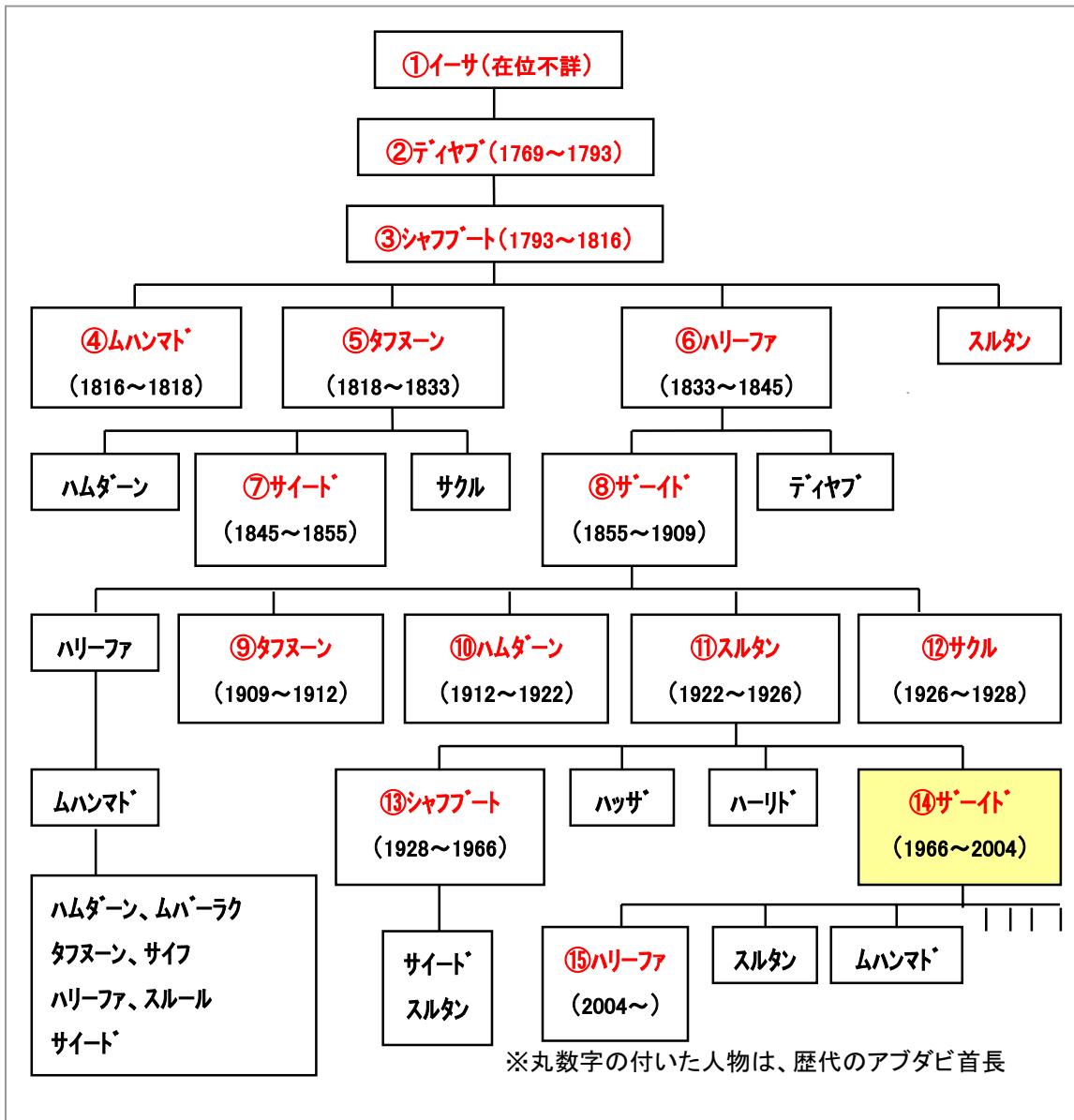
出典:白地図をもとに作成

(2)建国～漁業・農業期

バニヤス族ナヒヤーン家の歴史は、初代の首長イーサ・アル・ナヒヤーン(ナヒヤーン家のイーサという意味)に始まるが、その生没年および即位・退位年は不詳である。その息子のディヤブ・ビン・イーサ・アル・ナヒヤーン(ナヒヤーン家のイーサの息子のディヤブという意味で1793年まで在位)または孫のシャフブート・ビン・ディヤブ・アル・ナヒヤーン(ナヒヤーン家のディヤブの息子のシャフブート、在位は1793～1816年)の代にアブダビに定住したといわれている。

1928年に13代目として即位したシャフブート・ビン・スルタン・アル・ナヒヤーン(在位は1928～1966年)の代までは、主に牧畜・農業・漁業を営んでいたが、20世紀初頭に全盛期を迎えた真珠産業は、日本の安価で高品質な真珠の登場と1929年の世界恐慌により壊滅的な打撃により消滅した。これと入れ替わりに大きな収入源となっていたのが、1930年代に欧米諸国との間で締結した石油利権協定であるが、この点については項を改めて記述する。

図表1-1-3 アブダビ首長ナヒヤーン家の家系図(抜粋)



出典:前田高行著「GCCの王家・首長家の系図」をもとに作成

(3)近代化

アブダビの近代化は、1966年に14代目として即位したザイード・ビン・スルタン・アル・ナヒヤーン(Zayed bin Sultan Al Nahyan、在位は1966～2004年)から始まる。折しもザイードが即位する直前の1962年に、アブダビからの原油輸出が始まり、また世界各国で台頭していた資源ナショナリズムに呼応し、1967年には石油輸出国機構(OPEC)への加盟も果たしている。

石油以外に外貨を獲得できる産業のないアブダビでは、原油価格の乱高下により国家財政が左右されながらも、道路・水・電気・通信・住宅など国内のインフラ整備がこの時期に進められた。

ザードは、アブダビ首長国における慣習的な部族政治の改革を推進するとともに、皇太子職の創設など政治ポストの分配を行ない、近代的な行政制度の構築を目指した。また連邦国家に対しては、次項に述べるように忍耐強くその結成に向けた努力を続け、連邦結成後は 2004 年に逝去するまでその維持を図った。

(4) 連邦結成の経緯

1800 年代初頭、英国のインド・ルートとして重要な役割を担っていたアラビア湾では、度重なる海賊行為が発生していた。そこで英国は、航行安全を確保するためアラビア湾岸諸国との間に「海賊行為等についての和平協定」を締結し、1853 年には休戦協定を締結した。この休戦 (truce) により、現在のアラブ首長国連邦を指すアラビア湾岸地域は「休戦海岸 (Trucial Coast)」あるいは「休戦諸国 (Trucial States)」と呼ばれていた。

さらに、英国は、独仏など欧州の列強がアラビア湾岸に進出するのを阻止するため、1892 年に休戦諸国との間で、外交権を全て英国に委譲する内容の「独占協定」を締結した。これにより休戦諸国は、英國の保護領下に置かれることになり、対外関係は全て英國のインド政府が取り仕切ることとなった。

その後 75 年にわたって英國の保護領として統治されてきたが、1968 年 1 月、英國の Harold Wilson 内閣は、財政問題等を理由として 1971 年末までにスエズ以東から軍を撤退することを決定し、各首長国に独立を促した。

これを受けて 1968 年 2 月、アブダビ首長のザードとドバイ首長のラシッド (Rashid bin Said Al Maktum) が会談し、大国のサウジアラビアとイランに挟まれた地理的な環境では、小国として個別に独立するよりも連合体として独立することにより安全保障を確保できること、他の湾岸諸国における民族解放の動きに対して君主制が危ぶまれていたことから、外交、国防、国内治安維持、医療、教育、入国管理等の権限を持つ連邦を单一国旗のもとに樹立するという内容の、いわゆる「ドバイ合意」を締結した。その後、他の休戦諸国(即ち、シャルジャ、アジュマン、ラス・アル・ハイマ、フジャイラ、ウム・アル・カイワインの各首長国)およびバハレーンとカタールに連邦結成の呼びかけが行われた。

しかしながら、連邦結成は順調に進まず、1968 年 7 月には、イランがバハレーンの領有を主張し、9 首長国による連邦結成を阻害する行動を起こした。この時バハレーンは、カタールと対立し、連邦への参加を拒んでいたため、アブダビは両国を仲介する立場を取ることとなる。

1970 年にイランがバハレーン領有の主張を撤回すると、脅威がなくなったバハレーンは 1971 年 8 月に単独で独立し、これを受け 9 首長国による連邦結成に積極的だったカタールも 1971 年 9 月に単独で独立することになった。

ここに至り、残る 7 首長国での連邦結成しか道がなくなり、1971 年 12 月 2 日にラス・アル・ハイマを除く 6 首長国がアラブ首長国連邦 (United Arab Emirates) の名称のもと、正式に独立宣言を行い、暫定憲法を公布した。これにより、世界でも類を見ない首長国による連邦国家が成立した。連邦は、アブダビ市を暫定首都とし、各国の首長からなる連邦最高評議会 (Federal Supreme

Council:FSC)を設立するとともに、アブダビのザード首長を連邦の初代大統領に、またドバイのラシッド首長を副大統領に選出した。また、首相にはラシッドの息子のマクトゥーム(Maktum bin Rashid Al Maktum)が就任している。

翌 1972 年 2 月には、ラス・アル・ハイマも連邦に加わった。同国の加入が遅れた理由として、同国はイランとの間の「3 島帰属問題」に対して残りの首長国が傍観的立場を取っていることに憤慨していたともいわれている。また、英国がスエズ以東から撤退する前日の 1971 年 11 月 30 日に、イラン軍が、大トンブ島、小トンブ島、アブ・ムーサ島を占拠したことを憂慮するとともに、連邦結成後にアブダビとドバイの圧倒的な影響力を懸念し、自らはオマーンと統合することにより対等な立場に立てると考えていたことも理由の一つとされている。

(5)連邦結成以後の動き

前項までに述べた経緯により、首長国連邦が樹立されたが、建国後も内政的な緊張が続き、連邦体制の定着には時間を要した。

連邦における第一の政治的危機は、1976 年のザード大統領再任拒否騒動である。同年は建国から 5 年が経ち、大統領職の改選の年であると同時に、建国時に制定した暫定憲法を恒久化する年でもあった。しかしながら、連邦体制には多くの政治的課題(①首長国への政治統合、②各首長国軍の連邦軍への統合、③行政機構の整備、④近代化と経済基盤の確立、⑤地域安全保障)を抱えており、特に上記①は重要な課題であったにも拘らず、各首長から十分な協力を得ることができない状態であった。とりわけ、連邦政府への権限の集中が、アブダビ首長国による連邦支配につながると考えるドバイ首長国を中心とする「首長国分権派」が、恒久憲法草案(①連邦からの脱退禁止、②大統領職の権限強化、③天然資源に対する各首長国の処分権を廃止し連邦で一括管理など)に反対し、アブダビ首長国を中心とする「中央集権派」と争っていた。この混乱のため、ザード大統領は自ら再任を拒否したが、この結果、各国の首長はザード大統領の留任を求める形で団結することになり、1976 年 11 月 6 日の連邦最高評議会において全会一致でザード大統領の再任について合意した。併せて、恒久憲法に、①連邦政府のみの軍事力保有、②移民・国境警備権限の大統領への委譲、③連邦財政における各首長国の分担率を決定することなどが明記されることとなった。

ザード大統領の二期目に入ってもなお「中央集権派」と「首長国分権派」との対立が続いており、次の危機は 1979 年に発生した。当事、ドバイは幾つかの機関については連邦政府に権限を委譲するものの、連邦軍への統合については拒否していた。そこで本件審議のため連邦最高評議会が同年 3 月 19 日に開催されたが、ドバイ首長はこれを欠席した。続く 3 月 28 日の連邦最高評議会では、ドバイ首長に加えラス・アル・ハイマ首長も欠席し、両首長は独自の会議を開催した。国内の政治的膠着状態が続く中、同年 4 月 24 日にクウェート外相がアブダビ、ドバイ両首長との三者会談を行ない、ドバイ首長のラシッドが連邦の副大統領に加えて連邦首相を兼任することで事態は収束した。このとき連邦財政へのドバイとラス・アル・ハイマからの分担金も決まり、こうして「中央集権派」と「首長国分権派」の妥協による政治制度が構築された。

(6) 石油産業の発展経緯

アブダビ首長国における石油産業は、1939 年にイラク石油(Iraq Petroleum Company:IPC)の子会社であるトルーシャル・コースト石油開発会社に対し、陸上地域における 75 年間の石油利権を付与したことに始まる。同社は 5 社による合弁企業で、現在の BP(British Petroleum)、Shell (Royal Dutch Shell)、Total および Exxon-Mobil が各々 23.75%、そして Partex(Participation & Investment Company:カルースト・グルベンキアン個人所有の法人)が 5%の株式を所有していた。

当時はセブン・シスターズと呼ばれる石油メジャーズが石油開発を一手に担っており、アラブの産油国は地下に眠る石油が何であるかを理解せず、広大な土地(あるいは海上)を貸与し、石油メジャーズに石油探査・掘削する権利を与える代わりに、利権料を得ていた。

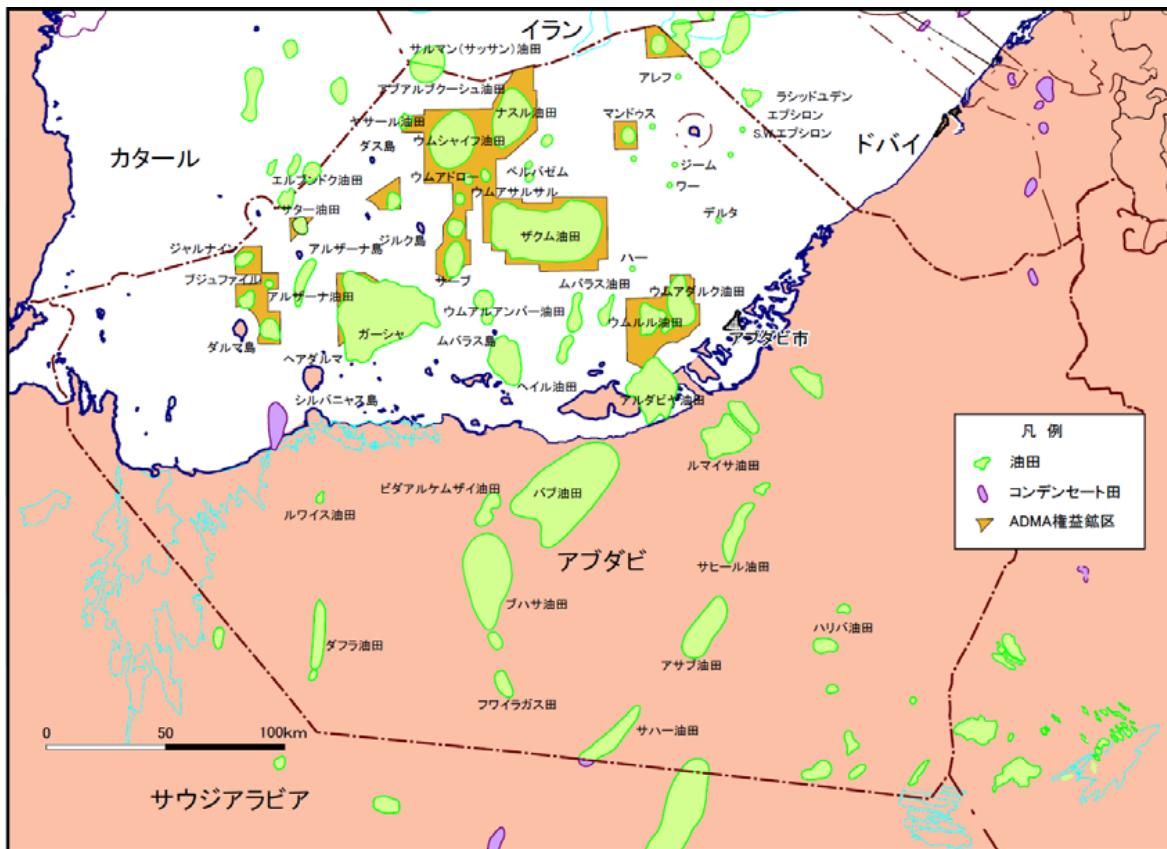
石油メジャーズによるアブダビ首長国における石油開発は、第二次世界大戦中に一時休止したが、トルーシャル・コースト社は 1954 年にバブ(Bab)油田を発見し、1961 年にアブダビ以外の陸上地域の利権を放棄し、翌年に社名を Abu Dhabi Petroleum Company (ADPC、後の Abu Dhabi Company for Onshore Oil Operations:ADCO)に変更した後、1962 年にはアブダビで最大のブハサ(Bu Hasa)油田を、1965 年にはアサブ(Asab)油田を、1972 年にはサヒール(Sahil)油田を発見した。

一方、海上においては 1953 年に D'Arcy Exploration Oil(Anglo-Persian Oil の子会社)がアブダビ沖合の利権を獲得し、1955 年には BP と Total により設立された Abu Dhabi Marine Areas (ADMA、後に ADMA-OPCO となる)に利権が譲渡された。

同社は 1959 年にウムシャイフ(Umm Shaif)油田を発見し、1962 年にダス島の出荷基地から原油輸出を開始した。また、1967 年にはザクム(Zakum)油田を発見し、産出した原油はウムシャイフ原油と同じくダス島経由で出荷された。

この他、アブダビ以外では、1966 年にはドバイ沖合でファテ油田が、1972 年にはシャルジヤ沖合でムバレク油田が発見された。

図表1-1-4 アブダビ首長国の油田分布



出典:「利権延長と条件改定を目指す国際石油企業」(JOGMEC、2005年11月)

(7) 石油収入にもとづく経済体制の確立

前述のとおり、アブダビは1967年にOPECに加盟し、先進国の多国籍企業によって管理・開発されていた石油資源を、産油国として自國のものにしようという「資源ナショナリズム」の流れに呼応しており、また、1971年12月に結成されたUAEの暫定憲法23条による規定では、石油の利権は各首長国の主権に帰属していた。そのため、アブダビ政府は単独でADPC社およびADMA社と交渉し、1973年に発効した「参加に関する一般協定(リヤド協定)」により、1971年に設立したアブダビ国営石油(Abu Dhabi National Oil Company:ADNOC)を通じて各々の権益に25%参加することになった。この協定では、1977年以降毎年5%ずつ、最終51%まで参加率が増加することになっていたが、1974年9月に新協定が結ばれ同年1月1日に遡りADNOCは各々の権益に60%参加することになった。ここにADNOCによる石油支配体制が確立した。

ADNOCは、石油政策に対するアブダビの最高意思決定機関である最高石油評議会(Supreme Petroleum Council:SPC)によって管理されている。

ADNOCの傘下には、油田の操業会社(3社)、ガス田の操業会社(2社)、油田開発の掘削会社、油田掘削に関わるケミカル品の生産・供給ならびに海上油田に関わるサービスを提供する会社、原油積出し港における各種サービスを提供する会社、石油関連設備の建設・組立て会社、

製油所運営会社、肥料製造会社、石油化学品製造会社、海運会社(2社)、陸上の石油製品配送会社などが相次いで設立された。

1. 1. 2 国家機関

(1)連邦管轄権と首長国管轄権

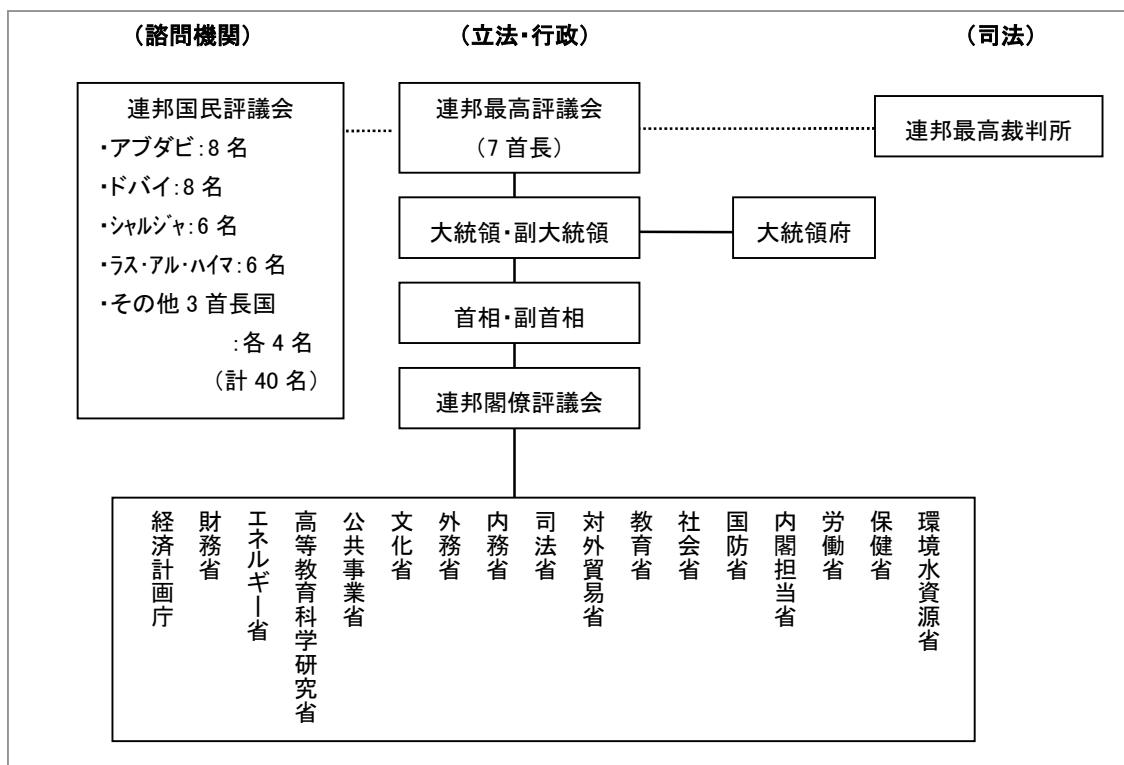
UAEにおいては、連邦の憲法第1条で独立・主権・連邦国家が規定されており、主権は連邦管轄権と首長国管轄権とに分かれている。憲法第120条および第121条には、連邦の専属的立法権と行政管轄権を以下の通り定めている。

- ・外交
- ・防衛および連邦軍に関する事項
- ・内外の脅威に対する連邦の安全の庇護
- ・連邦の恒久的首都における安全・秩序および管轄に関する事項
- ・連邦公務員および裁判官に関する事項
- ・連邦財政および連邦税・関税および手数料に関する事項
- ・連邦の公債発行
- ・郵便・電信・電話および無線業務
- ・最高評議会が幹線道路と決定した連邦道路の建設・維持および補修
- ・航空運輸の規制ならびに航空機および操縦士の許可証の発行
- ・教育
- ・公衆衛生および保険事業
- ・流通紙幣および硬貨の発行
- ・度量衡
- ・電気事業
- ・連邦の国籍・通行証・居住および移住に関する事項
- ・連邦財産およびそれに関する一切の事項
- ・国勢調査および連邦の目的に関する統計
- ・連邦の情報管理
- ・労働関係・社会保障
- ・不動産および公共の福祉のための収用
- ・犯罪者の受渡し
- ・銀行およびあらゆる種類の保険に関する事項
- ・農業および動物の保護
- ・刑罰法規に関する重要な法律
- ・民事および刑事裁判所の訴訟手続き
- ・文化・技術および産業上の財産および著作権の保護
- ・印刷および発行
- ・首長国に属する軍隊または治安隊による使用を除く武器弾薬の輸入
- ・その他連邦の行政管轄権の及ばない航空に関する事項
- ・領海の確定および公海上における航路に関する事項

(2) 連邦機関の設置状況

UAE の連邦機関は、立法と行政両方の役割を担う「連邦最高評議会(Federal Supreme Council:FSC)」を頂点として構成される。大統領は首相、副首相及び閣僚を任命し、行政権の行使にあたっては、首相、副首相及び閣僚で構成される「連邦閣僚評議会」が大統領を補佐する。このほか諮問機関である「連邦国民評議会(Federal National Council:FNC)」、司法の役割を担う「連邦最高裁判所(Union Supreme Court)」等も設置されている。

図表1-1-5 主要連邦政府機構図



出典:「アラブ首長国連邦－政治経済情勢の現状と展望－」(中東経済研究所、1984年5月)および「アラブ首長国連邦の政治体制」(ジェトロHP2008年2月)等をもとに作成

(イ)連邦最高評議会

連邦最高評議会は7名の首長で構成され、年に4回評議会を開催する。1971年の建国以来、アブダビ首長が大統領、ドバイ首長が副大統領に就いており、今後とも実質的にアブダビ首長の世襲となることが確実視されている。大統領の任期は5年であり、再任可能である。

重要な案件については、5票以上の賛成票が必要であり、且つアブダビとドバイ両首長の賛成が含まれていなければ成立しない(両国にのみ拒否権がある)というシステムになっている。

2009年2月時点の連邦最高評議会のメンバーは、以下のとおりである。

- Shaikh Khalifa bin Zayed Al Nahyan (アブダビ首長国首長)
- Shaikh Mohammed bin Rashid Al Maktoum (ドバイ首長国首長)
- Dr Shaikh Sultan bin Mohammed Al Qasimi (シャルジヤ首長国首長)
- Shaikh Saqr bin Mohammed Al Qasimi (ラス・アル・ハイマ首長国首長)
- Shaikh Hamad bin Mohammed Al Sharqi (フジャイラ首長国首長)
- Shaikh Saud bin Rashid Al Mu'alla (ウム・アル・カイワイン首長国首長)
- Shaikh Humaid bin Rashid Al Nuaimi (アジュマン首長国首長)

(口)連邦閣僚評議会

大統領によって任命された現在の首相、副首相および閣僚は以下のとおりである。

・首相兼国防大臣	Shaikh Mohammed bin Rashid Al Maktoum
・副首相	Shaikh Sultan bin Zayed Al Nahyan
・副首相	Shaikh Hamdan bin Zayed Al Nahyan
・財務大臣	Shaikh Hamdan bin Rashid Al Maktoum
・内務大臣	Lieutenant General Shaikh Saif bin Zayed Al Nahyan
・大統領府大臣	Shaikh Mansour bin Zayed Al Nahyan
・外務大臣	Shaikh Abdullah bin Zayed Al Nahyan
・高等教育科学研究大臣	Shaikh Nahyan bin Mubarak Al Nahyan
・公共事業大臣	Shaikh Hamdan bin Mubarak Al Nahyan
・対外貿易大臣	Shaikh Lubna Al Qasimi
・内閣府大臣	Mohammed Abdullah Al Gergawi
・エネルギー大臣	Mohammed bin Dhaen Al Hamli
・経済計画大臣	Sultan bin Saeed Al Mansouri
・社会大臣	Mariam Al Roumi
・教育大臣	Dr Hanif Hassan Ali
・保健大臣	Humaid Mohammed Obaid Al Dhaheri
・文化大臣	Abdul Rehman Al Owais
・司法大臣	Dr Hadeef bin Jua'an Al Dhaheri
・環境水資源大臣	Rashid Ahmad bin Fahad
・労働大臣	Saqr Ghobash Saeed Ghobash
・外務補佐大臣	Dr Mohammed Anwar gargash
・財務補佐大臣	Obaid Humaid Al Tayer
・国務大臣	Dr Maitha Salem Al Shamsi
・国務大臣	Dr Khalifa Bakhit Al Falasi
・国務大臣	Reem Ebrahim Al Hashemi

(ハ)連邦国民評議会

連邦国民評議会は、内閣の諮問機関としての性格を持ち、立法権を有しない。各首長国から選出された任期 2 年の合計 40 名の議員からなり、政策の監督と協議を行う。2006 年から議員定数の半分、20 名について国民による選挙で選ぶ試みが開始されたが、有権者数が 6,689 人(うち女性 1,119 人)であり、限定的な選挙となっている。

(二)連邦最高裁判所

最高裁判所の裁判官は大統領が任命する。連邦司法制度に完全に統合されていないドバイおよびラス・アル・ハイマ以外には、1971 年に施行された連邦裁判制が適用される。各首長国には、一般的な刑事、民事事件を裁く宗教裁判所と、家族問題や宗教的な紛争を扱うイスラム裁判所がある。

(3)アブダビ首長国の役割

前述のとおり、UAE の大統領はアブダビ首長国首長が務めることになっており、また、連邦内閣の主要ポストである内務大臣や外務大臣、エネルギー大臣などはアブダビから出すことが慣例となっている。これに対して、UAE の副大統領はドバイ首長国首長が務めることになっており、また、首相についてもドバイ首長が副大統領と兼任するということが制度化されている。

この背景には、連邦結成の経緯でも触れたように、アブダビ首長国が連邦結成に尽力したことにより、連邦歳入のほとんどを石油収入が占めているため、連邦財政への拠出の大半はアブダビ首長国が行っており、ドバイ、シャルジヤを除く 4 首長国は、アブダビから財政上の援助を受けていることがある。

そもそも連邦結成当時、アブダビのザイード首長は恒久憲法草案に「天然資源に対する各首長国の処分権を廃止し連邦で一括管理すること」を盛り込もうとしていたが、ドバイ首長国を中心とする「首長国分権派」により、最終的には憲法第 23 条では「各首長国における天然資源および富は、当該首長国の公共財産とする。社会は、国民経済のために当該天然資源および富の保護および適正な開発につき責任を負うものとする」となり、石油資源の収入は各首長国に属すこととなった。

しかしながら、ザイードの精神は今も生き続けており、近年の各首長国における旺盛なガス需要に基づくアブダビへの依存度の上昇に対して、アブダビは、隣国カタールからのパイプライン輸入も加えて、UAE 全体のエネルギー政策をコントロールして国内需要に対応しようとするなどの動きもを見せている。

また、最近の金融危機においても、連邦国家体制を維持するために、打撃を被ったドバイの救済策を講じるなど、UAE 内において、政治的、経済的なリーダーシップを発揮している。

(4) アブダビ首長国の国家機関の設置状況

各首長国は、前述した連邦の管轄権以外の事項に対して独自の行政権を有している。また、連邦憲法第 122 条においては、「各首長国は前 2 条の規定に従い連邦の専属的管轄権に割り当てられていない全ての事項に関して管轄権を有する」と定められており、地方政府制度が認められている。これらのことから、税金や交通法規その他さまざまな日常的な事項については、各首長国が独自の法律を有している。

特にアブダビでは、連邦政府に匹敵するほどの行政機構を有し、経済政策の策定のほか、首長国の管轄権とされている「天然資源の開発や処分」についても独自の政策を採っている。

2009 年 1 月 6 日に、ハリーファ首長 (Sheikh Khalifa bin Zayed Al Nahyan) は、アブダビ執行評議会の改造とアブダビ政府機関の再編を次のように行った。

(イ) アブダビ執行評議会

アブダビ首長国の閣議にあたり、各官庁が提出した内容を審議する。

・議長: Shaikh Mohammad bin Zayed Al Nahyan	(アブダビ皇太子)
・メンバー: Shaikh Saeed bin Zayed Al Nahyan	(元アブダビ港湾庁長官)
Shaikh Hamed bin Zayed Al Nahyan	(アブダビ皇太子府長官)
Shaikh Tahnoon bin Zayed Al Nahyan	(AMIRI 航空会長)
Shaikh Diyab bin Zayed Al Nahyan	(アブダビ水・電気庁長官)
Shaikh Sultan bin Khalifa Al Nahyan	(前アブダビ皇太子府長官)
Shaikh Mohammad bin Khalifa Al Nahyan	(アブダビ財務庁長官)
Shaikh Sultan bin Tahnoon Al Nahyan	(アブダビ観光庁長官)
Shaikh Ahmad bin Saif Al Nahyan	(ITIHAD 航空会長)
Khaldoun Khalifa Ahmad Al Mubarak	(行政管理機構長官)
Rashid Mubarak Al Hajeri	(アブダビ市政庁長官)
Hamad Mohammad Al Hurr Al Suweidi	(アブダビ財務庁次官)
Mohammad Ahmed Al Bawardi	(アブダビ執行評議会事務局長)
Nasser Ahmed Al Suwaidi	(アブダビ計画・経済庁長官)
Obaid Al Hairi Salem Al Ketbi	(アブダビ警視庁副総監)
Abdullah Rashid Khalaf Al Otaiba	(アブダビ運輸庁長官)
Ahmad Mubarak Al Mazroui	(アブダビ保健庁長官)
Mugheer Hamees Al Khaili	(アブダビ教育評議会議長)

(口) その他の評議会

• National Consultative Council	(国民評議会)
• Abu Dhabi Sports Council	(アブダビ・スポーツ評議会)
• Western Region Development Council	(西部地区開発評議会)
• Abu Dhabi Education Council	(アブダビ教育評議会)
• Civil Service Council	(民間サービス評議会)
• Abu Dhabi Emiratisation Council	(アブダビ雇用国民化評議会)
• Abu Dhabi Council for Economic Development(ADCED)	(経済開発評議会)
• Abu Dhabi Urban Planning Council	(アブダビ都市計画評議会)

(ハ) アブダビの主な官庁

• Abu Dhabi Judicial Department	(アブダビ法務庁)
• Department of Transport	(アブダビ運輸庁)
• Department of Finance	(アブダビ財務庁)
• Department of Municipal Affairs	(アブダビ市政庁)
• Department of Civil Service	(民間サービス庁)
(*09年7月に廃止予定。それまで保健庁長官が兼務)	
• Department of Planning & Economy	(アブダビ計画・経済庁)
• Executive Affairs Authority	(行政管理機構)
• Abu Dhabi Audit Authority	(アブダビ会計検査庁)
• Abu Dhabi Culture and Heritage Authority	(アブダビ文化・遺産庁)
• Abu Dhabi Tourism Authority	(アブダビ観光庁)
• Environment Agency – Abu Dhabi	(アブダビ環境庁)
• Health Authority – Abu Dhabi	(アブダビ保健庁)
• Abu Dhabi Agriculture & Food Safety Authority	(アブダビ農業・食糧安全庁)
• Abu Dhabi Water & Electricity Authority (ADWEA)	(アブダビ水・電気庁)
• General Headquarters of Abu Dhabi Police	(アブダビ警視庁)

(二) その他の主な国家組織

• Abu Dhabi Chamber of Commerce & Industry (ADCCI)	(アブダビ商工会議所)
• Abu Dhabi Educational Zone	
• Abu Dhabi General Service Company	(アブダビ総合サービス社)
• Abu Dhabi National Exhibition Company	
• Abu Dhabi Retirement Pensions & Benefits Fund (ADRPBF)	
• Family Development Foundation (FDF)	
• Marriage Fund (MF:自国民同士の結婚基金)など	

(5)アブダビの国営企業の設置状況

アブダビ首長国においては、国の基幹産業としての石油分野、経済の育成および公共事業に関わる分野等において、国営企業あるいは一部民営化された企業が設置されている。主な企業は次のとおりである。

(イ)General Holding Company(GHC)

アブダビ政府の産業多様化政策に基づいて投資する政府系複合企業。主な関連企業は以下のとおりである。

• <u>Ducab</u>	ケーブル
• <u>Alkhaznah Tannery</u>	なめし皮
• <u>AGTHIA</u>	小麦製粉、ペットフード
• <u>Al Foah Palm Cultivation Development Factories</u>	デーツ
• <u>Anabeeb Pipes Manufacturing Factories</u>	パイプ
• <u>Arkan Emirates Cement Factory</u>	セメント
• <u>National Petroleum Construction Company</u>	油田設備
• <u>The Emirates Iron & Steel Factory</u>	鉄鋼
• <u>Abu Dhabi Trade House</u>	総合商社(丸紅との合弁)

(ロ)Mubadala Development Company

アブダビ政府 100%出資の投資会社。世界規模でエネルギー、重工業、通信、航空、不動産、インフラなど幅広い分野に投資している。主な関連企業(UAE 内)は以下のとおりである。

• <u>Abu Dhabi Future Energy Company</u>	次世代の再生可能石油代替エネルギー源の研究開発機関
• <u>Dolphin Energy</u>	カタールから海底配管を通して天然ガスを輸入、UAE 国内に供給
• <u>Liwa Energy</u> :石油鉱区の開発に 10~15%で資本参加	
• <u>Injazat Data Systems</u> :IT 分野のコンサルタント、インテグレーション	
• <u>Emirates Integrated Telecommunications</u> :通信	
• <u>Abu Dhabi Ship Building Company</u> :造船	
• <u>ALDAR Properties</u>	アブダビ首長国内外の大型都市開発を手がける総合ディベロッパー
• <u>LeasePlan Emirates</u> :自動車リース	
• <u>Emirates Aluminium Company Limited</u>	DUBAL (Dubai Aluminium Company)との折半出資により設立され、世界最大規模のアルミニウム精錬所を建設予定

(ハ) Abu Dhabi National Energy Company(TAQA)

Abu Dhabi Water & Electricity Authority(ADWEA:アブダビ水・電力庁)から 51%の出資を受け、2005 年に設立された。当初は IWPP(Independent Water & Power Producer:独立造水・発電事業者)施設等国内のインフラ整備に注力していたが、最近は海外資産等の買収を積極的に展開している。主な関連企業(UAE 国内)は以下のとおりである。

•Emirates CMS Power Company

IWPP 施設はタウイーラ A2 といわれ、アブダビとドバイの市街地の中間の海岸に位置している。777MW の火力発電と 23 万トン／日の造水能力がある。

•Gulf Total Tractebel Power Company

同社の IWPP 施設もタウイーラに位置し、タウイーラ 1 と呼ばれる。発電能力 221MW、造水能力 13 万トン／日であったが、現在同 1,350MW、24 万トン／日への拡張工事中である。

•Shweihat CMS International Power Company

スウェイハット IWPP はアブダビ市の西方約 260km に位置し、発電能力 1,500MW、造水能力 45 万トン／日である。

•Arabian Power Company

IWPP 施設は、アブダビ市街の東側約 20km に位置し、ウム・アル・ナール IWPP と呼ばれる。同施設には東京電力と三井物産が出資しており、発電能力 2,435MW、造水能力 73 万トン／日である。

•Taweeh Asia Power Company

IWPP 施設はタウイーラに位置し、発電能力 1,076MW、造水能力 44 万トン／日を有し、2009 年には同 2,220MW、73 万トン／日となる。同施設には日揮と丸紅が出資している。

•Emirates Sembcorp Water and Power Company

同社のフジアイラ IWPP 施設は、フジアイラ首長国 Qidfa に位置し、発電能力 861MW、造水能力 45 万トン／日である。

•Fujairah Asia Power Company

このプロジェクトはフジアイラ 2 と呼ばれ、UAE 最大規模の IWPP 事業となる。2010 年に運転開始予定で、発電能力 2,160MW、造水能力 59 万トン／日である。

(二) Abu Dhabi National Oil Company(ADNOC)

ADNOC の傘下企業については、項を改めて後述する。

(6) 国営企業の役割

前項でみたように、国営企業は、国の基幹産業である石油分野や将来的に育成を目指したい鉄鋼・アルミ・セメントなどの基礎産業および水・電力など公共事業に関わる分野などに設置されている。

国営企業が基幹産業分野において中心的役割を担っている理由としては、産業が急速に発展した経緯があり、基幹産業を担う民間企業が十分に育成されていないこと、また、国益を左右する基幹産業については、政策上国のコントロール下におくことが望ましいと考えられていることが挙げられる。

一方で、公共事業としての電力・水部門等においては、外資の持つ経営・技術ノウハウの導入等を目的に、1998 年以降外資導入を認め、その後同部門の民営化に踏み切っている。前述の TAQA 社による展開がその例である。

この他、石油関連産業においても、原油開発の欧米系メジャーとの共同実施、国営企業における業務の外国企業への委託等を通して、外国からの技術移転等によるノウハウの獲得に努めている。

(7) 政府系ファンド

中東各国は、豊富な石油収入を背景に政府系ファンド(Sovereign Wealth Funds :SWF)を有している。これらは、原油関連収入を将来的な価格下落に備えて資金運用するものや、積み上がった外貨収入の一部を積極的に運用して高いリターンを求めるものなど様々である。

アブダビにおける代表的な SWF として Abu Dhabi Investment Authority (ADIA)、International Petroleum Investment Company (IPIC)、Mubadala Development Company(ムバダラ開発)、Abu Dhabi Investment Council (ADIC) がある。

(イ) Abu Dhabi Investment Authority (ADIA: アブダビ投資庁)

1977 年に設立され、将来的な石油枯渇に備えるため、アブダビの政府余剰資金を運用している。ADIA 会長にはハリーファ首長、同副会長にはムハンマド皇太子、同専務理事にはシェイク・アハマド(故ザード首長の 11 男)が就任している。

その資産規模はベールに包まれており、運用資産は 2,500～8,750 億ドル(IMF レポート、日経、在 UAE 日本大使館、Standard & Chartered、MEED: Middle East Business Intelligence、モルガン・スタンレー等)と推計の域を出ない。

投資概要は、海外での投資を基本としており、ファンドマネージャーに委託した投資が過半を占める。短期の売買で利ざやを稼ぐのではなく、世界で通用する高い技術力を有する企業の株式を長期に亘り保有する傾向にあり、投資先の企業の経営には原則不干渉である。

投資内容は、株式が 50～60%、債券が 20～25%、不動産が 5～8%、プライベートエクイティが 5～8%、その他が 5～10% であり、全体としては米国への投資が多く、日本向け投資はおよそ 400 億ドルと言われている(在 UAE 日本大使館)。

2007 年 11 月には、シティグループに 75 億ドルの出資を行い、株式の 4.9% を保有する筆頭株主となった。

(口) International Petroleum Investment Company (IPIC)

1984 年にアブダビ国営石油会社(ADNOC)とアブダビ投資庁(ADIA)が折半出資で設立した会社で、アブダビ首長国外における石油及び石油化学分野に対して投資活動を行なっている。会長にはマンスール連邦大統領相(故ザード首長の 13 男)が就任している。

資産規模は非公開であるが、現在の総投資額は 100 億ドルと推定されている。投資先には、コスモ石油(日本:20.08%)、Hyundai Oilbank(韓国:70%)、Borealis(オーストリア:64%)、Gulf Energy Maritime(中東:30%)、PARCO(パキスタン:30%)、Oman Polypropylene(オマーン:20%)、CEPSA(スペイン:9.5%)などがある。

(ハ) Mubadala Development Company(ムバダラ開発)

2002 年に設立され、運用資産は約 100 億ドルである(同社 HP)。会長にはムハンマド皇太子、同副会長にはアブダビ執行評議会メンバーの Al Bawardi 氏が就任している。

フェラーリ(Ferrari)、ピアジオ・エアロ(Piaggio Aero Industries)への出資や、ロールスロイス(Rolls-Royce)、ドナルド・特朗普(Donald Trump)、ジョルジオ・アルマーニ(Giorgio Armani)、マンチェスター・ユナイテッド(Manchester United)、グレッグ・ノーマン(Greg Norman)、グッケンハイム美術館(Guggenheim Museum)との提携など、国内外で様々な投資を行なっている。

また、カタールからのガス・パイプラインの建設計画(ドルフィン・プロジェクト)など、資産運用以外にも実体のあるプロジェクトを手がけている。

(二) Abu Dhabi Investment Council (ADIC)

2006 年に、ADIA から資産の一部を移管する形で設立された。ADIC 会長にはハリーファ首長が就任している。

投資規模については非公開であるが、主な投資先や出資割合は以下の通りである。

- Al Hilal Bank (UAE) 100%
- Abu Dhabi Investment Company (UAE) 99.0%
- National Bank of Abu Dhabi (UAE) 70.48%
- Abu Dhabi Commercial Bank (UAE) 64.84%
- Union National Bank (UAE) 50.01%
- Abu Dhabi Aviation (UAE) 30.0%
- Abu Dhabi National Insurance Company (UAE) 23.8%
- Al Ain Ahlia Insurance Company (UAE) 19.7%
- Abu Dhabi National Hotels Company (UAE) 17.5%
- Abu Dhabi Islamic Bank (UAE) 19.7%

一方、ドバイにも同様の SWF が存在するが、ドバイの SWF は他の中東産油国のような豊富な石油収入を背景としたものではなく、周辺の豊かな産油国やその他諸外国からの資金を呼び込

み、これを再投資する性格のものである。

ドバイ首長国における主な SWF は以下の通りである。

(木) Dubai Holding

2004 年 10 月に設立され、同社会長にはドバイ執行評議会メンバーであり、ドバイ開発投資局局長の Mohammad Abudullah Al Gergawi 氏が就任している。

同社は 40 以上の傘下企業を統括しており、5 部門からなる商業活動グループと 2 部門からなる投資グループにより構成されている。商業活動グループにおける代表的なプロジェクトとしては、Emirates Towers、Jumairah Beach Hotel、Dubai Media City、Dubai Internet City などの不動産開発プロジェクトなどがある。一方、投資グループでは、総投資額は 75 億ドルと言われている Dubai International Capital (DIC) 社が活発な動きをみせている。

主たる投資対象は非上場株式であり、これまでの主な投資案件として、ディズニーに次ぐ世界 2 位のレジャー企業 Tussands Group、モーターホテル・チェーンのトラベロッジ、ダイムラー・クライスラーなどがある。

(ヘ) Dubai World

2006 年 7 月に設立され、同社会長にはドバイ執行評議会のメンバーであり、ドバイ港湾・税関・フリーゾーン庁長官の Sultan Ahmed bin Sulayem 氏が就任している。

同社も Dubai Holding 同様に 30 社以上におよぶ企業を傘下に持ち、金融、不動産、ホテル・観光、港湾・船舶などの実体のある会社を買収・設立している。

具体的には、港湾サービス部門の Dubai Port World 社による 2006 年の英国 P&O 社の取得や、不動産開発部門の中核企業 Nakheel 社による Palm Jumairah や The World などの不動産開発事業がある。

一方、投資部門では Istithmar 社による Standard & Chartered 銀行への 2.7% の資本参加や、米国の衣料品卸バーニーズを 150 億ドルで買収するなどの投資事業を行なっている。

(ト) Emaar Properties

1997 年に設立され、同社会長にはドバイ執行評議会のメンバーであり、ドバイ経済開発庁長官の Mohammad Al Abbar 氏が就任している。

同社は、ドバイにおける不動産企業の草分けであり、高層ビルのブルジュ・ドバイを建設中である。近年では、上海の中国国営企業との間で、中国国内の不動産開発事業に関わる覚書を締結している。

1. 1. 3 外交関係

(1) 外交関係の概況

外交については、連邦政府の専決事項となっているため、アブダビ首長国単独での外交は行われていない。そこで、アラブ首長国連邦としての外交について概観する。

UAE の外交は、基本的に 1981 年 5 月に創設された湾岸協力会議(GCC)に依拠し、アラブ・イスラム・非同盟世界との協調を基本に置きつつ、欧米やサウジアラビアとの良好な関係を基軸として非同盟中立の立場を守りながら稳健かつ西側寄りの「全方位善隣友好外交」を続けていく。

ただし、国内に多数のパレスチナ人を抱えていることもあり、アラブの大義、即ちパレスチナの解放という大義を保持する必要があるため、イスラエル寄りの姿勢を取っている米国との間には一定の距離を置いている。

一方、軍事・防衛面では、国家経済を支える石油施設が軍事的な攻撃に弱いこと、国防軍の兵隊の多くが他国籍人であること等が課題とされている。このため、近隣のアラブ諸国と協力して軍事・防衛に当たっている。なお、1991 年の湾岸戦争終了後は、米国以外の安保常任理事国へも依存する動きを示している。

近隣のアラブ諸国との関係においては、イラクの戦後復興では同国に対して 2 億ドル以上の無償資金供与を決定し、また、2002 年 4 月には同国との間で自由貿易協定を締結した。また、核問題に関しては、2006 年 12 月にリヤドで開催された GCC 首脳会議で湾岸 6 カ国の連名で核開発宣言を行なっている。

イランとの関係においては、前述した 3 島領有権問題(大トンブ島、小トンブ島、アブ・ムーサ島の帰属問題)があり、連邦政府は近隣アラブ諸国の支持を取り付け、交渉による解決を図ってきたが、未だに具体的な進展はみられていない。

(2) 我が国との関係

日本と UAE との公式な外交関係は、1971 年 12 月に連邦が成立した際に、日本が同国の独立を承認し、外交関係を樹立したときに始まる。その後 1973 年 12 月に在京 UAE 大使館が開設され、翌 74 年 4 月に在 UAE 日本大使館が開設された。これを機に、公式に両国の要人往来が始まった。

しかし、非公式な政治的関係としては、連邦結成前の 1970 年、大阪万国博覧会にアブダビ首長国がアブダビ館を出展し、アブダビ・ナショナルデーの 9 月 2 日に当時のアブダビ国防長官ハリーフア皇太子が来日し、常陸宮殿下・同妃殿下・愛知外務大臣の参列による式典が開催されたと記録されている。

日本と UAE との間には、侵略・戦争の歴史や宗教が絡んだ紛争の歴史もなく、その意味では政治上の懸案はないといってよい。

連邦結成以降、両国からの主要な要人往来を拾ったのが次の表である。両国とも石油に関連する訪問と考えられるものが多く、石油が外交上のキーになっていることがわかる。

図表1-1-6 日本と UAE の政府要人往来

日本側要人の首長国連邦訪問		アラブ首長国連邦側要人の日本訪問	
73年 5月	中曾根通産相		
12月	三木総理特使		
77年 8月	三宅衆議院副議長		
9月	石原環境庁長官		
78年 1月	園田外相		
9月	福田総理		
79年 7月	江崎通産相		
80年 2月	園田総理特使	80年 1月	オウェイス水・電力相
12月	田中通産相	7月	オタイバ石油相
		81年 10月	オタイバ石油相
82年 5月	安倍通産相		
83年 5月	山中通産相	83年 11月	ムハンマド国防相
		84年 3月	オタイバ石油相
86年 11月	桜内元外相	86年 9月	オタイバ石油相
		88年 2月	オタイバ石油相
		89年 2月	ムハンマド参謀総長(大喪の礼)
		"	ヌアイミ外相(大喪の礼)
		90年 5月	ザード大統領(国賓)
		"	スルターン副首相
		"	ムハンマド国防相
		"	ムハンマド参謀総長(随行)
		90年 11月	ムハンマド参謀総長(即位の礼)
92年 1月	渡部通産相		
		94年 11月	ゴバーシュ経済・商務相
95年 1月	木部衆議院議員		
同月	皇太子同妃両殿下		
96年 12月	高村外務政務次官	96年 4月	アブドゥッラ情報文化相
97年 11月	平林外政審議室長(総理特使)	97年 12月	ミドファ保健相(COP3)
99年 5月	与謝野通産相		
01年 1月	河野外相		
7月	平沼経産相		
9月	橋本元総理(総理特使)	01年 9月	シャルハーン教育青年相
02年 4月	松波外務大臣政務官		
5月	川口外相		
同月	中谷防衛庁長官		
9月	植竹外務副大臣(エネルギー・フォーラム)		
04年 1月	川口外相	04年 4月	ハムダーン副首相兼外務担当国務大臣
11月	河井外務大臣政務官		
05年 4月	逢沢外務副大臣		
7月	橋本元総理		
06年 1月	金田外務副大臣(ドバイ首長弔問)		
7月	伊藤外務大臣政務官		
07年 4月	安倍総理	07年 12月	ムハンマド・アブダビ皇太子
08年 2月	小池外務大臣政務官		
5月	奥田内閣特別顧問(総理特使)		
7月	額賀財務大臣		
10月	中曾根外務大臣		
同月	橋本外務副大臣		

出典:中東協力センター「アラブ首長国連邦概要」および外務省 HP より抜粋

1. 1. 4 貿易関係

(1)貿易関係の概況

UAE 全体の輸出総額は、IMF の統計(Direction of Trade Statistics)によれば 2005 年で 93,248 百万ドルである。このうち石油の輸出額は OPEC 統計によると 49,900 百万ドルであり、輸出総額の約半分を石油輸出に依存していることになる。石油輸出額においては、アブダビ首長国がその大部分を占めており、次いでドバイ首長国、わずかにシャルジャ首長国から輸出されている。

これら石油の輸出先は、日本、中国、インド、韓国の4カ国に対する総輸出量が全体の約 3 分の 2 を占めており、昨今は中国とインドの伸びが著しい。

図表1－1－7 UAE からの輸出額(主要国別)

(単位:100 万ドル)

	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	
				割合(%)	
日本	10,552	13,035	16,658	22,887	24.54
韓国	3,827	4,640	6,627	9,108	9.77
タイ	1,298	1,844	3,465	5,181	5.56
インド	1,124	1,363	3,592	3,995	4.28
イラン	1,680	1,869	2,506	3,327	3.57
オランダ	122	252	764	2,966	3.18
パキスタン	1,198	1,567	1,611	2,382	2.55
シンガポール	1,429	1,715	1,688	2,307	2.47
英国	1,065	1,267	1,426	1,974	2.12
オマーン	1,419	1,579	1,484	1,970	2.11
総輸出額	38,769	48,249	67,093	93,248	100.00

出典:IMF「Direction of Trade Statistics 2007」

図表1－1－8 UAE の輸入額(主要国別)

(単位:100 万ドル)

	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	
				割合(%)	
英國	2,236	2,198	4,609	9,909	9.98
中国	2,477	3,805	7,396	9,606	9.68
米国	2,352	2,622	4,470	9,324	9.39
インド	2,030	3,219	7,265	9,110	9.18
ドイツ	2,161	3,124	4,860	5,886	5.93
日本	2,635	3,406	5,071	5,327	5.37
シンガポール	795	665	2,093	4,063	4.09
韓国	1,611	1,280	2,846	3,512	3.54
イタリア	1,544	1,681	2,931	3,497	3.52
マレーシア	384	702	1,709	3,006	3.03
総輸入額	30,357	38,827	74,268	99,268	100.00

出典:IMF「Direction of Trade Statistics 2007」

(2) 我が国との関係

我が国との経済的な関係では、日本の通関統計によると、2006年のUAEから日本への輸出総額は31,590百万ドル、日本からUAEへの輸出総額は6,050百万ドルである。

日本への輸出を品目別にみると、ほぼ全量が鉱物性燃料(原油、石油製品、液化天然ガス等)であり、31,254百万ドルと全体の98.9%を占めている。

図表1-1-9 UAEから日本への主要輸出品目 (単位:100万ドル)

	2004年	2005年	2006年	構成比(%)
鉱物性燃料	18,076	25,038	31,254	98.9
原油	14,455	20,650	25,817	81.7
液化天然ガス(LNG)	1,323	1,472	1,858	5.9
LPG	675	931	1,284	4.1
液化ブタン	452	505	733	2.3
工業製品	203	248	292	0.9
金属品	178	213	260	0.8
アルミニウム塊など	177	213	260	0.8
総計	18,320	25,324	31,590	100.0

出典:財務省通関統計よりジェトロ作成

日本からUAEへの輸出を品目別にみると、機械機器の構成比が73.1%、うち輸送機器(自動車、トラック)が42.4%、また一般機械は16.1%を占め、建設機械(シャベルローダー、メカニカルシャベルなど)が伸びている。この他、鉄鋼製品は8.2%を占め、石油・ガス開発用の鋼板や鋼管なども伸びているとともに、電気機器も13.2%を占め、ビデオカメラを中心に回復を見せている。

図表1-1-10 日本の対UAE貿易収支 (単位:100万ドル)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
輸出(FOB)	2,945	3,622	4,605	4,868	6,050
輸入(CIF)	11,579	14,276	18,320	25,324	31,590
貿易収支	△ 8,634	△ 10,654	△ 13,715	△ 20,456	△ 25,540

出典:財務省通関統計よりジェトロ作成

この他、日本企業によるアブダビ首長国でのプロジェクト受注として、前掲の水・電力事業においては、東京電力と三井物産の出資によるArabian Power Companyと、日揮と丸紅の出資によるTaweebah Asia Power Companyによる発電・造水事業権の獲得がある。また、三菱重工業とアブダビ首長国のルワイス肥料会社(Ruwais Fertilizer Industries:FERTIL)との間で炭酸ガス回収技術を供与することが取り決められ、回収プラントが建設される予定である。

また、丸紅は、アブダビ首長国の国営企業であるGeneral Holding Corporationとの合弁で、アブダビ首長国内で活動を行う商社、アブダビ・トレードハウスを設立している。

金融面においては、2007年5月に国際協力銀行(JBIC)がアブダビ国営石油(ADNOC)との間で業務協力協定が締結されている。

公表された記事等の中から人物の往来を拾ったのが以下の表であるが、UAEと我が国との経済的関係においては、アブダビ首長国からの原油をはじめとする鉱物性燃料の輸入による結びつきが強く、エネルギー関係において人物の往来が多く見られる。一方、文化・教育も含めた交流も盛んであることが伺える。

図表1-1-11 両国の経済・学術往来・イベント開催

日本からのアラブ首長国連邦訪問・イベント		アラブ首長国連邦からの日本訪問・イベント	
		04年7月	UAE大学地質学科学生来日
04年11月	岡部・碓井両日本 UAE協会副会長訪ア(故ザード大統領弔問)	11月	アブドラー UAE郵政公社局長来日
		05年1月	ザード大学学生来日
		3月	アブドラー・アル・アーミー農業漁業省局長来日(中東ビジネスフォーラム2005出席)
		5月	オメール アブダビ国営石油会社最高執行責任者来日
		同月	UAEサッカー代表チーム来日
		同月	ヌアミー アブダビ水・電力庁民営化局長来日(タウイーラBプロジェクトの調印)
		05年11月	シャルジャ・アメリカン大学学生来日
		12月	カーシム トバイ市庁長官来日(トバイ・大阪パートナーシップ・フォーラム2005)
		06年5月	ザード大学卒業生来日
06年6月	岡部日本 UAE協会副会長訪ア(マスクード・アブダビ国民評議会議長と面談)	06年6月	アハメド・エミレーツ航空会長来日(中部国際空港/トバイ就航記念式典)
		06年11月	ハーリド・アル・ブスター UAE財政工業省次官補来日(第1回租税条約交渉)
07年1月	岡部日本 UAE協会副会長訪ア(ムハンマド・皇太子、ナヒヤーン高等教育相、アリー教育相と面談)		
3月	伊藤中東アフリカ局参事官訪 UAE(第2回租税条約交渉)		
4月	経団連ミッション派遣(日本/UAEビジネスフォーラム出席)	07年5月	シャルジャ高等技術大学学生来日
		7月	UAE大学・アブダビ石油大学学生来日
		9月	ナーセル・アル・ヘムヤーリ アブダビ文化遺産機構無形遺産部長来日
		10月	ハーリド・アル・ブスター UAE財政工業省次官補来日(第3回租税条約交渉)
		11月	トバイ女子工科大学学生来日
08年1月	Japan Forum in UAE 開催	同左	両国共催
2月	World Future Energy Summit 参加(JETROによる展示会への出典)	08年2月	アブダビ政府系企業代表団来日(アブダビ産業シンポジウム2008出席)

出典:日本 UAE協会季刊誌「UAE」などから作成

1. 2. 社会・経済構造

1. 2. 1 人口

(1) 人口

アブダビ首長国の人団については複数の数字が存在する。これは、人口の約8割を占める外国人労働者の数を正確に把握することが困難であることに起因すると考えられる。

例えば、Abu Dhabi Tourism Authorityによれば、2006年における人口は1.46百万人となっており、2001年から2006年までの平均伸び率は4.6%で、これが2010年には1.75百万人になると見込んでいる。

一方、アブダビ商工会議所発表の統計によれば、2007年における人口は2.05百万人となっており、このうち UAE 自国民の比率は20%程度、残りは海外からの移民、出稼ぎ労働者とされている。

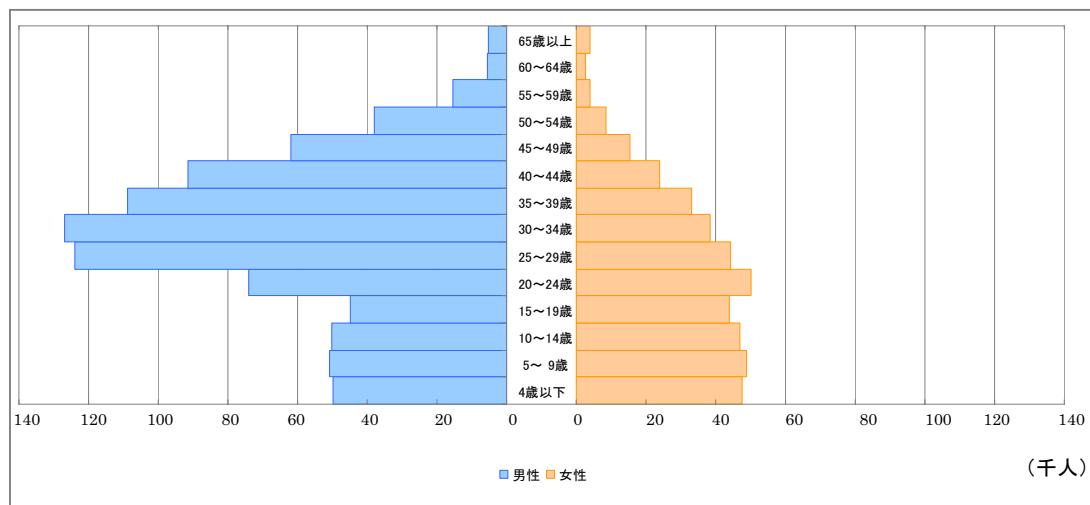
また、5年に一度国勢調査が行われており、直近の2005年の数字では、人口は1.26百万人となっている。

都市部の人口については、2007年9月に発行された「Plan Abu Dhabi 2030」によれば、2007年の都市部の人口は930,000人、これが2013年には1.3百万人、2020年には2百万人、2030年には3.1百万人まで増えるとの想定で、都市開発が計画されている。

(2) 年齢・男女構成

2005年に行われた国勢調査によれば、アブダビ首長国の人団における67.3%が男性である。年齢別人口構成をみると、20～50代の男性の数が、女性の数を大幅に上回っており、これは、海外からの移民、出稼ぎ労働者の多さに起因すると見ることが出来る。また、30歳未満が人口の半数以上を占めている。

図表1-2-1 アブダビの男女別人口構成(2005年) <グラフ>



出典:2005年国勢調査 Abu Dhabi Department of Planning and Economy

図表1-2-2 アブダビの男女別人口構成(2005年) <表> (単位:人)

年齢	合計		女性		男性	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
0-4	97,566	7.8%	47,612	11.6%	49,954	5.9%
5-9	99,363	7.9%	48,702	11.9%	50,661	6.0%
10-14	97,126	7.7%	46,826	11.4%	50,300	5.9%
15-19	88,840	7.1%	43,827	10.7%	45,013	5.3%
20-24	124,231	9.9%	50,044	12.2%	74,187	8.8%
25-29	168,125	13.4%	44,234	10.8%	123,891	14.6%
30-34	165,051	13.1%	38,230	9.3%	126,821	15.0%
35-39	142,054	11.3%	33,180	8.1%	108,874	12.8%
40-44	115,140	9.2%	23,804	5.8%	91,336	10.8%
45-49	77,264	6.1%	15,405	3.7%	61,859	7.3%
50-54	46,629	3.7%	8,607	2.1%	38,022	4.5%
55-59	19,391	1.5%	3,887	0.9%	15,504	1.8%
60-64	8,334	0.7%	2,601	0.6%	5,733	0.7%
65-	9,238	0.7%	3,933	1.0%	5,305	0.6%
計	1,258,352	100.0%	410,892	100.0%	847,460	100.0%

出典:2005年国勢調査 Abu Dhabi Department of Planning and Economy

(3)国籍別人口

前述のように、アブダビの人口の約80%は海外からの移民、出稼ぎ労働者であり、そのうち約2/3がインド、パキスタン、イラン、スリランカ、バングラデッシュ、フィリピン等のアジアから、残りはアラビア諸国、ヨーロッパ、北米からと言われている。

近年、急速な経済成長の一方で、UAE自国民と外国人間の生活環境の格差拡大が問題となりつつあり、最近では過酷な労働環境とあいまってストライキ・暴動等の発生も一部で見られる。

世帯当たりの平均収入は、UAE自国民が30,199Dhs./月(2005年)である一方、外国人は9,890Dhs./月(2004年)といわれており、UAE自国民の1/3以下の水準となっている。

1. 2. 2 労働環境

(1) 労働環境概要

アブダビ首長国政府は、自国の発展にとって、労働資源の有効活用が不可欠であるとの認識から、自国民の育成及び熟練した外国人労働者の安定的な確保のために、以下の目標を掲げている。

- ① UAE自国民の完全雇用
- ② 国内の労働法と国際的な基準の遵守
- ③ 摼取的、強制的な労働慣習の排除と人身売買の撲滅
- ④ 安全かつ健全な労働環境の提供
- ⑤ あらゆる形式の差別の排除
- ⑥ 持続的な社会・経済発展に必要な、十分かつ安定的な労働供給

また、現在 Department of Labour and Social Services の新設を計画中であり、健康と生活環境の2つの分野における取組の充実を図っている。

2006 年には、外国人居住者に対する健康保険制度を導入し、雇用者は就業者の保険を最大 18 歳以下 3 人まで負担する事となった。

さらに、外国人労働者の住環境を改善すべく、250 億 Dhs.をかけて 140,000～180,000 人を収容出来る住居の建設を計画中である。

一方、労働環境における問題の多くは、法制度の不備に起因するという認識のもと、労働者の健康と安全の確保を目的に、労働者の保護強化を進めようとしている。特に非熟練労働者の雇用に関しては、海外のエージェンシーが斡旋をしている場合が多く、賃金の中間搣取等の問題が発生しており、これに対処すべく規制の導入を検討している。労働者の教育に関しても、言語教育や就業前の事前教育を含むプログラムを計画中である。

(2) 産業部門別労働者

UAE の 2006 年における産業部門別労働者の比率は、建設 29.0%、貿易 13.5%、公的部門 8.8%と、この3部門で全体の 51.3%を占めている。以下、製造業 8.1%、家庭部門(メイド、運転手、ボイイ等) 7.8%、交通 6.8%、不動産 5.2%、農業 4.7%等となっている。1995 年と比べると、近年の建設ブームを背景に、建設、不動産の比率が大きく増加している。

表1-2-3 UAE の産業部門別労働者数 (単位:%)

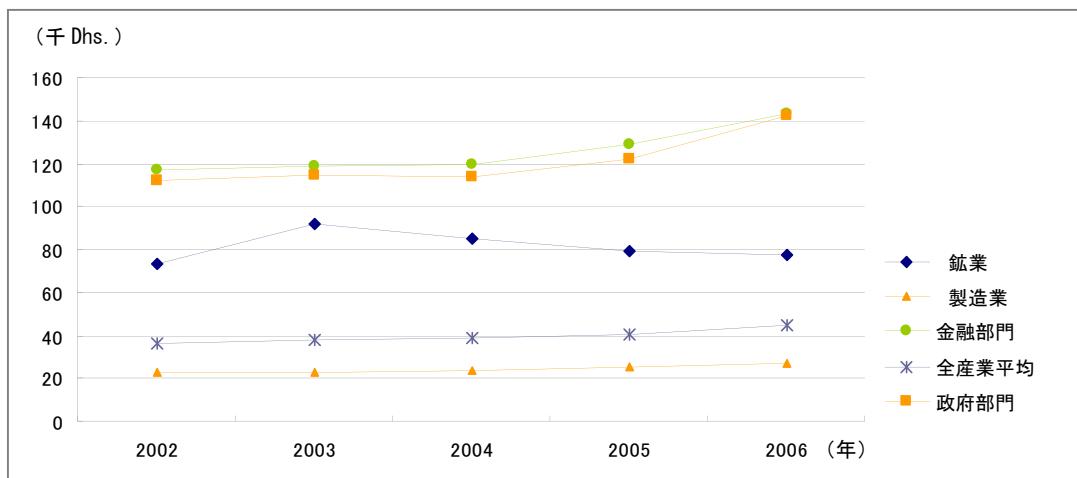
	1995	2005	2006
建設	19.4	28.6	29.0
貿易	14.0	13.6	13.5
公的部門	13.3	8.6	8.8
製造業	11.0	8.5	8.1
家庭部門(メイド、運転手、ボーイ等)	7.9	8.0	7.8
交通	7.2	6.7	6.8
不動産	2.6	5.0	5.2
農業	7.4	4.7	4.7
ホテル・レストラン	3.5	4.0	4.1
教育	3.8	2.8	2.8
社会・個人サービス	3.1	2.3	2.3
鉱業	2.3	1.8	1.8
健康	1.8	1.8	1.8
金融	1.3	1.5	1.5
電力・ガス	1.0	1.0	1.0
漁業	0.6	0.2	0.2
計	100.0	100.0	100.0

出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

(3) 産業部門別賃金

UAEにおける平均賃金は、産業部門別に大きな開きがある。最も高いのは政府部門と金融部門であり、全産業平均の3倍以上となっている。その他では、鉱業部門が平均の1.75倍と比較的高い一方、製造業は平均の0.6倍、家庭部門にいたっては0.28倍という低い水準となっている。また、近年のインフレ傾向を背景に賃金の上昇が続いているが、政府部門、金融部門の賃金上昇率は、他の部門を上回り、賃金格差は広がる傾向にある。

図表1-2-4 UAE の産業部門別賃金<グラフ>



出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

図表1-2-5 UAEの産業部門別賃金<表>

(単位:千Dhs.)

部門	2002	2003	2004	2005	2006	
					対平均比	
非金融部門	27.7	29.7	30.0	31.2	33.7	0.76
農業	15.6	15.7	16.1	17.4	19.1	0.43
鉱業	73.1	91.8	85.0	78.9	77.6	1.75
製造業	22.5	23.0	23.3	25.0	27.0	0.61
電気/ガス	52.1	51.2	52.9	53.9	57.8	1.30
建設業	24.3	30.1	30.6	29.5	32.2	0.73
卸売/小売業	27.1	28.2	28.3	29.9	32.2	0.73
レストラン/ホテル	21.6	21.9	22.3	23.9	25.8	0.58
交通/通信	59.2	60.5	63.0	64.4	69.4	1.57
不動産	21.9	22.8	22.9	24.5	26.7	0.60
社会・個人サービス	25.2	25.6	25.0	27.9	30.5	0.69
金融部門	117.2	118.4	119.3	129.0	142.8	3.22
政府部門	112.0	114.2	113.4	122.3	142.2	3.21
家庭部門	10.3	10.3	10.6	10.8	12.5	0.28
全産業平均	36.3	38.1	38.4	40.5	44.3	1.00

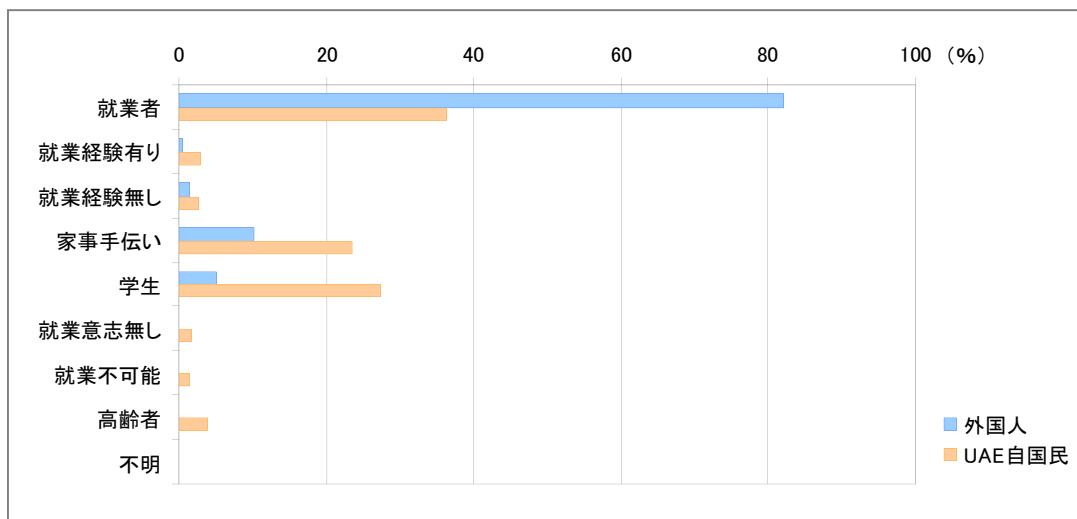
出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

(4)就業状況

2005年の統計によれば、UAEにおいては、15歳以上の75.0%が就業している。残りの大半が家事手伝いか学生である。これを UAE 自国民、外国人に分けて見ると、UAE 自国民の就業率は36.3%と低く、家事手伝いと学生が50.8%を占めている。これは UAE 自国民の平均年齢が低いこと等が原因と思われる。一方、外国人の就業率は、UAEへの出稼ぎ労働者とその家族が大半であるため、82.1%と非常に高い。

また、UAEの年齢別就業者数を見ると、20代から30代前半までが56.8%と大半を占めており、特に UAE 自国民の場合、20代から30代前半までが66.4%と約2/3を占めている。

図表1-2-6 UAEの就業状況(2005年)<グラフ>



出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

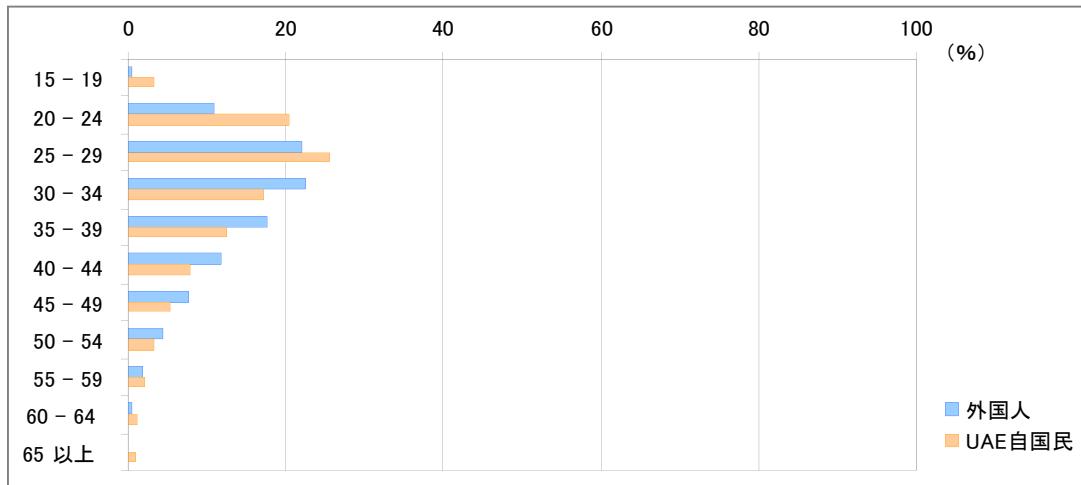
図表1-2-7 UAEの就業状況(2005年)<表>

(単位:%)

	合計			外国人			UAE自国民		
	計	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性
就業者	75.0	35.1	90.3	82.1	42.9	94.3	36.3	14.9	57.6
非就業者	25.0	64.9	9.7	17.9	57.1	5.7	63.7	85.1	42.4
就業経験有り	0.8	0.5	1.0	0.5	0.4	0.5	2.9	0.5	5.2
就業経験無し	1.6	2.2	1.3	1.4	1.9	1.2	2.7	2.9	2.6
家事手伝い	12.3	44.3	0.0	10.2	43.3	0.0	23.4	47.0	0.0
学生	8.6	15.5	5.9	5.1	10.2	3.6	27.4	29.2	25.6
就業意志無し	0.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.1	1.6	0.9	2.3
就業不可能	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.2	1.5	0.8	2.2
高齢者	0.8	1.5	0.6	0.3	0.7	0.1	3.9	3.5	4.4
不明	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

図表1-2-8 UAEの年齢別就業者(2005年)<グラフ>



出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

図表1-2-9 UAEの年齢別就業者(2005年)<表>

(単位:%)

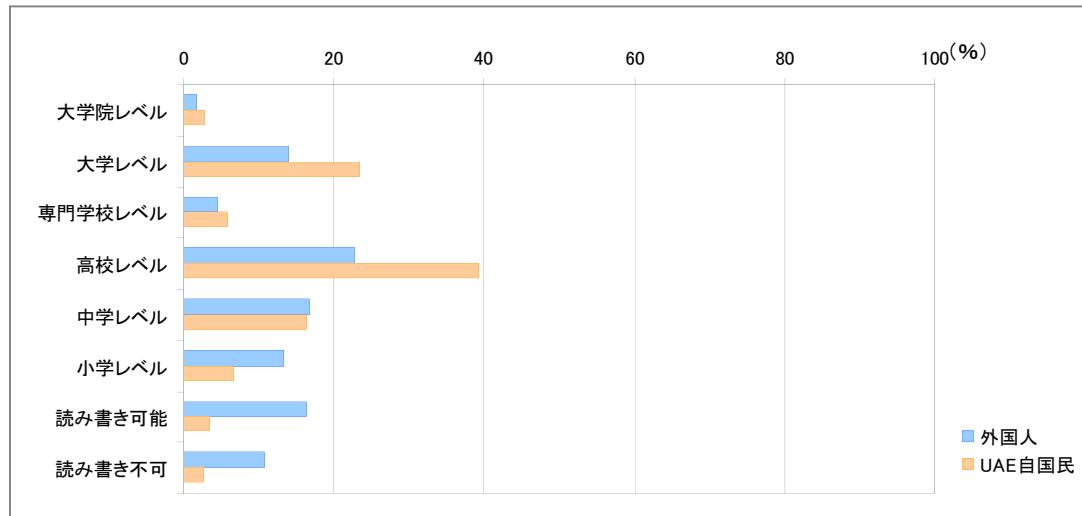
	合計			外国人			UAE自国民		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
15 - 19	0.7	1.4	0.6	0.5	1.5	0.4	3.2	1.3	3.7
20 - 24	11.6	19.5	10.4	10.9	19.7	9.6	20.4	18.0	20.9
25 - 29	22.3	26.7	21.7	22.1	25.7	21.6	25.6	34.7	23.3
30 - 34	22.2	21.4	22.3	22.6	21.3	22.7	17.2	22.1	15.9
35 - 39	17.2	14.1	17.6	17.6	14.2	18.0	12.6	13.5	12.4
40 - 44	11.5	8.5	11.9	11.8	8.8	12.2	7.9	5.9	8.4
45 - 49	7.4	4.6	7.8	7.6	4.9	7.9	5.4	2.6	6.2
50 - 54	4.4	2.4	4.7	4.5	2.6	4.7	3.3	0.9	4.0
55 - 59	1.9	0.8	2.1	1.9	0.9	2.1	2.2	0.4	2.6
60 - 64	0.6	0.2	0.6	0.5	0.2	0.5	1.2	0.2	1.5
65 以上	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2	0.9	0.3	1.1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

(5)就業者の学歴の状況

UAE の学歴別の就業状況を見ると、全体では、大学レベル(University)未満が 80%を超えて、非熟練工が多数を占めている事が伺える。UAE 自国民と外国人に分けて見ると、UAE 自国民の場合、高校レベル(Secondary)以上の比率が 70.9%と、外国人の 42.9%に比べて高い。

図表1－2－10 UAE の就業者の学歴の状況<グラフ>



出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

図表1－2－11 UAE の就業者の学歴の状況<表>

(単位:%)

学歴レベル	合計				外国人				UAE 自国民			
	計	累計	男性	女性	計	累計	男性	女性	計	累計	男性	女性
Post Graduate 大学院レベル	1.8	1.8	2.8	1.7	1.8	1.8	2.7	1.6	2.7	2.7	3.4	2.5
University 大学レベル	14.6	16.4	26.0	12.9	13.9	15.7	22.9	12.6	23.3	26.0	48.8	16.7
Below University 専門学校レベル	4.6	21.0	7.7	4.1	4.5	20.2	7.5	4.1	5.7	31.7	9.8	4.7
Secondary 高校レベル	23.9	44.9	23.1	24.1	22.7	42.9	22.1	22.8	39.2	70.9	30.4	41.4
Preparatory 中学校レベル	16.7	61.6	10.5	17.6	16.7	59.6	11.3	17.5	16.4	87.3	4.3	19.6
Primary Preparatory 小学校レベル	12.8	74.4	8.4	13.4	13.3	72.9	9.4	13.8	6.6	93.9	1.2	8.0
Can read and write 読み書き可能	15.3	89.7	14.7	15.4	16.3	89.2	16.5	16.2	3.5	97.4	1.0	4.1
Illiterate 読み書き不可	10.2	99.9	6.7	10.7	10.8	100.0	7.5	11.3	2.6	100.0	0.9	3.0
合計	100.0		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		100.0	100.0

出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

(6)女性の社会進出

UAE 憲法の下、女性は男性と同等の法的地位、役職、教育、医療介護、社会保障を享受することができ、専門職を開業する権利が与えられている。

UAE の労働人口全体に占める女性の割合は、現在 22.4%(1995 年は 5.4%)といわれており、女性の教育レベルの向上、社会的規制の緩和等により、女性の就業状況の改善に関して一定の成果が見られている。

しかしながら、男女均等は依然として課題が多いと考えられており、UAE 政府は、女性の立場に関する声明の中で、女性権利拡大、女性に対する差別の排除に向けて継続して努力を続ける意向を示すとともに、女性の権利拡大のための機関である GWU(Genral Women Union)を設置し、男女間の格差の是正に取り組んでいる。

また、国立ザード大学関係者によれば、女子学生は、結婚相手を自由に選べないことや、アラブ社会に限られた生活(海外に出ることは制約されている)に不満をもっており、自らの意思による職業選択への希望が非常に強いとのことであった。医者、弁護士など社会的ステータスの高い職業の他、メディア、インテリア関係、建築家や教師なども人気があるとのことである。

UAEにおいては、総じて、女性の社会進出への意欲は高いと考えられるが、一方で、高学歴の女性であっても、その能力を活かす機会が与えられないことに対する不満もあり、近い将来、女性の起業活動が活発化する可能性もあると考えられる。

(7)若年層の失業(自国民化政策の現状)

UAEにおいては、外国人労働者が入国する際には、雇用者による保証が義務付けられており、労働者が解雇された場合、新規の就業先を見つけられなければ、出国しなければならなくなる。従って、UAEにおける失業問題は、専ら UAE 自国民を対象としたものと考えることが出来る。

UAEにおける失業率(非就業者÷労働力人口)は、これまで低位で推移しているものの、1995 年の 1.8% から 2006 年には 3.17% まで上昇し、徐々に問題として認識されつつある。

政府は、産業の多角化によって雇用の絶対数を増加させるとともに、労働者に占める UAE 自国民の割合を高めることを目的とした自国民化政策(エミラティゼーション)を実施している。銀行業においては、1999 年 1 月より自国民比率を毎年 4% 増加させることが義務付けられており、2010 年までに 40% を達成することが目指されている。2005 年 11 月末の中央銀行の発表によると、銀行部門の総従業員数 22,071 人のうち UAE 自国民は 5,817 人を占め、自国民比率は 26.4% となっている。

また従業員 50 人以上の商業分野の企業に対しては、2004 年以降毎年 2% 以上の自国民率引き上げが義務付けられている。(ただし、後に 2006 年 4 月 30 日までの猶予期間が与えられた)。さらに、従業員 100 人以上の企業では、政府関係手続きを行う渉外担当者(PRO)を自国民にしなければならない等の定めもある。一方で、外国人労働者を大量に雇用する必要のある建設業に対しては、実態として同ルールは適用されていない(2006 年 3 月現在)。

上記の自国民雇用比率の条件を満たし、かつ同一国出身の従業員の割合が 30% 以下の企業

(カテゴリーA 企業)は、従業員雇用の際に必要となる銀行保証金が免除される。自国民雇用比率の条件を満たさず、同一国出身の従業員の割合が 31%以上 74%以下の企業(カテゴリーB 企業)は、従業員一人当たり 3,000Dhs.(500 人まで。501 人以上は一人当たり 1,000 Dhs.)、最高 300 万 Dhs.の銀行保証金を支払わなければならない。自国民雇用比率の条件を満たさず、同一国出身の従業員の割合が 75%以上の企業(カテゴリーC 企業)は、一人当たり 3,000 Dhs.、最高 500 万 Dhs.を支払う。この銀行保証金の制度は、従業員 50 人未満の企業に対しても適用されている。

UAE は、人的資源開発・雇用庁(Tanmia) を 1999 年に大統領令によって設立した。Tanmia は自国民に対して労働技能を修得するための研修を行い、雇用を斡旋するなどしている。Tanmia によると、2004 年の全労働者の自国民比率は 9.3% で、1995 年の 9.1% からほとんど改善していない。Tanmia は、今後自国民化が期待される業種として、労働者全体の 28% が従事する建設部門を挙げている。建設部門に従事する労働者の大部分は建設現場の作業員であるが、一方で 17,000 人の事務員がおり、自国民化が可能であるとしている。17,000 人のうち、現状では UAE 自国民は僅か 3.4% を占めるのみで、そのうち 74% 以上が管理職である。建設部門の自国民化が進まない背景には、他業種と比べて賃金が低い、他業種と比べて労働時間が長いなどの理由があるが、Tanmia は政府と一体となって何らかの対策を講じる必要があるとしている。また、政府は、石油・ガス産業、電力、防衛部門における物品購入において、自国民比率の目標値を契約の中に記載することを義務付けている。

一方、アブダビの年齢層別の失業率のデータは明らかではないが、将来における若年層の人口増加に伴い、自国民の失業問題が懸念されている。現状、自国民の大半は、公的部門、金融、石油と言った高賃金の分野へ雇用されているが、将来的にはこれらの部門のみでは、増加する若年層の雇用を賄う事は出来ないと考えられている。従って、民間部門での安定した産業の育成が求められている。

ただし、毎年労働力として市場に出てくるアブダビの自国民は、多く見積もっても 6,000 人程度と見られており、毎年 6,000 人の新規就業者の雇用を確保できれば、自国民の失業率が悪化することはないという見方も出来る。

1. 2. 3 教育環境

(1)教育環境の概要

現在の UAE の教育体制は 1970 年代初期に定められたものであり、以下のように、計 14 年間、4 段階のレベルに分かれている。UAEにおいては、国が行う教育は基本的に全て無料とされ、幼稚園から大学までの各段階における教育が提供されている。

①Kindergarten(幼稚園レベル)	4 才から 5 歳まで 2 年間
②Primary(小学校レベル)	6 才から 12 才まで 6 年間
③Preparatory(中学校レベル)	12 才から 15 才まで 3 年間
④Secondary(高校レベル)	15 才から 18 才まで 3 年間
その他…Technical Secondary School	12 才から 18 才まで 6 年間

図表1-2-12 UAE の学校数、生徒数等の推移

	2001/ 2002	2002/ 2003	2003/ 2004	2004/ 2005	2005/ 2006
学校数 (校)	1,206	1,208	1,225	1,238	1,217
教室数 (室)	25,197	25,630	26,758	28,724	29,208
教員数 (人)	39,679	40,278	42,306	43,589	46,857
生徒数 (人)	589,853	600,735	616,209	634,408	658,814
Kindergarten(幼稚園)	70,702	74,811	78,000	82,733	89,511
Primary(小学校)	285,473	266,224	253,330	261,233	270,562
Preparatory(中学校)	128,782	153,009	174,402	177,036	184,986
Secondary(高校)	95,388	98,021	102,279	105,455	110,885
Special Needs Ed.	1,838	1,632	1,272	1,574	1,769
Religious & Tech.	3,316	2,975	2,815	2,487	1,101
Woman Societies	4,354	4,063	4,111	3,890	4,008
Literacy & Adults Educ.	19,855	21,330	22,864	21,481	17,270
大学生 (人)	64,674	71,194	69,741	69,578	—
男性	22,350	—	24,810	24,300	—
女性	42,324	—	44,931	45,278	—
大学院生 (人)	10,253	11,475	13,160	13,973	—
男性	2,956	3,309	4,614	4,604	—
女性	7,297	8,166	8,546	9,369	—

出典: The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

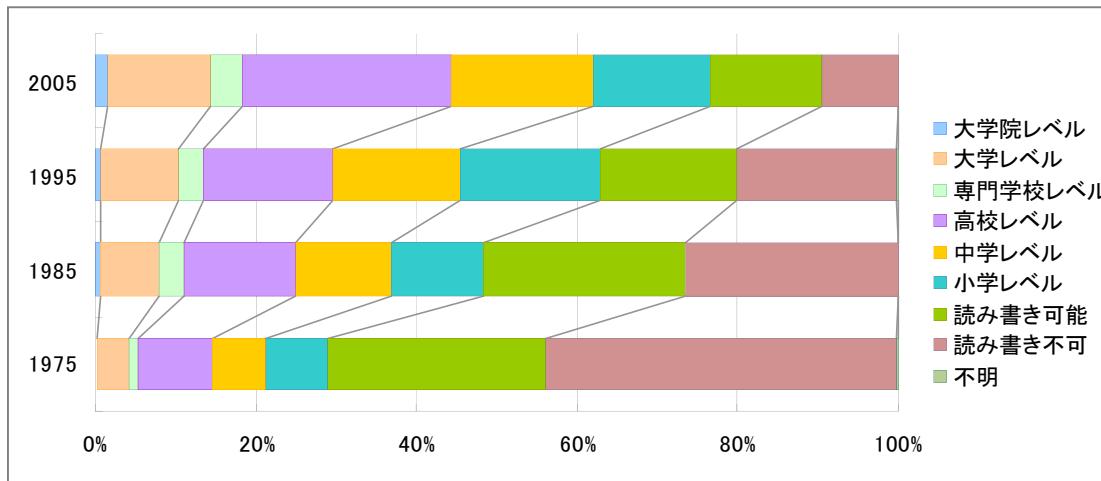
(2)教育レベル

UAE の 2005 年の教育レベルを見ると、Illiterate(読み書き不可)9.3%、Read & Write(読み書き可能)13.9%、Primary(小学校レベル)14.6%、Preparatory(中学校レベル)17.8%、Secondary(高校レベル)25.9%、Above Secondary(専門学校レベル)4.0%、University(大学レベル)12.8%、Above University(大学院以上レベル)1.5%となっており、1975 年に比べると、Illiterate(読み書き不可)の比率が大幅に下がり、Preparatory(中学校レベル)以上の比率が着実に上昇している。

参考までに 2004 年における各国の大学進学率の状況を見ると、1 位 大韓民国:89%(四年制

大学・専門大学)、2位フィンランド:87%(四年制大学・ポリテクニック)、3位アメリカ:82%(四年生および二年制大学)、3位スウェーデン:82%、5位ノルウェー:80%で、日本は54%で10位となっている。

図表1-2-13 UAEの学歴別人口比率(10歳以上のみ)の推移<グラフ>



出典:The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

図表1-2-14 UAEの学歴別人口比率(10歳以上のみ)の推移<表> (単位:人)

学歴レベル	1975	1985	1995	2005				
大学院レベル	1,227	0.3%	6,919	0.7%	14,513	0.7%	54,751	1.5%
大学レベル	17,556	4.0%	74,952	7.2%	188,839	9.5%	455,210	12.8%
専門学校レベル	4,813	1.1%	33,459	3.2%	64,925	3.3%	142,536	4.0%
高校レベル	40,111	9.2%	142,656	13.8%	315,516	15.9%	921,850	25.9%
中学レベル	28,682	6.6%	122,847	11.9%	317,095	16.0%	632,240	17.8%
小学レベル	34,655	7.9%	120,411	11.6%	343,817	17.4%	520,147	14.6%
読み書き可能	118,754	27.1%	260,124	25.1%	337,757	17.1%	493,102	13.9%
読み書き不可	191,153	43.7%	273,646	26.4%	392,381	19.8%	331,348	9.3%
不明	757	0.2%	294	0.0%	3,858	0.2%	3,722	0.1%
合計	437,708	100.0%	1,035,308	100.0%	1,978,701	100.0%	3,554,906	100.0%

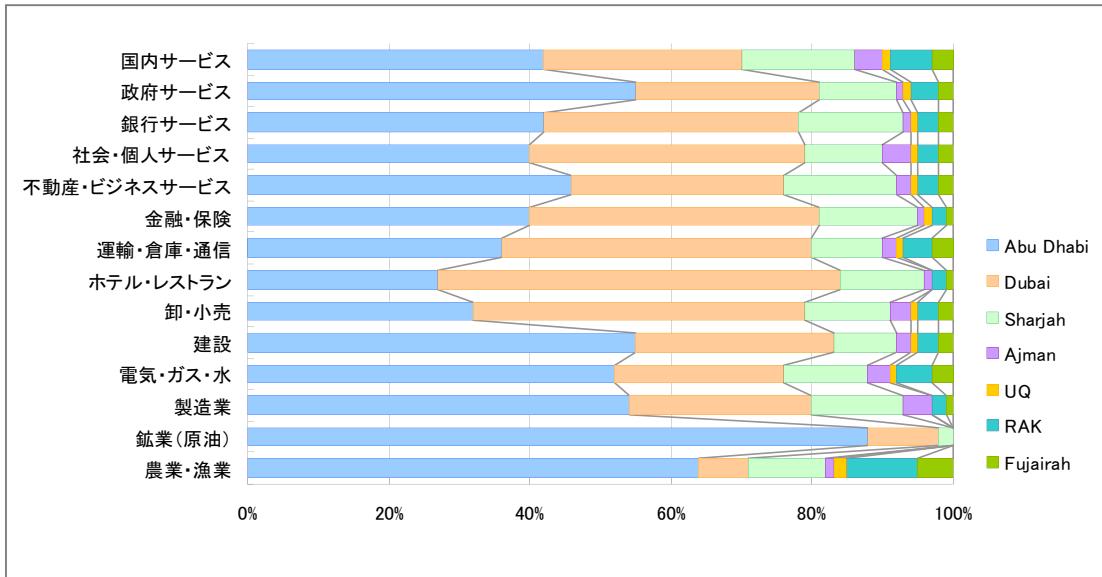
出典:The Annual Economic and Social Report 2006, Ministry of Economy, United Arab Emirates

1. 2. 4 マクロ経済

(1) UAEにおける産業部門別 GDP

アブダビ首長国の産業は、GDPベースで UAE 全体の約 60%を占めるが、その大部分は原油関連産業である。

図表1-2-15 UAEにおける産業部門別 GDP のシェア<グラフ>



出典:アブダビ商工会議所 Annual Report2000

図表1-2-16 UAEにおける産業部門別 GDP<表>

	Abu Dhabi	Dubai	Sharjah	Ajman	UQ	RAK	Fujairah	合計
農業・漁業	64%	7%	11%	1%	2%	10%	5%	—
鉱業(原油等)	88%	10%	2%	—	—	—	—	48,726
鉱業(その他)	—	—	—	—	—	—	—	639
製造業	54%	26%	13%	4%	—	2%	1%	240
電気・ガス・水	52%	24%	12%	3%	1%	5%	3%	4,014
建設	55%	28%	9%	2%	1%	3%	2%	16,319
卸・小売	32%	47%	12%	3%	1%	3%	2%	31,690
ホテル・レストラン	27%	57%	12%	1%	—	2%	1%	3,560
運輸・倉庫・通信	36%	44%	10%	2%	1%	4%	3%	13,818
金融・保険	40%	41%	14%	1%	1%	2%	1%	12,174
不動産・ビジネスサービス	46%	30%	16%	2%	1%	3%	2%	17,421
社会・個人サービス	40%	39%	11%	4%	1%	3%	2%	3,432
銀行サービス	42%	36%	15%	1%	1%	3%	2%	4,271
政府系サービス	55%	26%	11%	1%	1%	4%	2%	20,873
国内サービス	42%	28%	16%	4%	1%	6%	3%	1,510
合計	57%	27%	9%	2%	1%	3%	1%	190,455

出典:アブダビ商工会議所 Annual Report2000

(2) 経済概況

アブダビの名目 GDP は 2006 年 20.7%、2007 年 12.0%と、過去 2 年間平均 16.3% の伸びを記録した。支出項目別では、固定資本形成が 2006 年 29.7%、2007 年 12.9%、輸出 2006 年 16.5%、2007 年 8.3%、輸入 2006 年 29.8%、2007 年 21.9% と、固定資本形成、及び、輸入の伸びが高い。

一方、実質 GDP の伸びは、2006 年 4.7%、2007 年 8.0% で、過去 2 年間の平均は 6.3% である。賃金は 2006 年 5.3%、2007 年 7.7% 伸びたが、これは、消費者物価指数の伸び 2006 年 10.3%、2007 年 7.6% を下回り、実質賃金は上がっていない。一人当たり GDP は名目では、2006 年 13.2%、2007 年 4.2% 伸びたが同じく実質ではほぼ横ばいである。

図表1－2－17 アブダビ首長国の経済概況

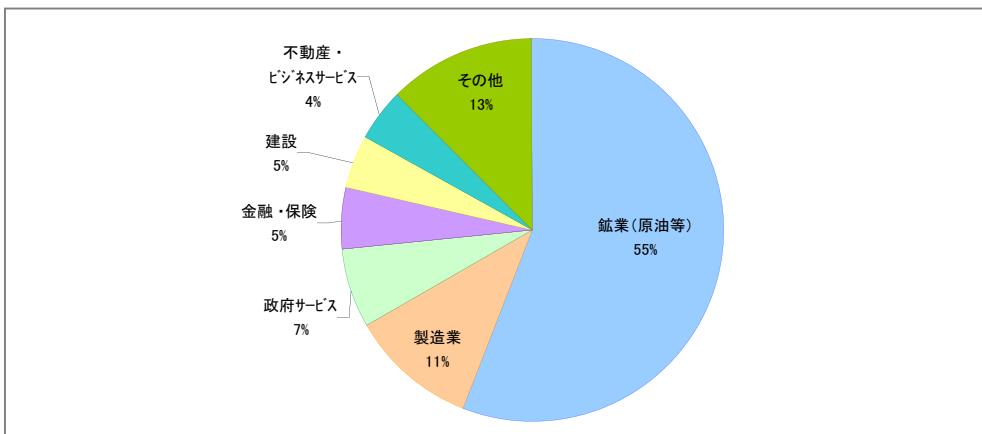
	2005	2006	2007	05-06	06-07	05-07
人口(千人)	1,778	1,900	2,035	6.9%	7.1%	7.0%
労働者数(千人)	963	1,006	1,063	4.5%	5.7%	5.1%
固定資本形成	43	56	63	29.7%	12.9%	21.0%
輸出(10 億 Dhs.)	201	234	253	16.5%	8.3%	12.3%
輸出(除再輸出)	193	230	247	19.2%	7.6%	13.2%
輸入(10 億 Dhs.)	35	46	56	29.8%	21.9%	25.8%
賃金(10 億 Dhs.)	47	49	53	5.3%	7.7%	6.5%
消費者物価指数	100	110	119	10.3%	7.6%	8.9%
GDP(10 億 Dhs.)	298	360	403	20.7%	12.0%	16.3%
GDP(2005 年ベース)	298	312	337	4.7%	8.0%	6.3%
一人当たりの GDP	168	190	198	13.2%	4.2%	8.6%
一人当たり GDP(2005 年ベース)	168	164	168	-2.0%	2.3%	0.1%

出典: ABU DHABI Economic Performance & OUTLOOK 2007

(3) 産業部門別 GDP

アブダビの 2007 年の産業部門別の GDP の 56.4% を鉱業(原油等)が占めている。次いで、製造業 11.2%、政府サービス 6.6%、金融・保険 5.3%、建設 4.7%、不動産・ビジネスサービス 4.4%、卸・小売・修理サービス 4.0%、運輸・倉庫・通信 3.4%、農業・畜産・漁業 1.9%、電気・ガス・水 1.5%、社会個人サービス 1.2%、レストラン・ホテル 0.7% となっている。

図表1-2-18 アブダビ首長国における産業部門別 GDP シェア(2007) <グラフ>



出典:ABU DHABI Economic Performance & OUTLOOK 2007, ABU DHABI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

図表1-2-19アブダビ首長国における産業部門別 GDP(2007) <表> (単位:百万 Dhs.)

	2005	2006	2007		05-07 増分	
			シェア	額	シェア	
鉱業(原油等)	169,868	205,759	227,217	56.4%	57,349	20.1%
非石油部門計	128,206	153,951	175,868	43.6%	47,662	17.1%
製造業	32,330	39,355	45,000	11.2%	12,670	18.0%
政府サービス	19,852	23,950	26,490	6.6%	6,638	15.5%
金融・保険	16,480	18,644	21,200	5.3%	4,720	13.4%
建設	13,080	15,606	19,005	4.7%	5,925	20.5%
不動産・ビジネスサービス	12,698	14,910	17,642	4.4%	4,944	17.9%
卸、小売、修理サービス	10,982	14,100	16,110	4.0%	5,128	21.1%
運輸、倉庫、通信	8,960	12,205	13,500	3.4%	4,540	22.7%
農業・畜産、漁業	6,870	7,110	7,688	1.9%	818	5.8%
電気、ガス、水	4,634	5,291	5,925	1.5%	1,291	13.1%
社会個人サービス	3,791	4,300	4,850	1.2%	1,059	13.1%
レストラン・ホテル	2,123	2,507	2,901	0.7%	778	16.9%
合計	297,930	359,560	402,928	100.0%	104,998	16.3%

出典:ABU DHABI Economic Performance & OUTLOOK 2007, ABU DHABI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

石油部門(原油部門、精製部門)、公共部門、民間部門ごとのGDPを見ると、原油部門56.4%、精製部門及びガス液化部門9.4%、民間部門18.2%、公的部門16.1%となっている。

図表1-2-20 アブダビ首長国における部門別(石油、公的、民間)GDP (単位:百万Dhs.)

	2005	2006	2007		05-07 増分
				シェア	
石油部門	196,164	238,394	264,760	65.7%	68,596
Crude Oil	169,724	205,609	227,060	56.4%	57,336
Oil Refining & Gas Liquification	26,440	32,785	37,700	9.4%	11,260
公的部門	55,510	60,101	64,988	16.1%	9,478
民間部門	46,256	61,065	73,180	18.2%	26,924
GDP	297,930	359,560	402,928	100.0%	104,998

出典:ABU DHABI Economic Performance & OUTLOOK 2007

(4)産業部門別設備投資

アブダビの2007年の産業別部門設備投資のシェアを見ると、製造業18.9%、鉱業(原油等)19.0%、運輸・倉庫・通信14.2%、不動産・ビジネスサービス10.8%、電気・ガス・水8.5%、レストラン・ホテル6.2%、政府サービス5.9%。建設5.3%、社会個人サービス4.0%、卸・小売・修理サービス3.9%、農業・畜産・漁業3.5%、金融・保険1.2%となっている。

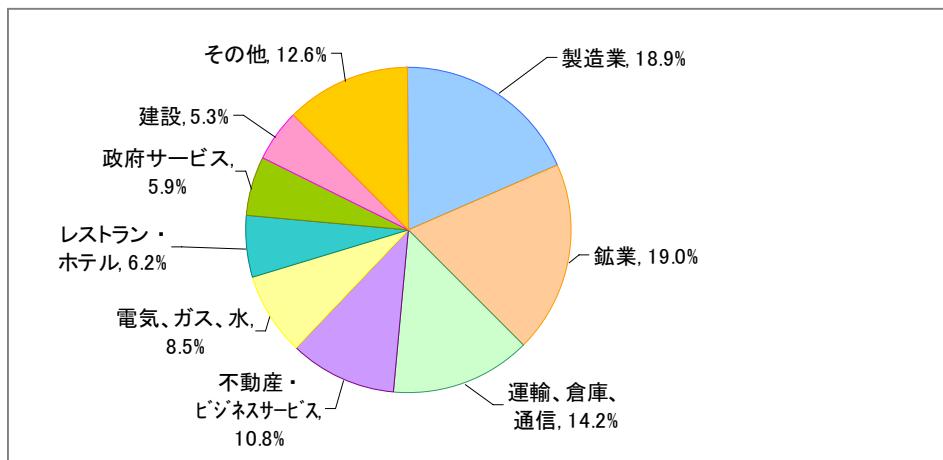
GDPのシェアに比べ、鉱業(原油等)の設備投資のシェアが低く、製造業、運輸・倉庫・通信、不動産・ビジネスサービスのシェアが高くなっている。

図表1-2-21 アブダビ首長国における産業部門別設備投資状況<表>

(単位:百万Dhs.)

	2005	2006	2007		シェア
				シェア	
製造業	8,660	10,700	11,950		18.9%
鉱業(原油等)	8,705	10,748	11,998		19.0%
運輸、倉庫、通信	5,740	7,100	8,955		14.2%
不動産・ビジネスサービス	3,010	6,377	6,800		10.8%
電気、ガス、水	3,980	5,200	5,355		8.5%
レストラン・ホテル	2,620	3,200	3,920		6.2%
政府サービス	2,200	3,300	3,750		5.9%
建設	1,820	2,950	3,320		5.3%
社会個人サービス	2,015	2,300	2,498		4.0%
卸、小売、修理サービス	1,405	1,850	2,488		3.9%
農業・畜産・漁業	1,930	1,995	2,211		3.5%
金融・保険	430	700	780		1.2%
計	42,515	55,940	63,075		100.0%

図表1-2-22 アブダビ首長国における産業部門別設備投資のシェア<グラフ>



出典: ABU DHABI Economic Performance & OUTLOOK 2007

(5)金利・インフレ概況

UAEにおけるインフレ率は、2007年に11.1%と過去20年間で最高水準に達した。インフレは、投資の減少や小売業、観光業への悪影響などの社会的コストをもたらすが、UAEにおいては、外国人労働者への影響が特に大きい。外国人労働者の多くは低所得の出稼ぎ労働者であることから、家賃の上昇や生活必需品の価格高騰などは生活を直撃する。外国人労働者の目的は本国への送金の最大化を図ることであり、賃金に比して生活コストが高額である場合はその他の労働市場へ移動することとなる。人口の多くを外国人が占め、自国民労働力が脆弱なUAEにとって、外国人労働者は貴重な労働力として経済成長には不可欠であり、生活コストの抑制が課題となっている。

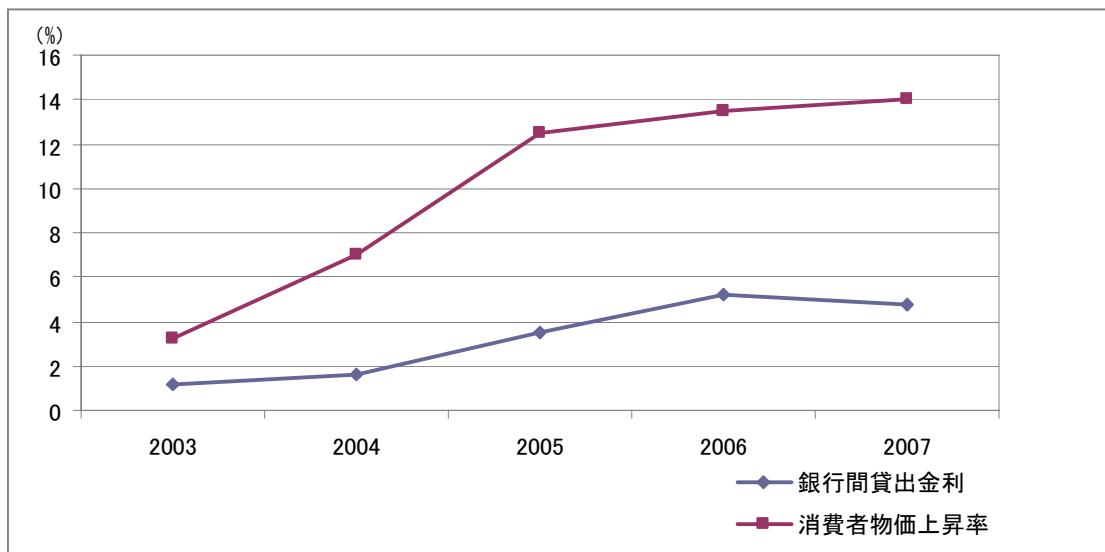
物価上昇に対応するため、UAE政府は、賃借上昇率の上限を、2006年前年比15%、2007年同7%、2008年同5%に設定する規制政策を実施している。

ただし、急激なインフレ抑制策は景気低迷を招くこともあり、バランス調整は難しい。経済改革の推進による経済成長を目指しつつ経済の安定を図るために、政府の的確な経済運営が求められている。

また、UAEは自国通貨をドルと連動させるドル・ペッグ制を採用している。ドル・ペッグ制は、中央銀行が米国の金融政策に従うことを意味するため、インフレをコントロールする手段が限られることとなる。米連邦準備銀行が、2008年の世界的な信用危機以来、金利を切り下げていることに連動して、湾岸諸国も金利を切り下げていることから、同地域で経済の実態以上に金利が引き下げられていることを懸念する向きもある。

図表1-2-23 UAEにおける銀行間貸出金利、インフレ率の推移 (単位:%)

	2003	2004	2005	2006	2007
銀行間貸出金利(3ヶ月)	1.2	1.6	3.5	5.2	4.8
消費者物価上昇率(前年比)	3.2	7.0	12.5	13.5	14.0



出典:Country Profile 2008 , Economist Intelligence

1. 2. 5 貿易動向

(1)産業別(品目別)輸出入概況

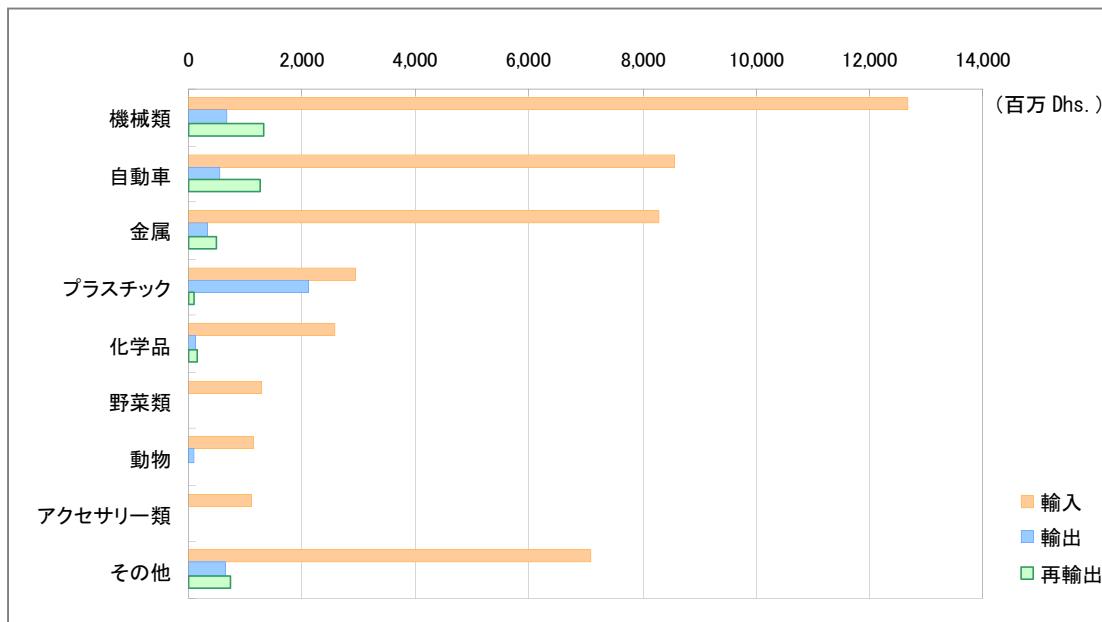
アブダビ首長国の2006年の品目別輸出入の状況は、以下の通りである。なお、輸出に関しては、石油を除いたデータとなっている。各品目とも、輸入が輸出額を大きく上回っており、自国内に製造業がないこと等から、様々な商品を輸入していることが分かる。

品目別輸入を見ると、機械類 27.8%、自動車 18.8%、金属 18.2%で、この3品目で 64.7%を占める。以下、プラスチック 6.4%、化学品 5.6%、野菜類 2.8%、動物 2.5%、アクセサリー類 2.4%、その他 15.5%となっている。2005年と比べると、金属、機械類、アクセサリー等の伸び率が高い。

一方、輸出(石油除く)は、プラスチック 45.9%、機械類 15.0%、自動車 12.3%、金属 7.7%、ガラス類 3.0%、パルプ 3.0%、肥料 2.8%、化学品 2.7%となっているが、金額ベースでは輸入の 10%程度に過ぎない。

再輸出は、機械類 31.9%、自動車 31.0%、金属 12.2%の3品目で 75.1%を占めている。次いで、繊維品 9.5%、化学品 3.5%となっている。2005年と比較すると、再輸出の金額は減少している。

図表1-2-24 アブダビ首長国の品目別輸出入状況(2006年) <グラフ>



出典:ABU DHABI FOREIGN TRADE Guide, ABU DHABI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

図表1-2-27 アブダビ首長国の品目別輸出入状況(2005、2006年)<表> (単位:百万 Dhs.)

品目	2005			2006		
	輸入	輸出	再輸出	輸入	輸出	再輸出
機械類	9,133	261	3,503	12,690	689	1,307
自動車	7,648	40	2,468	8,580	563	1,271
金属	5,429	229	535	8,300	351	501
プラスチック	2,280	1,875	95	2,943	2,105	77
化学品	2,385	142	102	2,568	124	144
野菜類	1,258	34	45	1,292	31	30
動物	980	49	38	1,131	84	43
アクセサリー類	376	1	2	1,107	0	4
ガラス類	909	76	56	1,093	136	49
精密機械	780	11	69	1,089	6	53
食品	812	48	51	909	60	18
鉱物	537	68	52	899	69	32
パルプ	691	115	56	761	139	20
繊維品	662	39	480	673	47	391
その他製造物	435	21	235	453	18	73
木材	388	40	27	448	17	65
肥料	183	126	28	237	130	1
皮製品	107	9	10	224	7	5
真珠	107	4	4	210	8	9
毛皮類	108	0	66	84	2	7
骨董品	8	0	0	6	0	0
計	35,214	3,186	7,922	45,698	4,587	4,102

出典:ABU DHABI FOREIGN TRADE Guide, ABU DHABI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

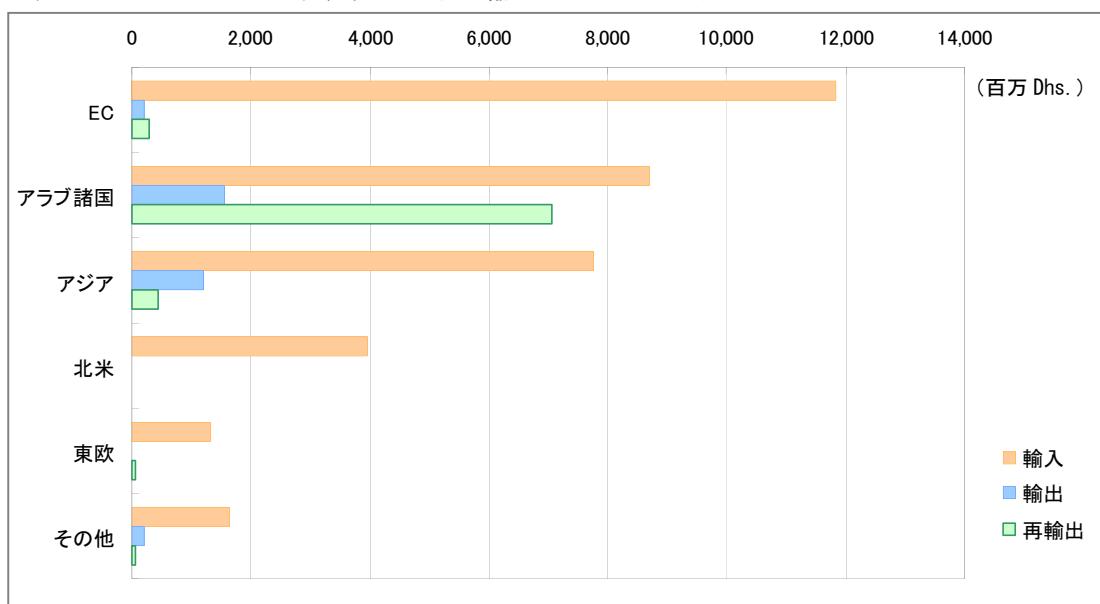
(2) 地域、国別輸出入状況

アブダビ首長国の 2005 年の地域別輸出入についても、品目別と同様、輸出分については、石油を除いたデータとなっている。

輸入を見ると EC33.6%、アラブ諸国 24.7%、アジア 22.1%、北米 11.2%、東欧 3.8%、その他 4.7% となっている。国別では、サウジアラビア 16.4%、日本 11.5%、米国 10.6%、ドイツ 10.3%、フランス 6.8%、英国 5.0% 等が主要な輸入先である。

一方、輸出先(石油除き)はアラブ諸国 48.9%、アジア 38.1%、EC6.5%、オセアニア 3.8% 等であり、アラブ諸国の比率が高い。また、再輸出の 89.0% がアラブ諸国向けである。

図表1-2-28 アブダビ首長国の地域別輸出入(2005)<グラフ>



出典: ABU DHABI FOREIGN TRADE Guide, ABU DHABI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

図表1-2-29 アブダビ首長国の地域別輸出入(2005)<表>

(単位: 百万 Dhs.)

地域	輸入		輸出		再輸出	
	額	シェア	額	シェア	額	シェア
EC	11,821	33.6%	207	6.5%	288	3.6%
アラブ諸国	8,699	24.7%	1,559	48.9%	7,052	89.0%
アジア	7,770	22.1%	1,213	38.1%	436	5.5%
北米	3,957	11.2%	12	0.4%	29	0.4%
東欧	1,330	3.8%	1	0.0%	47	0.6%
南米	571	1.6%	5	0.2%	1	0.0%
その他西欧	456	1.3%	1	0.0%	3	0.0%
オセアニア	400	1.1%	121	3.8%	8	0.1%
アフリカ	184	0.5%	67	2.1%	44	0.6%
UAE	23	0.1%	0	0.0%	13	0.2%
中米	4	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
計	35,214	100.0%	3,186	100.0%	7,922	100.0%

出典: ABU DHABI FOREIGN TRADE Guide, ABU DHABI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

一方、国別では、輸入に関してはサウジアラビア、日本、米国が、輸出に関しては、中国、カタール、サウジアラビアが主要な相手先となっている。また、再輸出に関しては、バハレーンが 51.3%を占める。

図表1－2－30 アブダビの国別輸出入状況(2005)

(単位:百万 Dhs.)

輸入			輸出			再輸出		
国	額	シェア	国	額	シェア	国	額	シェア
サウジアラビア	5,785	16.4%	中国	425	13.3%	バハレーン	4,065	51.3%
日本	4,050	11.5%	カタール	376	11.8%	カタール	832	10.5%
米国	3,716	10.6%	サウジアラビア	374	11.7%	クウェート	578	7.3%
ドイツ	3,629	10.3%	インド	255	8.0%	サウジアラビア	535	6.8%
フランス	2,380	6.8%	イラン	191	6.0%	イエメン	357	4.5%
英国	1,749	5.0%	ベルギー	151	4.8%	オマーン	231	2.9%
イタリア	1,676	4.8%	シリア	147	4.6%	インド	218	2.8%
ウクライナ	920	2.6%	オマーン	124	3.9%	ヨルダン	123	1.6%
シンガポール	713	2.0%	エジプト	108	3.4%	イラク	89	1.1%
カタール	664	1.9%	バハレーン	104	3.3%	スーダン	86	1.1%
その他	9,933	28.2%	その他	932	29.2%	その他	807	10.2%
計	35,214	100%	計	3,186	100%	計	7,922	100%

出典:ABU DHABI FOREIGN TRADE Guide, ABU DHABI CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

1. 2. 6 企業連関

(1) 国営企業と下請け企業の関係

基幹産業分野においては、国営企業が中心的役割を担っており、関連企業を含めた企業グループを構成している。これらの企業グループは、基本的に自社内に業務を実施するために必要な機能を備えており、特殊な技術やサービスを必要する場合のみ外注することとなる。

また、基幹産業においては、サービスにおいて高い品質が要求されることが多いが、アブダビ国内の民間企業は、国営企業の下請けとなるだけの高い技術やサービスを有していないのが現状である。

これらのことから、日本のように大企業を頂点として中小企業が1次下請け、2次下請けとして裾野を形成するようなピラミッド構造はほとんど存在しない。

(2) 石油産業における企業連関

アブダビ首長国は、UAEの石油生産量のほぼ全てを生産しているといつても過言ではなく、OPECを中心とする国際石油産業の場におけるUAEの政策は、アブダビの政策に等しい。アブダビ首長国は、1988年に最高石油評議会(Supreme Petroleum Council:SPC)を設立し、このSPCが策定する対外エネルギー政策、対OPEC政策がそのままUAEの対外政策となっている。

石油・天然ガス産業行政はSPCの直轄事項とされている。SPCは、アブダビ国営石油会社(Aden Dabi National Oil Company:ADNOC)に、SPCの定める政策指針と「炭化水素資源保護法」に基づいて石油・天然ガス産業を統括、指揮し実質的に行政を代行する権限を与えている。また、ADNOC取締役会も廃止され、その機能と権限はSPCに吸収されるなど、SPCとADNOCの一体化も見られる。

一方で、アブダビは、ADNOCが事業参加するオペレーター契約型石油操業に加えて、100%権益を付与する伝統的な石油利権協定に基づく外国石油会社の石油上流部門操業を現在も認める、極めて数少ない産油国のひとつでもある。

(3) ADNOC傘下企業

ADNOC傘下には、以下のような企業がある。詳しくは、巻末の参考資料による。

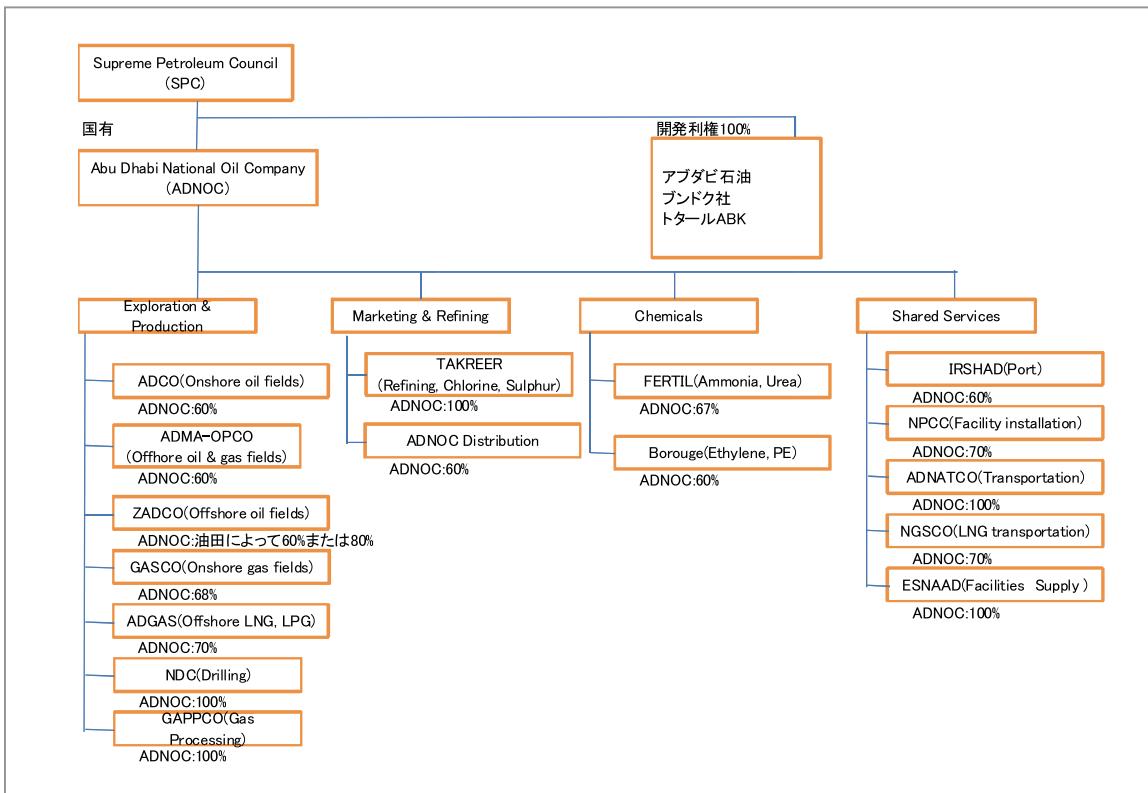
- ①石油・ガス開発関連…ADCO、ADMA-OPCO、ZADCO、GASCO、ADGAS、NDC、GAPPCO
- ②マーケット関連……TAKREER、ADNOC Distribution
- ③石油化学関連……FERTIL、BOROUGE
- ④サービス関連……IRSHAD、NPCC、ADNATCO、NGSCO、ESNAAD

これらの国営企業は、基幹産業を支える重要な立場にあり、特殊な技術と経験を要する業務を実施しているため、新規の企業が下請けとして参入することは困難であるのが現状である。

ただし、業務によっては部門ごと分社化すること、技術移転により民間企業を育成し、石油以

外の産業へ裾野を広げていくことも考えられる。

図表1－2－31 SPC傘下の石油関連企業



出典:「アラブ首長国連邦の石油産業構造」(IEEJ 2004年12月)等

第2章 アブダビ首長国における事業環境

2. 1 法規制・税制など

2. 1. 1 会社法の概要

(1)連邦会社法(The Federal Companies Law)の対象

UAEにおける企業活動のあり方は、連邦会社法によって規定されており、UAE内の会社及び外国企業の支店は、原則としてこの会社法の適用を受ける。ただし、フリーゾーンに設立された会社、石油の掘削、輸送等を行う会社、電力、ガス、水道の供給にかかる会社については適用の対象外とされる。

(2)株主

連邦内に設立される会社は、1名または複数の自国民が最低51%の株式持分を保有していることが要求される。

Companies Law Article 22

Observing that certain commercial activities are confined to nationals as provided in this Law or in any other law, every company incorporated in the State must have one or more national partner whose share in the company must not be less than 51% of the company capital.

会社法第22条(訳)

本法律や他の法律でも規定されているように一定の商業活動が自国民に限定されていることを鑑み、連邦内で設立される全ての会社は、1名以上の自国民のパートナーを必要とし、これらのパートナーの会社の資本に対する出資割合は51%より少なくてはならない。

※但し、以下については適用対象外とされる。

- ・GCC諸国の国民により100%出資された会社に許可された事業を行う会社
- ・GCC諸国の国民により100%出資された会社とアブダビ首長国の会社がパートナーシップを締結した会社
- ・専門的職種の個人事業体(医療サービス、法律コンサルタント等)
- ・法が自国民による100%の株式保有を要求している場合

(3)会社の登記等

連邦内で設立される会社は、会社の定款やその改定について定め、商業登録(Commercial Register)や、経済計画庁の商業課への登録を行わなければならない。

会社の定款には、以下の記載が求められている。

- ・パートナーの名前、国籍、生年月日、住所
- ・会社の名前、目的、本社、資本金、各パートナーの株式の持分、存続期間、会社設立日、会計年度の開始日と最終日、利益や損失の分配条件、利害関係者、通知の条件、株式の評価や譲渡の条件、パートナーの追加や離脱の条件、会社解散の条件、パートナーの責任、その他パートナーにより合意された規定

また、アブダビ首長国内においては、共同会社(Joint Participations)を除いた全ての会社は、アブダビ商業会議所のメンバー証明書(Abu Dhabi Chamber of Commerce & Industry Membership Certificate)と、アブダビ首長国政府のライセンス(Abu Dhabi Municipality Licence)を取得しなければならない。これらは、毎年更新が必要とされる。

(4) 会社の種類

会社法では、以下の7種類が定められており、基本的には、①最低資本金額、②自国民の持分(出資)比率、③パートナーの種類によって分類がなされている。パートナーの種類には、会社の債務の返済等について無限責任を負う General Partner と有限責任を負う Participatin Partner、Limited Partner がある。Participating Partner と Limited Partner の違いは、後者は経営権の一部を持つこと等が可能であり、前者と比べて会社経営への関与度が高い点である。

また、外国企業により UAE 内で設立される会社のほとんどが、有限会社(Limited Liability Company)の形態である。

(イ) 一般合名会社(General Partnership Companies)

連邦会社法第 23 条において規定されている。一般合名会社は、連帶して無限責任を有するパートナー2名以上により設立される。パートナーの責任はその個人の資産の範囲まで及ぶ。自国民以外は財産を海外に保有していることが多く、資産の把握が難しいこと等を理由に、パートナーは UAE 自国民に限られている。

会社の名称は、全てまたは一部のパートナーの名前に基づいて付けられる。パートナーでないものの名前が会社の名称に含まれる場合、その者も連帶して責任を負うこととされている。

(ロ) 有限会社(Limited Liability Company)

連邦会社法第 218 条において規定されている。有限会社は、2 名以上 50 名未満のパートナーを必要とする。各パートナーの責任は、資本における持分(出資額)に限定される。パートナーの数が 7 名を超える場合、会社の活動や経営者(Manager)を監視するために、3 名以上のパートナーからなる監査委員会の設置が義務付けられる。

経営者(Manager)は、自国民のパートナーから選出され(1名以上 5名以下)、会社を代表する。定款で特に限定されていない限り、経営者(Manager)は、有限会社の経営における全ての権限を保有する。

全てのパートナーは、会社の設立時に全ての資本金の払い込みを行うことが要求される。資本金の最低金額は 15 万 Dhs. であり、個々の出資額は最低 1 千 Dhs. とされる。

定款に記載のない限り、会社の収益や損失はパートナー間でその持分に応じて配分される。

定款に定めることにより、これとは別の割合で会社の収益や損失を配分することも可能とされる。

会社に損失が生じ、債務に見合うだけの会社資産が無くなり、パートナーがその損害の補填を行わない場合、会社は解散される。解散にあたり、会社資産は債務弁済に充当される。ただし、パートナーの責任は、個別の借入に対する債務保証や、会社への貸付、会社のために行った銀行や第三者への保証等を行っていない限り、株式の出資分にとどまる。

有限会社は、保険、銀行や、他人のために資金の投資を行うことを制限されている。

(ハ) 共同会社 (Joint Participations)

連邦会社法第 56 条において規定されている。共同会社は、2 名またはそれ以上のパートナーが、パートナー 1 名の名前で行われる一つまたは複数の商業活動による利益や損失を分け合うために設立される。

共同会社の契約の対象は、パートナー間に限定され、第三者には対しては効力を有さない。契約書では、各パートナーの権利義務や、利益や損失の配分、資本金額などについて定められる。また、契約書は商業登録(Commercial Register)の対象とはならず、公開される必要も無い。但し、共同会社の契約書が公証人により認証されない限り、アブダビ首長国政府のライセンスは付与されない。

共同会社のパートナーは、自身が業務を行わない限り社員 (Merchant) とはみなされなず、出資分に応じた会社のオーナーとしてのみ位置付けられる。

共同会社の株式の公開や、公募債の発行は制限されている。第三者は、自身が商売を行ったパートナー以外のパートナーに対しては、債権の請求が行えないとされている。

共同会社のどのパートナーも、会社の帳簿や書類を閲覧する権利を有している。

(二) 合資会社 (Partnerships Limited With Shares)

連邦会社法第 256 条において規定されている。合資会社は、責任が個人の資産にまで及ぶ General Partner と、責任が出資の持分に限定されている Participating Partner の 2 種類のパートナーにより設立される。なお、General Partner は、UAE 自国民に限定されている。合資会社の最低資本金額は、50 万 Dhs. であり、譲渡可能な株式に分割される。

合資会社の名称は、1 名または複数の General Partner の名前に基づいて付けられる。Participating Partner の名前が用いられた場合、その Participating Partner は、無過失の第三者からは、General Partner とみなされる。

経営者 (Manager) は、General Partner から選ばれる。会社の定款に、経営者の名前、権限が記載される。

Participating Partner は、第三者が関与する経営上の業務も行うことを禁じられている。これに

反して Participating Partner が経営に関する業務を行った場合、その Participating Partner の責任は自己の資産にも及ぶ。

合資会社では、会社の活動や経営者(Manager)を監視するための監査委員会の設置が必要とされるが、委員の少なくとも 3 名以上は、株主総会によって選出された Participating Partner か、第三者でなくてはならない。

(木) 私募株式会社(Private Joint Stock Company)

連邦会社法第 215 条において規定されている。私募株式会社は、3 名以上の出資者による私的な出資により設立され、株式の公募は行われない。私募株式会社の最低出資金額は 2 百万 Dhs.である。

株主の責任は、出資分に限定される。なお、自国民が 51%以上のシェアを有することが必要とされている。

(ヘ) 公募株式会社(Public Joint Stock Company)

連邦会社法第 64 条において規定されている。公募株式会社の最低出資金額は、1 千万 Dhs.で、資本金が均等の価値に分割され、市場で株式売買が可能とされる。

株主の責任は出資分に限定される。なお、自国民が 51%以上のシェアを有することが必要とされている。

(ト) 有限合名会社(Simple Limited Partnerships)

連邦会社法第 47 条において規定されている。有限合名会社は、責任が個人の資産にまで及ぶ General Partner と、責任が出資の持分に限定されている Limited Partner の 2 種類のパートナーにより設立される。なお General Partner は、UAE 自国民に限定されている。

有限合名会社の名称は、1 名もしくは複数の General Partner の名前に基づいて付けられる。Limited Partner の名前が用いられた場合、その Limited Partner は、無過失の第三者からは、General Partner とみなされる。

定款には、General Partner と同様に、Limited Partner の名前、国籍、誕生日、住所、株式の持分が記載される。

Limited Partner は、第三者が関与する経営上の業務を行うことを禁じられている。これに反して Limited Partner が経営に関する業務を行った場合、その Limited Partner の責任は自己の資産にも及ぶ。

Limited Partner は、会社の損益計算書や貸借対照表を閲覧する権利を有している。また、有限合名会社の経営判断は、General Partner と Limited Partner 全員の合意または多数決によって行われる。以上の点で、有限合名会社の Limited Partner は、合資会社の Participating Partner よりも大きな権限を有している。

図表2-1-1 連邦労働法における会社の種類

	最低 資本金	自国民 の持分	パートナーの種類
(イ)一般合名会社 (General Partnership Companies)	規定なし	100%	無限責任のパートナー
(ロ)有限会社 (Limited Liability Company)	15万Dhs.	51%以上	出資金額の範囲で責任を有するパートナー
(ハ)共同会社 (Joint Participations)	規定なし	51%以上	商業活動を行い商業活動から生じた会社の債務に責任を負うパートナーと、出資金額の範囲で責任を有するパートナー
(二)合資会社 (Partnerships Limited With Shares)	50万Dhs.	51%以上	責任が個人の資産にまで及ぶ General Partner(自国民に限定)と、出資金額の範囲で責任を有する Participating Partner
(ホ)私募株式会社 (Private Joint Stock Company)	2百万Dhs.	51%以上	出資金額の範囲で責任を有するパートナー
(ヘ)公募株式会社 (Public Joint Stock Company)	1千万Dhs.	51%以上	出資金額の範囲で責任を有するパートナー
(ト)有限合名会社 (Simple Limited Partnerships)	規定なし	51%以上	責任が個人の資産にまで及ぶ General Partner(自国民に限定)と、出資金額の範囲で責任を有する Limited Partner

なお、連邦会社法においては、上記以外の法人形態として、以下のものが定められている。

図表2-1-2 連邦会社法におけるその他の法人形態

1. 支店・駐在員事務所	外国企業の支店は、各首長国により許可されている活動のみを行う。 設立には連邦の代理人の指名を必要とする。エージェントは、出資も行わず経営に対する影響力も持ち合わせていない。関係するライセンスの取得や許可を得ることを手伝う。エージェントは、一括した金額や支店が得た利益の何%かの支払いを支店から受ける。
2. 共同企業 (Joint Venture)	外国の企業と自國企業の共同企業。自國企業が 51%以上のシェアを有することが必要とされる。 収益の分配や損失の負担の割合については、両者の合意により定められる。
3. 官民の共同企業 (Public and Private Shareholding Companies)	大規模プロジェクトのために設立される。 会社の代表者や、代表取締役の半数以上は自國民である必要がある。 株式の 51%以上は自國民によって保有されなければならない。
4. 専門的職種の企業 (Professional Firms)	外国人による 100%出資が認められている。 自國民が現地のエージェントとして指名されなければならない。

(4)会社法改正の動きについて

現在の会社法は、1980 年代に制定されたものであり、近年、経済発展に伴う経済の実態との乖離が生じる場面が増えてきた。これらへの対策として、また、外国資本の導入を増強し、技術移転を推進するために改正が検討されている。

主な検討項目としては、IT などの最新技術分野に特定して外国資本を 100%認めること、UAE 自国民によるファミリービジネスの Public Joint Stock Company への移行を奨励することなどである。

2. 1. 2 租税

(1) 租税体系

UAE には連邦単位での税制は存在せず、各首長国が独自に税法を整備している。アブダビ首長国においては、以下に示すように幾つかの分野で租税がなされているが、基本的には、他の首長国と同様に低額税制の国に分類することが出来る。

(2) 主な税制

(イ) 個人所得税(Personal Income Tax)

現時点では、個人所得税に関する規定は存在しない。

(ロ) 法人税(Company Tax)

現在、アブダビ首長国内においては、採掘権に関する協定等に基づき石油会社及びガス会社に課されるもの、外国銀行の支店の年間利益に対して一定の税率で課税されるものを除いて、法人税は課されていない。但し、所得税法(1965 年施行、1972 年改正)は、アブダビ首長国内において、貿易、売買、製造、賃貸業その他のビジネス等を行う事業者に対しては、下記の表の通りの累進税率に基づく法人税を課すことが出来るとしている。現時点では、法人税に関する規定は存在するが、適用されていないという状況である。

図表2-1-3 所得税法における税率

課税所得	税率
Dh1,000,000／年未満	0%
Dh 1,000,000／年以上 Dh2,000,000／年未満	10%
Dh 2,000,000／年以上 Dh3,000,000／年未満	20%
Dh 3,000,000／年以上 Dh4,000,000／年未満	30%
Dh 4,000,000／年以上 Dh5,000,000／年未満	40%
Dh 5,000,000／年以上	55%

(ハ) 付加価値税(Value-Added Tax)

現時点では、付加価値税に関する規定はない。しかし、UAE 政府は、各貿易相手国との間での自由貿易協定(FTA)の締結を推進する中で、FTA 締結により撤廃される関税等に換わる財源として、付加価値税の導入を検討している。当初は2009年における導入(対消費財、2%～5%)が想定されていたが、他の GCC 諸国との協調、インフレ加速の懸念等を考慮して、2010年以降に先送りされた模様である。

(二) 財産税(Property Tax)

アブダビ国内における財産税は、ビジネスライセンスの取得時若しくは更新時に課される。通常、ライセンス申請者の年間オフィス賃料の 5%～10%程度と、ライセンスに名前が記載されるマネ

一ジャーの住居の年間賃料の 5%を併せたものが税額となる。

(ホ)源泉徴収税(Withholding Tax)

現時点では、源泉徴収税に関する規定は存在しない。

(ヘ) 資本利得税(Capital Gain Tax)

現時点では資本利得税に関する規定は存在しない。

(ト) サービス料(Service Charge)

UAE 内では、一般に、レストランにおいては飲食代金の 5~10%、ホテルにおいては宿泊料金の 10~15%のサービス料を利用者が負担する。これらのサービス料は代金に含まれている場合が多く、政府がレストラン、ホテル等から徴収する。

(3)その他税関連制度

(イ) 年金制度

UAE 内において、自国民を雇用する場合、雇用主は、被雇用者の賃金の 12.5%~15%に相当する額を被雇用者のための年金として、社会保障局(UAE General Pension and Social Security Authority)に対して納付する必要がある。UAE 自国民は 15 年間の勤務により年金の受給権を取得する。

(ロ) 会計監査制度

UAE 内の会社は、会社のライセンスの取得や更新において監査機関の意見を必要とする。銀行から資金を調達する際に、監査機関の意見を必要とされる場合もある。

(ハ) 関税

輸入品への関税については、2003 年 1 月 1 日 GCC6カ国による関税同盟が発足し、対外共通関税を実施している。税率は、一般的に品物の価格、保険、運送料の 5%程度である。輸出品に関する関税は存在しない。

(二)二重課税防止条約

現在、UAE は以下の国と二重課税防止条約を結んでいる(2007 年 4 月現在)。インド、フランス、シンガポール、オランダ、スイス、スリランカ、パキスタン、中国、ルーマニア、イタリア、ドイツ、マレーシア、インドネシア、フィンランド、チュニジア、ベルギー、レバノン、モロッコ、トルクメニスタン、シリア、タイなど 44 カ国。日本との間では、交渉を行っているものの、未締結の段階である。

2. 1. 3 労働法

(1) 労働法の概要

UAEにおける労働に関する事項は、連邦労働法(1980年連邦法第8号、その後1981年連邦法第24号、1985年連邦法第15号、1986年連邦法第12号により改正)によって規定されている。

連邦労働法は、UAE内で働く労働者全てを対象としており、賃金、労働時間、退職金、解雇権など、雇用・被雇用関係の多くの事項について定めている。但し、フリーザーン内においては、労働法の規定に則らない労働契約を結ぶことも認められている。

(2) 労働法における規制

労働法における主な規制は以下の通りである。

(イ) 労働時間

- 法定労働時間は最長1日8時間、週48時間以内とされている。ただし、一部の業種(小売店、ホテル、飲食店等のサービス業、警備業等)については、これを1日9時間まで延長できるとされている。
- 時間外労働は原則1日2時間以内とされている。
- また、ラマダン期間中には、通常の労働時間を2時間短縮することとされている。

(ロ) 賃金

- 最低賃金の定めはない。
- 所定の労働時間を超えて労働をする場合には、労働者は通常労働時間における賃金を25%割増した金額を受け取る権利を有する。
- 休日である金曜日に労働をする場合には、労働者は通常労働時間における賃金を50%割増した金額を受け取る権利を有する。

(ハ) 解雇

- 雇用者が契約期間内に労働契約を解除する場合、被雇用者に対して契約の残余期間または3ヶ月間の賃金を補償金として支払う。
- 無期限の契約を解除する場合には、雇用者は被雇用者に対して30日前に通知を行う。また、通知から退職までの間の賃金を被雇用者に支払う必要がある。

(二) 退職手当

- 契約期間満了時または自己都合以外の退職の場合、勤続1年以上の労働者は、勤続5年までは1年あたり21日分の報酬、その後1年につき30日分の報酬を退職金として受け取る権利を有する。
- 自己都合退職の場合、勤続年数が1年以上3年以下の被雇用者は、上記の退職金額の1/3、3年以上5年未満の場合は同2/3、5年以上の場合は全額を受け取る権利を有する。

(ホ)休暇

- ・ 被雇用者は、勤続 6 ヶ月超 1 年未満の場合月 2 日、勤続一年以上の場合年 30 日の年次休暇をとる権利を有する。
- ・ その他病気休暇、出産休暇、ハッジ(メッカ巡礼)休暇についての規定がある。

2. 1. 4 海外からの事業投資に関する制度

(1)起業や事業実施に関する法律

UAEにおける企業活動に関する規制は、連邦法とアブダビ首長国の国内法に拠る。海外からの投資に影響を及ぼす主な法律は、連邦会社法のほか以下 3 つが挙げられる。

(イ)商業代理業に関する法律(The Commercial Agencies Law)

外国企業は、UAE 国民または UAE 国民が株式を 100% 保有している会社の包括代理人を通して製品を流通させることができる。連邦全体における包括的代理人を指名することも、一部の国における包括代理人を指名することも可能である。

代理人契約期限到来以前の代理人の解任は、外国企業の代表者と包括代理人双方の合意によってのみ可能である。また、新たな代理人と契約する場合には、前代理人の同意が必要とされ、また、多額の手切金等が発生する場合もあり、一度締結した代理人契約の変更は難しいのが実情であるとされる。

現地ヒアリングにおいては、自動車や家電等の一般市場を目指すものについては代理人が必要だが、プラントなど特定のものについては、代理人を介さず利用者へ直接販売を行うことが可能であるため、代理人契約は必要がない限り締結しないほうが無難であるという意見が、主に日系企業関係者から寄せられた。

(ロ)連邦産業法(The Federal Industry Law)

連邦産業法では、個別の産業プロジェクトに関して、51%以上の UAE 国民による株式保有が必要とされている。また、UAE 国民の代表者によって統治されるか、取締役会のメンバーの過半が UAE 国民であることも必要とされている。但し、石油や天然ガス、その他地下資源の产出や精製に係るプロジェクト、規模が小さなプロジェクト、特別法や契約に拠るプロジェクトについては同法の適用外である。

(ハ)入札に関する法律(The Tenders Law)

連邦のプロジェクトに係る原材料供給者や建設業者は、UAE 国民または UAE 国民が 51% 以上の株式を保有する会社、もしくは連邦国の代理人に代理される外国の会社に限られる。従って、連邦のプロジェクトに参加しようとする海外の会社は、ジョイントベンチャーに参加するか、UAE 国民や連邦国の会社と代理契約を締結する必要がある。また、入札に際しては、入札金額の 5% の銀行保証が必要とされる。

(2) 土地及び私財の保有

2005年8月に、UAEの市民や国外居住のUAE国民に対し、アブダビ国内の土地の保有や売却を行うことが認められた。(2005年法No.19)

一方で、外国人の土地の所有は制限されており、また、制限の度合いはGCC諸国の国民とその他の外国人の間で異なる。GCCの国民は、アブダビ国内の指定区域(Investment Zones)において、自由土地保有権を保有できる。一方で、その他の外国人は、指定区域において、居住用の部屋を保有できるが、土地の持分を所有することはできない。

GCCの国民やその他の外国人は、施設の使用権(他人の所有する施設を使用したり活用する権利)を最大99年間保有することができ、また、土地使用権(他人の所有する土地の上に施設を建てたり利用する権利)を50年間保有することができる。これらの権利は、両者の同意により更新も可能であり、売買や証券化の対象とすることも出来る。

(3) 紛争解決

連邦憲法は、連邦の裁判所システムについて規定しているが、一方で、各首長国に独自の裁判システムを保持することも認めている。そこで、各首長国は、第一審裁判所、高等裁判所、最高裁判所から成る独自の裁判所システムを有している。第一審裁判所は、民事裁判所、刑事裁判所、イスラム法裁判所から成る。このうち、イスラム法裁判所におけるイスラム法は、イスラム教徒のみに適用され、イスラム教義に関する事項(家族に関する問題等)のみを取り扱う。

外国のパートナーが関係する紛争は、民事裁判所に持ち込まれることが多い。銀行や金融機関がかかわる紛争は、全て民事裁判所に持ち込まれることが要求される。通常3名の裁判官が論述を聴く。

裁判以外の紛争処理方法としては、当事者同士の話し合いの他、仲裁(arbitration)がある。仲裁は、両当事者の合意に基づき、仲裁を行うことについての書面を持って連邦の裁判所に持ち込まれることとなる。法の手続きを踏まず、権力者に調停を委託する場合もある。

仲裁の手続きをとることについて同意した場合、どちらの当事者も裁判所に上告手続きを行うことはできない。訴訟手続きからは、いつでも仲裁手続きに移行する事ができる。

(4) スポンサー制度

(イ) 狹義のスポンサー制度

外国企業がUAE内でビジネスを行う場合、出資者、代理人等の形でUAE自国民が関与することが、制度上求められている。

外国企業がUAE連邦内において有限会社(Limited Liability Company)を設立する場合、UAE自国民が51%以上を出資することが必要となる。51%以上を出資していることから、通常、自国民は出資額相当の事業リスクも負担することとなる。しかし、実際には、外国企業が、UAE自国民が負担する出資金分を無利子等で貸し付け、その代わりとして経営権限を外国企業に委譲させる等の手法により、実質的な会社の支配権を有している場合が多い。この場合、

会社が挙げた利益については、出資比率または別途定めた比率によって、外国企業と UAE 自国民の間で分配されることとなる。その結果、UAE 自国民の出資者は、実際には事業リスクを負担せず、名義貸し等のみで利益を得る形となる。これを狭義のスポンサー制度ということができる。

(ロ) 広義のスポンサー制度

また、外国企業が支店を設立する場合や、製品を流通させる場合にも、UAE 自国民を代理人とする必要がある。更に、政府の発行するライセンスの取得、行政書類の提出等の会社関連手続きについては、UAE 自国民が行うことが求められているため、これら代理人も、外国企業に対して名義貸し等を行うことにより利益を得ている場合が多い。狭義のスポンサー制度にこれらを加えたものを、広義のスポンサー制度といふことが出来る。

(ハ) スポンサー制度の問題点

スポンサー制度は、自国民に広く利益を与えるものであり、会社法の条文には明記されていない部分もあるが、政府の刊行物等には記載もあり、実際には慣習として成り立っていると考えられる。

これらスポンサー制度の問題点として、①UAE 等アラブ諸国特有の制度であり、外国企業の参入の障壁となっていること、②事業を行わなくとも利益をあげられるため、自国民が自ら事業を起こす意欲を削ぐこと、③自国民が実際の事業に関わらないため、事業会社経営のノウハウや技術力の移転が行われないこと等が挙げられている。

このような問題点の解決に向けての検討が重ねられており、会社法の改正により、スポンサー制度の廃止を明文化する等の動きもみられるが、現行の制度の下でスポンサーとしての利益を享受してきた UAE 自国民からの反発も根強く、現時点では改正法の施行には至っていない。

2. 2 金融システム

2. 2. 1 UAEにおける金融システムの概要

歴史的に、UAE の企業は一族による経営のものが多く、外部からの投資が行われることは比較的近年になってからのことである。しかし、産業の急速な国際化に伴い、国内企業も企業活動の資金調達ために株式公開を検討するようになった。同時に、UAEにおける金融システムも、経済規模の拡大、国際化等の影響を受けて、近年、急速に整備が進められてきた。

1980 年には、国の経済を支えるための通貨の管理や、金融機関の監査などを行う機関として、アブダビ中央銀行が設立され、国内外の銀行は、アブダビ中央銀行からライセンスを受けて営業を行うこととなった。多くの UAE の銀行は、通常の銀行業務や、規模の大きな不動産投資案件への対応が行われる不動産部門などに業務の多様化の推進し、業容を拡大している。

また、イスラム銀行も、商業上の資金調達の一手段として利用されている。ここ数年間に急速にその活動を増大させ、専門的技術を蓄積している。

さらに、石油部門や不動産部門を中心とした保険ニーズの増大に対応して、保険業も発展してきた。2004 年に約 47 億 Dhs であった一般保険の額面金額は、2005 年には約 62 億 Dhs.と、約 30% も増加している。UAE の急速な人口増や、政府の労働者に対する皆保険政策により新たな保険需要も見込まれる。

2000 年にアブダビとドバイの 2 箇所で設立された証券市場も、順調に成長してきたが、近年は、世界的な金融危機の影響を被っている。

2. 2. 2 UAEにおける銀行

(1) 銀行の数等

2005 年末時点で、UAE には 46 の商業銀行が存在する。そのうち 21 が地場銀行で、25 が外国銀行である。また、これに加え外国銀行の駐在員事務所も 50 近く存在する。2001 年末から 2005 年末の間では、46 銀行は全て 10%を超える自己資本率を有し、健全な経営振りを示していた。また、この期間に UAE の銀行全体の預金や貸出の資産は倍増した。

UAE では、銀行業や金融サービスは、アブダビ中央銀行により連邦レベルの規制を受けている。外国銀行は、ライセンスを有することが要求され、アブダビ中央銀行の監視を受ける。外国銀行の支店を含めて、全ての商業銀行は、40 百万 Dhs.以上の資本金を有するか、10%以上のリスクアセットレシオ(損失発生の危険性を有する自己資本の比率)を有することが必要とされている。外国銀行は、各首長国における利益の 20%を税金として支払わなければならない。

図表2-2-1 UAEの主要な地元銀行

銀行名	設立時期	アブダビ国内支店数 ※ (2007/6現在)
National Bank of Abu Dhabi	1968年	36
Abu Dhabi Commercial Bank	1985年	25
Abu Dhabi Islamic Bank	1997年	27
Union National Bank	1982年	18
First Gulf Bank	1979年	5
The National Bank of Dubai	1963年	2
Commercial Bank of Dubai	1969年	5
Dubai Islamic Bank	1975年	8
Emirates Bank International	1977年	7
Mashreq Bank	1967年	12

※アブダビ国内における支店数は、UAE中央銀行資料による

(2)イスラム金融

(イ)概要

イスラムでは、利子(リバーと呼ばれる)を取って金銭を貸すことを禁止するクルアーン(コーラン)の言葉に従って、シャリーア(イスラム法)において利子の取得が禁止されている。このことから、理屈上は利子を取る商業銀行は存在不可能であるため、利子の概念を用いない金融を行う、いわゆるイスラム銀行が各地に存在する。

イスラム銀行の特徴は、①利子の概念を用いない金融を行う点、②イスラムの教義に反するものを取り扱う事業へのファイナンスを行わない点にその特徴がある。

イスラム教義の解釈に関しては、ウラマー(シャリーアの知識を備えた知識人、学者)からなるシャリーア評議会を持ち、評議会の勧告に従って金融活動を行う。実際の運営においては、シャリーア評議会も柔軟な解釈を行っており、ほとんど他の銀行と異なる業務を行っている銀行もある。

(ロ)利子を用いない金融の仕組み

イスラムでは、「利子」は否定されるが、「利潤」は認可され、推奨される。ゆえに、イスラム銀行は、シャリーアの認める範囲内で「利潤」を最大限追求し、現代資本主義の世界に適用することを目指すことを掲げている。

イスラム銀行は、シャリーアに従って資産やサービスに投資を行い、投資によって得られた利益を一般の預金者を含む出資者に分配している。イスラムの無利子金融の具体的在り方については、ウラマーの間でも統一見解がなく、法学派などによって食い違う場合も多い。

また、イスラム銀行の立場としては、実体経済と遊離したデリバティヴ(金融派生商品)のような金融システムは基本的に認めていない。同時に先物取引に関しても、クルアーンの規定(胎内にいる子の価値を見越して母ラクダの売買をしてはならないという規定)を準用することより、禁止されている。

(ハ) 近年のイスラム金融の動き

近年のイスラム金融の動きのうち、特に注目すべきは、2008年2月に、AOIFI (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions)において、以下の勧告が出されたことである。

- ①債権は所有権の証明でなければならない。保有者は所有権に伴う権利・義務を引き受けなければならない。
- ②債権の償還に当たっては、額面金額でなく、時価を使用しなければならない。
- ③シャーリア委員会は発行から償還へと至る過程において、スクーク(イスラム債権)への監視を強化する。

これは、イスラム金融における各概念の明確化を目指したものである。近年著しい成長をみせたイスラム諸国の債券発行は足元大きく減少しているが、これはこの勧告の影響も多少ならずあると考えられる。場合によっては、今後のスクーク発行が抑制される可能性もある。

また、一般に、単純な金銭貸借契約においてすら、二つの随伴する契約を結ぶことになり、さらに権利関係が複雑になるような金融商品や、保険契約、先物取引などには対応仕切れないという欠点を抱えていると言える。

(二) UAEにおけるイスラム銀行

UAEには、Dubai Islamic Bank、Sharjah Islamic Bank、Abu Dhabi Islamic Bank、の3つのイスラム金融を主とする銀行がある。また、National Bank of Abu Dhabi が、通常の金融とイスラム金融の双方を幅広く行っている。2006年のUAEの金融資産のうち、イスラム銀行の資産は13.1%を占める。これには通常の銀行におけるイスラム金融資産は含まれないため、実際には15%程度と考えられる。イスラム金融の分野は、通常の金融の分野よりも速いスピードで成長しており、今後3年間でシェアは20%を超えると予想される。

現地銀行大手であるNational Bank of Abu Dhabiによれば、アブダビでは、イスラム銀行を特に重要視する風潮はなく、通常の銀行とイスラム銀行から条件を提示させてよい条件の先を用いることも多く行われているとのことである。

2. 2. 3 アブダビ証券取引所(ADX)

(1)概要

(イ)成立の経緯

アブダビ証券取引所(ADX)は、UAE 内において効率的で透明性の高い資本市場を構築することを目的に、Law No. (3) of 2000 に基づき、2000 年 11 月にオープンした。UAE 内では、ほぼ同時期にオープンしたドバイ証券取引所(DFM)に次いで 2 つめの証券取引所である。ADX は、2008 年 9 月現在、ドバイ、フジャイラ、ラス・アル・ハイマ、シャルジヤに計 4 つの支店を開設している。

(ロ)取扱銘柄

2009 年 1 月現在、66 の企業が上場しており、9 つのセクターに分類されている。(銀行金融 17、保険 14、建設 10、サービス業 8、工業 4、通信 4、不動産 3、福祉 2、エネルギー 3)。また、ナショナルバンク・オブ・シャルジヤやナショナルバンク・オブ・アブダビによって発行されている転換社債等の債券も取り扱っている。ADX は、公共関連の株式を多く扱う傾向にあり、これは、株式市場としては特殊であると言える。2008 年上期現在での時価総額は Dh492 bn (US\$134 bn) に上る。

(ハ)市場の特徴

ADX の特徴としては、第一に、自国民投資家の多さが挙げられる。全投資家のうち、UAE 国民が 60%以上を占め、GCC 諸国の証券取引所における自国民投資家割合の平均である 34%を大きく上回っている。66 社のうち 18 社は 100%自国民が所有する会社であり、その他の会社についても外国人が 49%以上の株式を保有することが制限されている場合が多いことがその原因であると考えられる。一方、外国人投資家としては、イギリスや GCC 諸国、特にサウジアラビアとオマーンの投資家が多い。

第二の特徴としては、個人投資家の多さが挙げられる。80%を超える取引が、個人投資家により行われている。

自国民投資家割合及び個人投資家割合の高さは、市場の流動性の低下を招く場合がある。また、短期間で挙げる利益を重要視する傾向にある個人投資家による投資は、長期的な企業の発展を阻害するおそれがある。そのため、これらの課題への対策として、外国人による投資の促進、また、機関投資家の呼び込みに関する方策が実施してきた。具体的には、外国企業の上場(Palestine Telecom、Qatar Telecom など既に数社が上場)、他国の証券取引所との間での二重上場の許可(パキスタン証券取引所等と協定を締結)、外国の金融機関の取引参加の許可等が実施されている。ADX の今後の計画「Policy Agenda2008-2012」においても、これらの方策を更に進めることがうたわれている。

第3章 アブダビ首長国の産業政策等

3. 1 産業政策等

アブダビ首長国の今後の産業育成の方向性について、アブダビ執行評議会(The Executive council)による、「Policy Agenda 2007－2008」などを参考に以下まとめる。

アブダビ首長国政府は、豊富な石油・天然ガス資源から得られる収入を用いて、安定した社会基盤を確保するため、産業規模の拡大、産業の多角化の推進を計画している。また、2007年に93万人である首都圏人口が、2030年には約3.3倍の310万人となることを見込み、この人口増や経済成長に対応するため、大規模な都市計画を策定している。

3. 1. 1 アブダビ首長国政府の目指す方向性

(1) 産業政策における目標

アブダビ首長国政府は、安全な社会と活力のある開かれた経済を求めていくために、以下の基本的な目標を掲げている。

- ・最高水準の教育、医療制度、インフラ設備
- ・権限を与えられた大規模な民間分野
- ・持続可能な知識に準拠した経済の創出
- ・透明性の高い最適な規制
- ・国際的、国内的安全性の確保
- ・強力かつ多様な国際関係の継続
- ・アブダビ首長国の資源の最適化
- ・アブダビの価値、文化、資産の保存
- ・アラブ首長国連邦への貢献

(2) 経済発展の方向性

経済構造の多角化、民間部門の活用などにより、国際的な経済的ハブとなることを目指している。特に、不動産業と観光産業、基礎産業(basic industries)と石油化学産業、航空産業、物流産業に資本の投下が行われている。

2007年時点では、アブダビ首長国のGDPの約56%を石油分野が占めているが、政府は、産業を多角化すること等により石油部門への依存度合いを下げる必要性があると考えている。

また、政府部门の効率化を推進するために、政府機関により実施されているサービスの民間部門へのアウトソーシングも行っていく予定である。

経済発展を行うための具体的な政策としては、①経済の多様性、透明性の確保及び健全な政府によるビジネス環境の整備、②経済多角化のための製造部門割合の拡大、③UAE自国民の雇用機会の拡大、④女性の労働力としての役割の強化等が挙げられている。

3. 1. 2 基礎産業部門

アブダビ首長国は、豊富な石油資源により急激な経済成長を達成した。これらの資源は、今後も長期期間に亘り、この地域の投資、雇用、工業の発展を支えるものと考えられる。

アブダビ首長国政府は、石油分野における強みを活かした施策を展開することにより、経済の拡大、産業の多角化を推進しており、エネルギー分野において、ダウンストリームの製品の生産能力を拡大し、付加価値のある製品の輸出の割合を増加させること等を目指している。

具体的な方針として、①石油分野のサポートにより新規分野の開拓を行い、経済の多角化を推進すること、②石油や石油化学の川下産業を強化することにより、輸出や経済の多角化促進、経済成長を進めること、③石油分野が中心となって人的資源を誘引し育成すること等が挙げられている。

3. 1. 3 観光部門

(1) 観光部門の概要

観光部門も、重要産業として認識されており、経済の多角化及び民間部門の事業機会の創出に寄与することや、アブダビ首長国の国際的な評価を上げること等が期待されている。

観光産業を振興するため、2004 年アブダビ観光庁 (Abu Dhabi Tourism Authority) が設立された。

アブダビ首長国において観光業の占める割合は、2005 年の GDP ベースで 1.2%(約 37 億 Dhs.) である。観光業は、2005 年度に 32,028 人(間接的な効用も考慮した場合 73,494 人)の雇用を創出したが、これは全雇用の 3.3%(同 7.6%) にあたると考えられている。また、観光業の GDP は、過去 5 年間(2000~2005)で 63%も増加している。

アブダビ首長国における観光部門の優位性として、天然や人工の観光資源に恵まれていることが挙げられる。広大な海辺や、砂漠、山脈、オアシスなどの風光に恵まれ、また、200 を超える島々を有している。これらに加え、アブダビ首長国は、高級ホテル、第一級の空港、ゴルフコース、スポーツやリクリエーション施設、会議やコンベンション用施設などを備えている。

(2) 観光部門育成の方向性

観光部門育成においては、2015 年までに、①観光客数(毎年 120 万人)、②ビジネスで訪問する人の数(毎年 155 万人)、③新規ホテル数(60)、④ホテル業における売上(40 億 Dhs.)⑤ホテル業における雇用増加(21,000 人)、⑥観光産業全体における収入増加(260 億 Dhs.)及び雇用増加(43,000 人)等の数値目標を達成することが目指されている。

具体的な方策として、①ブランドイメージの創生、②島や海辺、オアシスなどの観光地の整備、③訓練などによるサービス水準の向上などを段階的に実施する予定である。

また、2005 年には、アブダビ国展覧会会社(Abu Dhabi National Exhibitions Company)が設立された。同会社は、アブダビにおける国際的な展示会の企画、誘致等を通して、アブダビのビジネス機能を拡充することを目指している。

さらに、2005 年には、観光推進投資会社(Tourism Development and Investment Company)が設立され、多くの観光プロジェクトを直接管理することとなった。今後は、大規模な観光事業の主要な開発者となり、民間部門のディベロッパーと協働する役割も担う予定である。

(3)具体的なプロジェクト

アブダビの観光振興の目玉のひとつとして、サディヤット島の文化地区の開発が挙げられる。この文化地区には、古代美術館、芸術センター、Sheikh Zayed 国立美術館、近代美術館、海洋博物館に加え、19 の展示館を有する Biennale 公園が整備される計画で、アブダビ首長国が世界レベルの文化的観光地となるために重要な役割を果たすことが期待されている。

アブダビ首長国政府はすでに、近代美術館と古典的な美術館を誘致するための 2 つの契約を締結している。まず、グッゲンハイムアブダビ近代美術館を設立するために、2006 年にニューヨークのグッゲンハイム財団と覚書を締結した。次いで 2007 年には、アブダビ首長国政府とフランス政府は、サディヤット島の文化地区にルーブルアブダビ美術館を設立する 30 年間の契約を締結した。ルーブルアブダビ美術館は、フランスのルーブル美術館や、オルセー美術館、ロダン美術館などから美術品の貸与を受けることができ、非常設展も開催される予定である。

3. 2 医療政策、教育政策

「Policy Agenda 2007–2008」においては、医療政策、教育政策に関しても重点的に取り組むことがうたわれている。

3. 2. 1 医療制度

(1) 医療制度における課題

アブダビ首長国政府は、医療制度に関し以下の課題があるとしている。

(イ) 医療コストの上昇

人口の増加、高齢化が見込まれる中、医療コストが増大することが予想されている。政府はこれまで、重大疾患を有する国民の医療費を支払ってきたが、2004 年にはその支払が全医療費の 4 分の 1 を占めるに至っている。さらに、高齢化や生活習慣の変化により、ガン、呼吸疾患、心臓疾患など、より高度な治療を必要とする疾患が増加している。国際的な指標によれば、UAE は、現在世界で最も成人の糖尿病罹患率が高い。また、小児喘息の罹患率も高い。

(ロ) 医療施設拡充の必要性

医療へのニーズの変化に対応し、医療施設の更新及び新設が必要となっている。

(ハ) 医療サービス水準の向上

近時の調査によればアブダビ首長国の 25% の医療施設が国の定めた医療水準に達していないため、早急に改善される必要がある。

(二) 早期治療と予防の強化

アブダビ首長国においては、早期治療の必要性についての認識が希薄である。例えば、肺がんの患者の 85% は、病状がある程度進行してから初めて治療を受けている。そのような例は、米国では 20%、欧州でも 30% に過ぎない。医療機関が最善の治療を施すことが出来るよう、予防医療への関心を高め、早期治療を実施することが望まれる。

(ホ) 公共医療機関による医療サービス供給の独占

アブダビ首長国においては、伝統的に公共の医療機関が医療サービスを提供してきた。現時点で 3,900 ある病院のうち民間病院の数は 800 以下である。また、自国民の医師は 10% に過ぎない。医療サービスの供給責任を公共から民間部門にシフトすることにより、政府は、予防医療や医療教育などの分野に専念することが可能となる。政府は、糖尿病、肺がん、感染病など 12 の分野を優先することとし、国際的な機関との提携を図っている。

(ヘ) 国際的な経験の効率的活用

アブダビ首長国は、世界の各国と強力な経済的・政治的関係を構築している。これらの関係

から得た専門知識や最新技術をビジネス分野に活用することが望ましい。医療分野においてもその活用が求められる。

(2) 医療制度改革の方向性

上記のような課題を解決するために、①治療の品質を向上させ、十分なサービス水準を確保すること、②医療の担い手を公共から民間部門にシフトさせ、政府は医療研究等に専念すること、③強制加入保険等を導入すること等が目指されている。

強制加入保険については、2006 年に外国人居住者とその家族を対象とした制度が設立された。

また、自国民向けの医療保険制度も 2007 年半ばに改定された。新医療保険制度の特徴は、還付の明確化、外国人を含めた利用可能者の拡大、保険料の医療財源への充当等である。さらに、法律により、全ての雇用者に対し、外国人労働者を医療保険に登録し、保険料を支払うことが義務付けられた。この保険は労働者の配偶者と、18 歳以下の子供 3 人までを対象とするものである。

3. 2. 2 教育制度

(1)教育制度における課題

2001 年と 2005 年に教育庁が実施した調査の結果、UAE の教育制度における以下の課題が明らかとなった。

(イ)教員の水準

- ・教員に占める大卒者の割合が 44%と低い。(シンガポール 80%、日本 97%)
- ・教員になるまでの訓練期間が短い。
- ・教師の手当が、国際水準と比べて 10~50%少ない。
- ・教師以外の事務員給与が、給与全体の 40%を占めている。(日本 25%)

(ロ)教育内容

- ・授業日が年間 130 日程度と少ないと(シンガポール、日本は 200 日以上)
- ・年間授業日数の少なさも考慮すると、義務教育時間が国際水準の 50%程度である。
- ・落第、退学等の率が国際水準と比べて高い。

(2)教育制度改革の方向性

上記の UAE における教育制度上の課題は、アブダビ首長国にもそのまま当てはめられることがある。アブダビ首長国の教育分野における第一の目的は、最高水準の教育システムを構築することであり、政府は、医療分野と並んで教育分野にも優先的に取り組む予定である。

教育制度の充実を目指して、2005 年アブダビ教育評議会(Abu Dhabi Education Council: ADEC)が設立された。高等教育については、国際的な教育機関の協力を得て、新たな教育機関の設立、既存の教育機関の強化を目指している。

教育部門改革の具体的な内容としては、①民間部門の役割を拡大し、政府の役割を教育システムの規制と監視に集約すること、②教育部門における自国民の関与を強化すること、③新たなマネジメント方法の導入により教育機関の事業効率を上げること等が挙げられている。

(3)海外の教育機関との連携

アブダビ首長国においては、海外の大学の誘致も積極的に行われている。2006 年には、フランスのソルボンヌ大学のアブダビ分校が認可された。初年度の生徒数は 162 名、うち 10 名程度はフランス人である。ここで取得した学位はパリで取得したものと同等の価値が認められ、ヨーロッパ諸國の他大学へ留学する場合と同じように通用する。

3. 3 都市計画

3. 3. 1 都市計画の方向性

アブダビ首長国においては、経済発展等を背景として、今後も都市機能の拡大が見込まれる。

政府は、都市の開発を管理することに自ら責任を持ち、その文化と自然を保護することとしている。

都市計画においては、①魅力があり、また持続性のある都市環境を創造すること、②伝統や文化を保持しつつ、居住地域での様々な文化の交流を可能とすることが目指されている。

アブダビ首長国政府は、2007年9月、今後25年間の長期的な都市計画である“Plan Abu Dhabi 2030”を公表した。この計画の中では、都市計画に関する、「環境」、「土地利用」、「交通インフラ」、「公共スペース」、「首都機能」の5つのテーマについての考え方や、土地利用計画、建物の高さ規制、交通計画などについて具体的に示されている。

3. 3. 2 今後の市場予想

アブダビ首長国政府は、“Plan Abu Dhabi 2030”的策定に際し、その前提となる将来の市場予想を行った。

この予想の中で、首都圏人口は、2030年には、2007年の約3.3倍となる310万人になると予想されている。この人口増に対応するため、オフィス及び住宅の増設が計画されている。住宅については、2030年には68.6万戸(2007年の約3.8倍)、オフィス面積も7.5百万m²(同約5.4倍)にすることが目指されている。また、その他、学校650校(同約2.8倍)、病院10,000施設(同約3.6倍)等についても、整備の計画が立てられている。

図表3-3-1 アブダビ首長国政府による市場予想

	2007 (ベース)	2013 (予想)	2020 (予想)	2030 (予想)
首都圏住民(万人)	93	130	200	310
住宅(万戸)	18	25.1	41.1	68.6
オフィス面積(百万m ²)	1.4	2.5	3.5	7.5
学校(校数)	236	330	450	650
病院(ベット数)	2,800	4,500	6,500	10,000
観光客(万人/年)	180	330	490	790
ホテル(部屋数)	10,000	21,000	49,500	74,500
ゴルフ(コース数)	3	10	18	25

出典:「Plan Abu Dhabi 2030」Abu Dhabi Urban Planning Council

3. 3. 3 都市計画の基本理念

都市計画は、以下の基本理念に基づき策定されている。自然環境や文化を保持しながら、UAEの首都としての役割や威厳を保ちつつ、持続可能な経済を反映するよう計画に沿った秩序ある整備を目指している。

- ・人々が、互いに健全に支えあいながら、生活し、事業を行い、繁栄するアラブ都市を近代的に表現するものとする。
- ・制御不能な成長よりも、持続可能な経済を反映する計画的な成長を継続する。
- ・海岸や砂漠の繊細な自然環境を尊重する。
- ・連邦政府の首都としての役割や威儀を保つ。
- ・都市建築物や地域のインフラが、アラブ社会の価値や、社会秩序、文化に貢献する。

3. 3. 4 都市計画の枠組み

都市計画の大きな配置計画は、下に示すとおりである。現都心から南西に約 20Km の地域に副都心を作り、首都機能を移点する。また、旧都心地区においては、アル・スワ島、アル・リーム島の開発を行い、アブダビ島と複数の橋梁で結ぶことや、アル・ミナ地区の再開発を通して、商業機能や金融機能を充実させることなどが計画されている。

さらに、観光振興のため、ヤス島では F1 サーキットやテーマパークなどの観光施設、サディヤット島では美術館などの文化施設などの開発を行う。

副都心やアブダビ本島、空港、開発の行われる島々は、高速道路や鉄道によって結ばれる計画である。

図表3-3-2 都市計画の枠組み



出典:「Plan Abu Dhabi 2030」をもとに作成

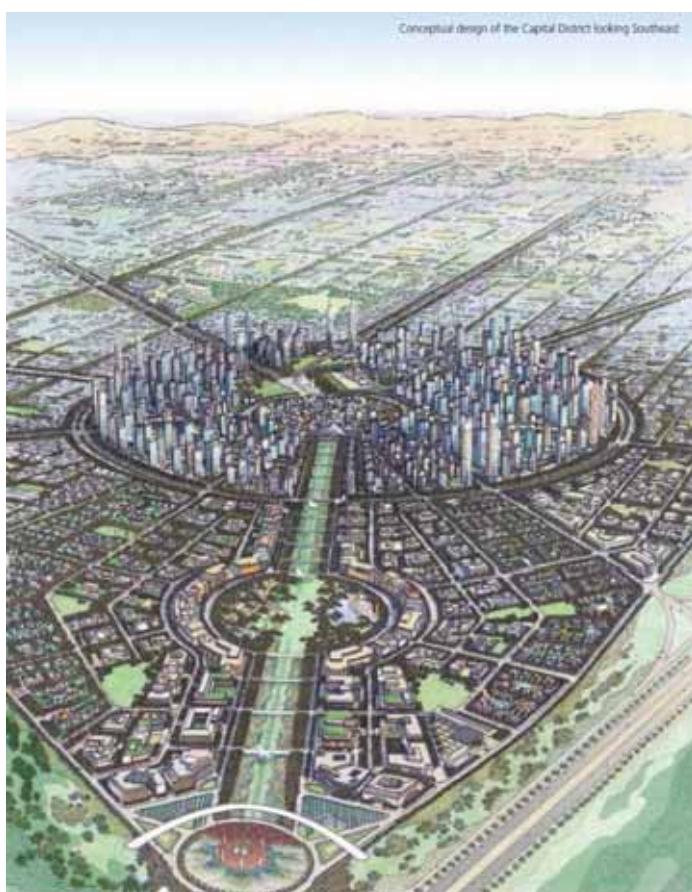
3. 3. 5 主要都市開発計画

(1)副都心計画

「副都心計画」は、“Plan Abu Dhabi 2030”の最も重要なプロジェクトである。旧都心では、ビジネス機能や金融機能がその中心となるのに対し、副都心では、政府機能や学術機能の集積が目指されている。副都心には、政府の官庁や各国大使館が設置され、政治的な機能が集約される。また、大学、ハイテクセンター、医療研究所、病院等の整備も予定されている。

さらに、鉄道(Metro Light Rail)を整備し、副都心に隣接して整備される高層住宅からの通勤、通学手段を供給することも計画されている。

図表3-3-3 副都心計画



出典:「Plan Abu Dhabi 2030」

(2)旧都心地域の再整備計画

首都機能を副都心に移した後の旧都心地区は、ビジネスの中心地として発展させる。

具体的には、アル・スワ島において、約300億ドルの投資を行い、オフィス、ホテルを整備し、ビジネスの中心地域とするほか、アル・リーム島においては、約78億ドルの投資を行い、オフィス、住居、ホテル、マリン・ゴルフ場などを整備する予定である。これらの島々は、橋梁等により、アブダビ本島とつながれる。また、アブダビ本島のアル・ミナ地区においては、水路網等を整備し、市

の中心の近くで水辺に面した環境を創出する。

なお、大規模なショッピングモールは、市の中心部に設置される計画である。

図表3-3-4 旧都心再整備計画



出典:「Plan Abu Dhabi 2030」

(3) 文化、レジャー施設の整備計画

観光事業を推進するために、様々な大型事業が計画されている。最大の事業は、アブダビ最大の土地開発・管理会社であるアルダー・プロパティーズ社が主体となって行う「ヤス島開発計画」である。島の総面積約 2,500 ヘクタールのうち、1,700 ヘクタールが開発される予定で、約 390 億ドルが投資される計画である。2007 年から 2 つの段階に分けて工事が開始されており、F1 サーキット、フェラーリ・テーマパーク、ゴルフコース、ホテル、テーマパークなどを整備することが予定されている。

アブダビ島の 500m 東に位置し、2 本の 10 車線道路や鉄道でつながれる予定のサディヤット島では、アブダビ観光庁が 100% 株式を所有する Tourism Development and Investment Company が主体となって、約 220 億ドルを投資し、主に文化地区の整備が行われる予定である。前述の通り、ルーブル美術館や、グッゲンハイム美術館と契約し別館を整備する計画もある。

アブダビ島の北側に位置し、アラビア語で”真珠”を意味するルル島においては、海岸線沿いに住居やホテル、公共ビーチが整備される予定であり、また、博物館や記念館などの文化施設に関する計画もある。

3. 3. 6 主要都市開発プロジェクト

現時点でのアブダビにおける主要都市開発プロジェクト及びその概要は以下の通りである。

図表3-3-5 アブダビにおける主要都市開発プロジェクト

①副都心:ハリーファシティ(Khalifa City)	総事業費:約 400 億ドル
敷地面積 4900 万m ² の広大な地域に、アブダビの副都心を建設する事業。全ての UAE 連邦政府の省庁、地方政府の事務所、各国大使館がここに移る予定。2030 年の完成を予定。	
②アル・スワ島開発 (Al Suwwah Island Development)	総事業費:約 300 億ドル
アブダビ証券取引所本部、オフィス、ホテル、クレーブランド病院などを設置し新たなビジネスの中心拠点とする。アブダビ本島と 13 本の橋梁で連結される予定。	
③アル・リーム島 (Al Reem Island)	総事業費:約 78 億ドル
アル・リーム島とアブダビ市をつなぐ橋の周辺に開発される多目的コミュニティ事業。40 階から 50 階のビル数棟が建設され、ビジネス地区となるほか、2 階建てのビル 80 棟が建設され 8 万人を収容する予定。	
④ヤス島開発 (Yas Island Development)	総事業費:約 390 億ドル
多目的の観光開発事業。居住地区、ホテル、ビーチ、マリーナ、小売店舗、F1 サーキット、ゴルフ場、テーマパークが建設される予定。	
⑤サディヤット島 (Saadiyat Island)	総事業費:約 220 億ドル
既に進行中の開発事業。全長 19Km のビーチ、ホテル 29 棟、マリーナ 3 箇所、ハーバー 3 箇所、ゴルフ場居住用ヴィラ 8,000 戸、アパート 38,000 戸などが建設される。また、アブダビ・ルーブル美術館、アブダビ・グッゲンハイム美術館、コンサートホール、海洋歴史博物館なども建設される。	
⑥アル・ラハ・ビーチ開発	総事業費:約 147 億ドル
多目的ホテル開発事業で、高層ビル 50 棟、低層ビル数棟が建設され、最終的には約 12 万人が居住する見込み。アブダビ市の中心部までは海上タクシーで移動。	

図表3-3-6 アブダビにおける主要都市開発プロジェクトの位置

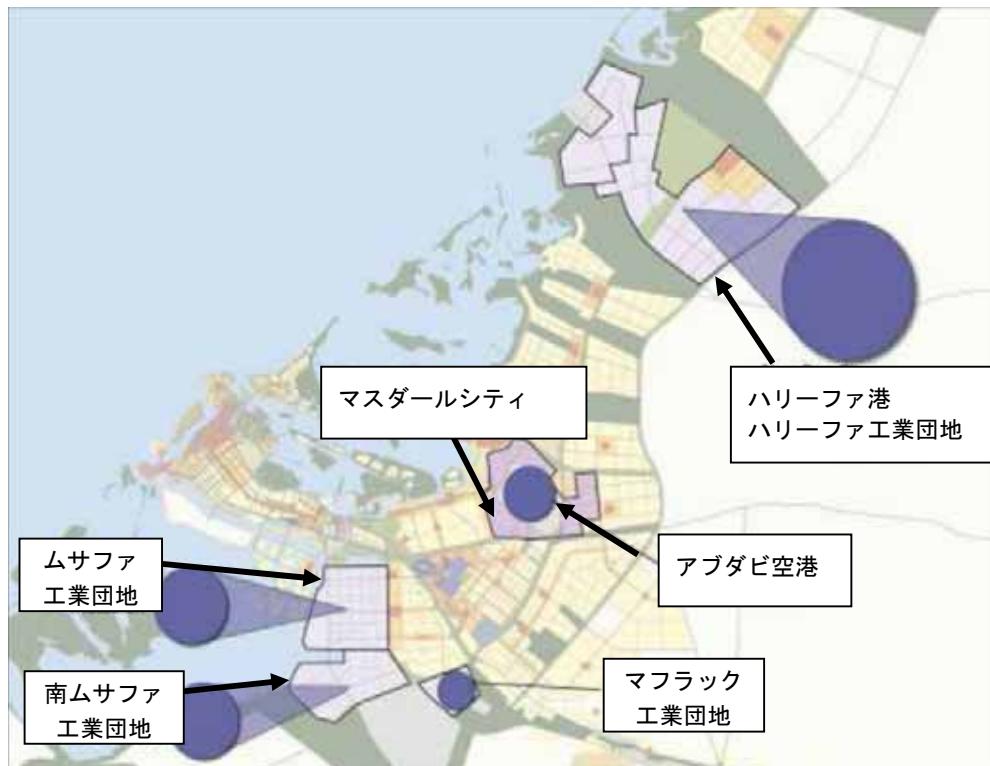


出典:「Plan Abu Dhabi 2030」をもとに作成

3.4 工業化政策

アブダビ首長国政府は、国内の工業化を推進するため、港湾整備や空港の拡張、産業特区(工業団地)の整備等を計画している。その主なプロジェクトを紹介する。

図表3-4-1 アブダビ工業化政策に関する主要プロジェクトの位置



出典:「Plan Abu Dhabi 2030」をもとに作成

3.4.1 ハリーファ港・ハリーファ工業団地整備計画

アブダビとドバイの中間に位置するタウィーラ(Taweelah)地域においては、総事業費約 80 億 Dhs.をかけて、ハリーファ港と、ハリーファ工業団地が整備中である。

この地域は、海外から輸入される原材料を用いる重工業向けの工業地域として位置付けられている。港湾や工業団地の整備により、原材料の陸上輸送コストを最小限に留め、また、人口の多い地域から重工業の工場を隔離することが可能となる。

従来は、アブダビ島の東にあるザイード(Zayed)港が、アブダビ首長国における海運の中心的な役割を担っていたが、その周辺は水深が浅く、大型船の受け入れに問題があつたため、新規にハリーファ湾を整備することとした。ここには、最新の国際基準を満たしたコンテナ用ターミナルや、その他未精製の原材料やバラ荷(コンテナ化できない貨物)用の埠頭を整備する予定である。

一方、総面積 100km²にも及ぶハリーファ工業団地においては、金属精錬、重工業、化学工業などの工業や、商業、物流、建設材料や軽工業に携わる産業を誘致しており、年間 120 万トンの生産を予定するアルミニウムの精錬会社や、製鉄所などの入居が予定されている。

3. 4. 2 アブダビ国際空港拡張計画

アブダビ国際空港の航空旅客や航空貨物取扱いは年々増加している。2007 年の航空旅客数は前年比 31.0% 増の年間 6.9 百万人、航空貨物取扱量は前年比 22% 増の約 31.5 万トンであった。(参考: 成田空港の 2007 年の航空旅客数は約 35.5 百万人、航空貨物取扱量は約 225 万トン) 経済の拡大や観光産業の発展により、今後も利用者増加が見込まれるため、新規需要に対応するための大規模な拡張が計画されている。

計画の具体的な内容としては、2006 年より、現在の空港から 4.1km 北に約 68 億ドルの整備費をかけて新たな空港施設の整備が行われており、年間約 20 百万人の旅客が利用できる施設を 2012 年までに完成させる予定である。また、管制塔や、年間 200 万トンの航空貨物取扱能力を有する貨物ターミナルも整備される。この施設の整備完了後、既存の空港の機能が移転される。その後も施設の拡張は続けられ、最終的に年間約 50 百万人の航空旅客を受け入れる予定である。

3. 4. 3 マスダール計画(Masdar Initiative)

マスダール計画は、ADFEC (Abu Dhabi Future Energy Company) により実施される事業で、ソーラーエネルギーやその他の再生可能なエネルギーのみに依存した、二酸化炭素や廃棄物を排出しない都市の整備を行うものである。マスダールシティは、アブダビ国際空港の近隣に、約 220 億ドルの事業費で整備される。

施設整備には、約 8 年かかる見通しで、第一期工事は 2009 年に完成する。マスダールシティは、約 6km² の広さで、約 5 万人が居住し、約 1,500 種のビジネス(主として環境に優しい製品の製造や販売)が行われ、外部から約 4 万人が通勤する計画である。

敷地内では自動車の使用は認められず、公共交通機関が用いられ、外部の都市とは鉄道で結ばれる。

第一期工事では、40 から 60 メガワットの太陽光発電施設を整備し、今後の施設整備に必要なエネルギーを貯う。さらに整備を続け、最終的に 130 メガワットの発電能力を確保する。シティの外部には風力発電施設を整備し、20 メガワットの発電を行う。

また、廃棄物の排出を抑制については、世界最大のバイオマス発電機を設置し、有機ゴミは肥料として利用され、プラスチックや金属は再利用される計画となっている。

3. 4. 4 産業特別地区(Economic Special Zone)

アブダビ首長国政府は、良好なビジネス環境、先進的なインフラを提供することによって、国内外からの投資を呼び込むことを目的として産業特別地区を整備している。

(1) Zones Corp の概要

アブダビ国内の産業特別地区については、計画経済庁傘下の組織である Zones Corp (Higher Corporation for Specialized Economic Zones) が整備運営を行っている。

Zones Corp が運営する産業特別地区においては、低価格による土地の貸付け、低コストでのエネルギーの提供、税制上の優遇措置、安定した労働力の提供等を通じて、産業の集約が図られている。

Zones Corp は、アブダビ国内において産業特別地区を整備運営し、インフラ及び各種サービスを提供することにより国内外からの投資を呼び込むことを目的として、ハリーファ皇太子(当時)主導のもと、法 No.3 of 2004 に基づき 2004 年に設立された。

具体的な目標としては、アブダビ及び UAE における経済多角化を推進するために、利便性の高い地域に、インフラ設備と付加サービスを提供する経済特別区を整備することや、世界市場での競争ポジションを維持するため、経済的、政治的なアブダビの強みを活用し新しいベンチャー(投資対象)を育成すること等が挙げられている。

図表3-4-2 ZonesCorp 外観



(2) プロジェクト

(イ) 現在のプロジェクト

Zones Corp は現在のところ以下の工業団地等を国内で運営している。それぞれの工業団地は特徴を持った産業が集積しており、様々なビジネスやサービスを提供している。

(a) Industrial City of Abu Dhabi (ICAD I ~ III)

以前より工業用地として利用されてきたムサファ工業地区の隣接地に造成された。現在は ICAD I ~ IIIまでがオープンしており、今後も拡張が予定されている。

(b) Al Ain Industrial City (I & II)

Al Ain Industrial City は主に軽～中工業及び加工業を対象としており、中小企業を中心に、様々なタイプの会社が進出している。現在は、5km²の大きさであるが、今後、さらに 5km²拡張される予定である。

(c) Worker's Residential Cities

産業特別区内で働く労働者等に対して、住環境と施設を提供することを目的として、ICAD 内に造成された住居地域である。通常の住戸と、住宅複合施設の 2 つのタイプがあり、通常の住戸は、約 10 万人の工業部門の労働者が、住宅複合施設は約 20 万人の建設労働者が住めるように設計されている。

図表3-4-3 ICAD (I ~ III) 概要

名称	概要	規模
ICAD I	<ul style="list-style-type: none">・主に中～重工業を対象としている。具体的にはエンジニアリング、鉄、繊維ガラス、繊維製品食物、化学、プラスチック、建設素材、薬品等・付帯施設として、ホテル、文化施設、ビジネスセンター、銀行、クリニック等の施設がある	約 14km ²
ICAD II	<ul style="list-style-type: none">・主に製造業・加工業等を対象としている。具体的には、木材加工、石油・ガス関連、化学、建設資材、倉庫設備等	約 11km ²
ICAD III	<ul style="list-style-type: none">・主にエンジニアリング、加工業等を対象としている。具体的には木材加工、エンジニアリング、化学、プラスチック、建設資材、ハイテク産業、食物、繊維産業等	約 12km ²

(口) 将来のプロジェクト

現在のゾーンの拡張という形で、以下のものが計画されている。また、ICAD 内に Polymar Park 、Metal Park を造成する計画も発表された。

(a) ICAD IV & V

既存の ICAD の拡張計画。高付加価値産業を、サービス業等を主な対象とする予定である。規模は IV と V を併せて約 36km²となる見込みである。

(b) Worker's Residential City

20 以上の Worker's Residential City の整備計画があり、最大でおよそ 100 万人の労働者とその家族が暮らせるようになる予定である。

(c) Energy Zone

Energy Zone は、エネルギー産業そのものに加え、エネルギー関係のサービス業及び知識産業を対象としたゾーンであり、エネルギー産業の集積を目指している。ICAD 内に計画されており、プロジェクトの第一段階では、36ha の敷地に 50 万 m² のオフィスと関連設備を整備する。また、施設内には、GCC 諸国で初の統合されたユビキタスプラットフォームを整備する予定である。

(ハ) サービス

Zones Corp が運営する産業特別地区においては、進出企業に対しよりよいビジネス環境を提供するため、以下のようなサービスが実施されている。

(a) One Stop Service (OSS)

会社設立、工場造成等に関する各種手続を一元的に担当するサービスセンターを設置し、許可申請等の業務を電子的に処理する。全てのサービスを 1 つのオフィスにおいて提供することにより、投資家の時間の節約及びコストの削減に寄与することを目的としている。このサービスを利用することにより、ビジネスライセンスについては、20~30 日で取得することが可能となっている。

(b) Foreign Labor Service (FLS)

Foreign Labor Service は、産業特別地区内の労働者に関する法的基準等への対応を容易にすることを目的としている。具体的には、ビザ及び労働許可、期間超過による許可の取消等に対する対応を行う他、Abu Dhabi 健康福祉局との協力による健康保険サービス等を提供している。

3.5 外資誘導政策

3.5.1 外資誘導政策の方向性

アブダビ首長国政府は、豊富な資金を有しているが、経済の活性化、外国企業の技術の移転等を推進するために積極的に外資誘導政策を実施している。

外資誘導の方策としては、海外企業の誘致、直接投資の活性化等が挙げられるが、後者の海外からの直接投資の状況は以下の通りであり、金融・保険、建設、製造業分野への投資が多くなっている。

図表3-5-1 産業分野ごとの海外からの直接投資の状況

(単位:百万 Dhs.)

産業分野	2005		2006		2007	
	実績	割合(%)	実績	割合(%)	実績	割合(%)
鉱業	205	1.3	273	1.7	364	2.0
製造業	2,589	16.7	2,685	16.6	2,785	15.6
電力・水力	1,268	8.2	1,479	9.2	1,725	9.7
建設	3,365	21.7	3,405	21.2	3,445	19.4
卸売業・小売業	51	0.3	228	1.4	1,019	5.7
交通	765	4.9	1,196	7.4	1,870	10.5
金融・保険	7,039	45.5	6,718	41.5	6,425	36.1
その他	204	1.3	188	1.2	174	1.0
合計	15,486	100	16,172	100	17,807	100

出典: 経済計画庁資料

3.5.2 フリーゾーン

(1)フリーゾーンの概要

UAE 内における外資誘導政策としては、税制やその他制度上の規制の緩和等のメリットを持つフリーゾーンを設立し、国内及び国外企業の集積を図る手法が多く取られている。特にドバイ首長国においては、多くのフリーゾーンが設立され、外国企業に対しさまざまな優遇措置を講じ、その誘致を図っている。

図表3-5-2 UAE 内における主なフリーゾーン

名称	首長国	設立年
Jebel Ali Free Zone Authority (JAFZA)	ドバイ	1985
Dubai Airport Free Zone(DAFZ)	ドバイ	1996
Dubai Internet City(DIC)	ドバイ	2000
Dubai Media City(DMC)	ドバイ	2001
Dubai Knowledge Village(DKV)	ドバイ	2003
Dubai Cars and Automotive Zone (DUCAMZ)	ドバイ	2000
Dubai International Financial Centre(DIFC)	ドバイ	2004
Dubai Gold and Diamond Park(DGDP)	ドバイ	2001
Dubai Multi Commodities Centre(DMCC)	ドバイ	2002
Dubai Healthcare City(DHC)	ドバイ	2003
Dubai Flower Centre(DFC)	ドバイ	2003
Dubai Silicon Oasis(DSO)	ドバイ	2003

名称	首長国	設立年
Dubai Outsource Zone(DOZ)	ドバイ	2004
Dubai Maritime City	ドバイ	2003
Dubai Studio City(DSC)	ドバイ	2004
International Media Production Zone (IMPZ)	ドバイ	2004
Dubai Biotechnology and Research Park(Dubiotech)	ドバイ	2005
Dubai Logistics City(DLC)	ドバイ	2005
International Humanitarian City	ドバイ	2007
Hamriyah Free Zone(HFZ)	シャルジャ	1995
Sharjah Airport International Free Zone(SAIFZ)	シャルジャ	1995
Ajman Free Zone	アジュマン	1996
Ahmed Bin Rashid Free Zone	ウム・アル・カイワイン	1988
Ras Al Khaimah Free Trade Zone	ラス・アル・ハイマ	2000
Fujairah Free Zone	フジアイラ	1987

出典:JETRO 資料

(2)フリーゾーンにおける優遇措置

フリーゾーンは各首長国の法令に基づき設置されており、フリーゾーン毎に規制の緩和の度合いは様々であるが、一般的には、以下のものが挙げられる。

UAE 内で外国企業が会社を設立する場合、原則として 51%以上の現地資本が必要とされること及びスポンサー制度により現地の会社または個人をスポンサーとする必要があることが障壁となる場合が多い。フリーゾーンではこれらの規制が緩和され、外資 100%の会社設立が可能となり、UAE 進出を目指す外国企業にとって大きなメリットとなっている。

図表3-5-3 UAE 内のフリーゾーンにおける主な優遇措置

- ・100%外国資本による所有が可能となる。
- ・法人税・所得税が一定期間免除される。(期間は更新可能)
- ・ローカル・スポンサー(サービス代理人)が不要となる。
- ・資本、利益を本国へ送金することが自由となる。
- ・外国人労働者の雇用制限がない。
- ・長期間にわたって土地を賃貸することが可能となる。

(3)アブダビ首長国内におけるフリーゾーン

上記のように、UAE 内で多くのフリーゾーンが設置されてきたにも関わらず、アブダビ首長国においては、7首長国の中で唯一、フリーゾーンの設立がなされていない。

以前サディヤット島においてサディヤット・フリー・ゾーン(SAFZ)計画があったが、頓挫した。しかし、現在では、アブダビ国際空港付近に建設予定の Abu Dhabi Airport Business Park 等、複数のフリーゾーンの計画がある。

3. 6 金融政策等

3. 6. 1 共通通貨の導入について

GCC 諸国(UAE、サウジアラビア、バハレーン、クウェート、オマーン、カタール)の間では、域内での経済活性化や金融取引の円滑化を目的として、1990 年代後半より共通通貨導入が検討されてきた。

現時点では、域内における無関税等の共通の関税体系の導入を目指した「共同関税同盟」の設立(2003 年 1 月)、域内における経済活動条件の共通化を目的とした「共通市場の設立」(2008 年 1 月)等の経済一体化の動きがあり、その最終的な形として、「共通通貨の導入」が目指されているところである。

2008 年 12 月には、GCC6カ国により構成される湾岸協力会議において、2010 年 1 月までに共通通貨を導入する方針が再確認された。

一方で、共通通貨導入実現のためには、各国における収斂基準の達成や為替制度の選択(ドルペッグ、通貨バスケット制、変動相場制等)、中央銀行の設置場所の確定等に課題があるとされている。収斂基準の達成が難しいこと等を理由に、オマーンが共通通貨からの脱退を示唆するなどの動きもあり、2010 年時点での通貨統合が実現されるかは不透明な状況である。

図表3-6-1 通貨統合のための収斂基準

- | | |
|---------|---|
| ①インフレ率 | : 各国のインフレ率が、GCC6ヶ国の加重平均から 2%以内の水準であること |
| ②平均短期金利 | : 各国の短期金利が GCC6ヶ国の短期金利のうちの低い方から 3カ国の平均短期金利から 2%以内の水準であること |
| ③外貨準備 | : 最低、輸入金額の 4か月分が準備されていること |
| ④財政赤字 | : GDP の 3%未満であること |
| ⑤公的債務比率 | : GDP の 60%未満であること |
| ⑥通貨連動 | : 米ドルとの連動性の維持 |

3. 6. 2 金融危機の影響等

2008 年以降の世界的な金融危機の影響は、UAE にも及んでいる。特に諸外国等からの投資や借入を積極的に行っており、ドバイ首長国に与える打撃が大きいと言われている。

(1) ドバイ首長国における影響

ドバイ首長国においては、主要産業のうち、観光業、運輸業に比べ、金融及び不動産業において損害が生じており、具体的には以下のようない影響が見られる。

図表3-6-2 ドバイ首長国における金融危機の主な影響等

(イ)資金流動性の低下

金融危機に伴う資金流動性の低下及びこれに伴う資金調達コストの増加が見られる。ドバイ首長国においては、政府機関が中心となり、諸外国からの資金を積極的に集めていたため、流動性低下の結果、借入資金の返済等において、困難が生じているとも言われている。

(ロ)中止または延期となるプロジェクトの発生

特に不動産開発において、資金調達が出来る見通しが立たず、中止または延期となるプロジェクトが見受けられる。また、このような状況に伴い、ディベロッパーの中には、開発ペースの見直しや、従業員数の調整等を行う会社も現れている。例えば、不動産大手ナキールでは、500人にのぼる従業員の解雇が実施された。

(ハ)不動産価格の下落

特にドバイにおいて、不動産価格の下落が見られる。2009年2月現在では、ドバイの商業用不動産価格はピーク時に比べて約30%低下しているとの調査結果もある。

(二)株価の下落

他のGCC諸国と同様に、UAEの株式市場においても、株価の急激な下落が見られる。ドバイ株式市場の主要株価指数である「DFMGI」は、2008年1年間で約70%も下落した。

上記のように、ドバイ首長国においては、資金の流動性の低下の影響がもっとも顕著である。これに対してUAE中央銀行は、2008年9月に500億Dhs.、10月に700億Dhs.の資金供給枠を設定するなどの対策を講じている。また、ドバイ政府は、金融支援等を目的とする政府債券を総額200億ドル発行する計画を、2009年2月に発表した。この200億ドルのうち100億ドルは、UAE中央銀行が全額引き受けこととなった。

一方で、不況の影響により、市場を必要以上に加熱させていた投機筋が排除される、また、長年の懸念事項であったインフレ率の抑制につながるといったプラス側面も指摘されている。

(2)アブダビ首長国における影響

諸外国からの投資を積極的に呼び込んでいたドバイ首長国と比較し、アブダビ首長国は、豊富な石油収入をもとに、政府系ファンド等を通して国内外に対する投資を積極的に行っていった。そのため、資産価格の目減り等の影響はあるものの、ドバイ首長国が直面している借入金の返済等の問題は生じにくく、金融危機の影響は比較的小規模にとどまっているとも言われている。

また、アブダビ首長国が実権を握るUAE中央政府は、ドバイ首長国に対して積極的な支援を行っており、今後UAE内におけるアブダビ首長国の影響力が相対的に高まっていくことも予想されている。

第4章 アブダビ首長国における中小企業活動の現状

4. 1 中小企業の実態

4. 1. 1 中小企業の位置付け

(1)アブダビにおける中小企業の定義

アブダビ首長国においては、中小企業を定義する明確な基準は存在しない。政府機関であるハリーファ基金は、①アブダビ首長国内に本部があること、②正規雇用者が50名以内であること、③年間生産高が1,000万Dhs.以下であること、④UAE国民による所有率が50%以上あることの4つを条件として中小企業を定義しているが、これも、中小企業に対する支援を行うために便宜的に設定しているに過ぎず、政府としての公式な定義ではない。

アブダビ首長国政府に対するヒアリングにおいては、経済計画庁、アブダビ商工会議所、ハリーファ基金の各機関とも、今後明確な定義づけを行い、統計データ等を収集・整備していくことが重要との認識を持っていることが明らかとなった。

(2)中小企業の必要性

アブダビ首長国においては、主に産業多角化と自国民の就業機会の創出への貢献を目的として中小企業の育成が求められていると考えられる。

(イ)産業の多角化

アブダビ首長国政府は、前述のように、産業の多角化の推進に力を注いでいる。経済計画庁によれば、現在石油以外の産業のGDPへの貢献率は約40%であるが、2030年にはこれを64%まで引き上げる計画である。この計画は、主に石油化学、建設、製造業の強化により達成することが見込まれているが、これらのセクターの成長のために、産業の裾野を支える存在として、力を持った中小企業の出現が期待されている。

また、今後の経済発展に伴い、都市計画を始めとした様々なプロジェクトにおける建設業の下請け、資材調達、施設のメンテナンス等、また、増加する人口に対する食材や衣料などの供給、観光業の増強に伴うみやげ物やレストラン等のサービス産業等において、需要の発生が見込まれており、この需要に対応するためにも、中小企業の育成が必要と考えられる。

(ロ)自国民の就業機会の創出

「1. 2. 2労働環境」で述べたように、若年層の人口増加に伴い、自国民の失業問題が懸念されている。今まで、自国民の大半は、賃金水準の高い政府機関、国営企業、金融分野などへ雇用されていたが、将来的にこれらの分野だけでは増加する若年層の雇用を吸収することはできないと考えられており、中小企業の育成により自国民の就職機会を創出することが求められている。

4. 1. 2 中小企業の実態

(1) 中小企業についての認識

前述のように、アブダビ首長国においては、その定義が明確でないため、中小企業に関するデータがほとんど存在しない。本調査においては、アブダビ首長国政府機関、現地金融機関、現地に進出している日系企業等へのヒアリングを通じ、実態の把握を行った。

(イ) 政府機関

機関名	内容
アブダビ商工会議所	<ul style="list-style-type: none">中小企業については、アブダビにおいては明確な定義がない。日本での定義は資本金1億円以下というが、アブダビにおいては、資本金1億円は中小企業より大きい企業のイメージである。現時点での中小企業は、小売、サービス業が中心である。
ハリーファ基金	<ul style="list-style-type: none">UAEにおいては、中小企業に関する明確な定義はない。ハリーファ基金は独自に定義をしているが、共通の定義が必要だという認識は持っている。2005年時点でのある調査では、UAE内に4,000の製造業の中小企業があるとの結果が出た。(P87:図表4-1-1参照)

(ロ) 現地金融機関

機関名	内容
National Bank of Abu Dhabi	<ul style="list-style-type: none">中小企業は、主に貿易業、小売業や小規模の工業(小規模の機械、ハードウェアの供給)、建設業の下請けなどであり、社会ではとても重要な役割を果たしている。中小企業について National Bank of Abu Dhabi では、5百万Dhs~1億Dhsの売上高を有する企業と定義している。

(ハ) 日系企業

企業名	内容
A社 (商社)	<ul style="list-style-type: none">会社として企業規模の小さな相手先とは取引がなく、ビジネスにおいてあまり存在感がない。人口は、連邦全体でも500万人程度と少なく、メーカーをサポートする企業は存在しない。物流、不動産、建設、金融、観光などに中小企業の可能性があると考えられる。日本では中小企業の概念は生産業であり、かみ合わないところがある。

B 社 (石油関連企業)	<ul style="list-style-type: none"> アブダビ国内の中小企業は、中小企業の定義にもよるが、ほとんどが小売業若しくはサービス業と思われる。 工場を持っている中小企業としては、石油・ガス関連設備の修理及び組立、造船業のようなものがあるのではないか。工場はムサファ地区に集中している。 中小企業の規模としては、100 人程度で中企業、200 人を超えると大企業というイメージではないか。
-----------------	---

(ヘ)その他企業

企業名	内容
Cirta 社 (現地中小企業)	<ul style="list-style-type: none"> 私見ではあるが、小企業は従業員数が 10~30 人(サービス業、流通業中心)、中企業は 30~100 人(製造業中心)、大企業は 100 人以上といったイメージである。

ヒアリング等の結果によれば、現時点におけるアブダビ首長国の中小企業は主に貿易業、小売業、小規模の工業(小規模の機械、ハードウェアの供給)、建設業の下請などが主なものであり、社会的に一定の役割を果たしていると認識されている。

このうち、製造業に関しては、従業員数 1~30 人の企業が約 95%を占め、小規模企業が圧倒的多数であることが伺える。特に、衣類・靴、金属・機械、木材・家具の小規模製造業が多い。

図表4－1－1 UAE における製造業従業員数別企業数(2005 年)

	1~30(人規模)	31~60(人規模)	61~(人規模)	合計
衣類、靴	1,811	12	15	1,838
金属、機械	1,469	44	85	1,598
木材、家具	802	7	9	818
食料品	214	12	16	242
化学、プラスチック	33	11	19	63
紙、印刷、出版	45	8	5	58
計	4,374	94	149	4,617

出典:アブダビ経済計画庁資料

一方、石油・ガス産業に関しては、国営企業等の大企業が産業の大半を占めている。これらの産業は、基幹産業であり、オペレーション等において高い品質が要求されるため、国営企業、大企業等が外注を行う場合の外注先は、技術力のある外国企業が中心である。従って、日本のように大企業を頂点として、一次下請け、二次下請けとして裾野を形成するような役割を果たす中小企業の存在は少ないものと思われる。

(2) 中小企業の金融機関からの資金調達について

中小企業の金融機関からの資金調達については、National Bank of Abu Dhabi や、アブダビ首長国内で活動する会計事務所に対してヒアリングを実施した。

企業名	内容
National Bank of Abu Dhabi	<ul style="list-style-type: none">アブダビでは、通常の銀行取引(Conventional bank loan)が行われているが、ファミリー(首長一族)が企業を保有していることが多く、銀行に融資を求める場合もある。融資の際には、グループ企業のオーナーの人的な信用も考慮に入れている。オーナーが会社に対する銀行融資を超える額を銀行に預金している場合も多い。その場合、与信の必要性は薄くなる。中小企業向けの政策的な融資制度は無い。ハリーファ基金が中小企業の起業向けのファイナンスをしている。
BKR International (会計事務所)	<ul style="list-style-type: none">中小企業が銀行から資金を調達する際には、銀行が企業の財務状況、プロジェクト内容等を審査して融資を行う。既存の貸付については、主として、実績や、会社の価値、銀行の小切手の決済状況、口座の動きなどを見て決められる。新規の融資を行う場合に要求されるエクイティの割合は 25%くらい。融資の際には、監査機関のレポートを求められることが多い。融資の際には融資条件を定めた契約が締結される。

ヒアリング等の結果からは、アブダビ首長国内において、企業が資金調達を行う際には、通常の銀行融資(Conventional bank loan)が行われていることが伺われる。

一方で、所有者が自国民の有力者等である企業も多くあり、資力が豊富なため資金調達を必要としない場合や、資金調達をする際にも、企業自体の信用ではなく、オーナーの財力等を担保として融資が行われている場合がある。

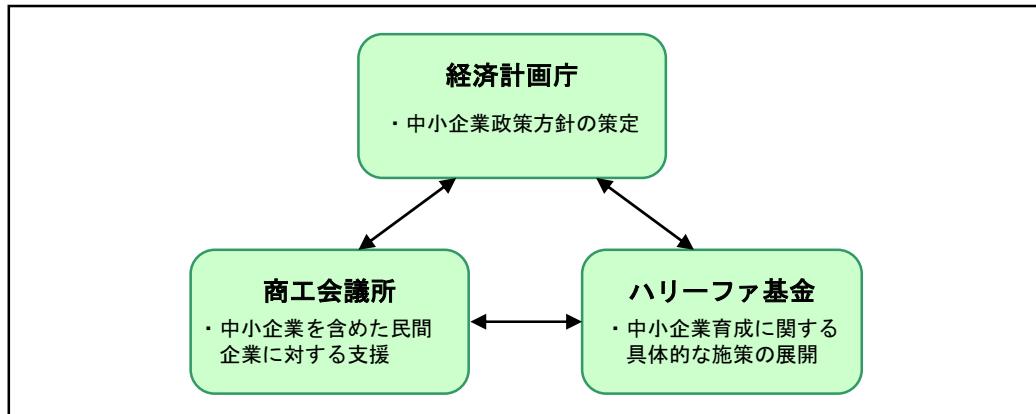
また、中小企業に対する特別な融資、保証等は、ハリーファ基金による融資を除いては行われていない模様である。

4. 2 中小企業支援策の現状

4. 2. 1 中小企業育成に関する機関及びその役割

アブダビ首長国における中小企業の支援は、主として、経済計画庁、商工会議所、ハリーファ基金の3つの国家機関によって行われている。

図4-2-1 中小企業育成支援に関する国家機関



(1) 経済計画庁(Abu Dhabi Department of Planning and Economy)

経済計画庁は、アブダビ首長国全体における経済政策全般を担当する政府機関であり、産業育成に関しても、国家レベルでの計画策定等を行っている。中小企業の支援についても、全体的な育成方針を策定するほか、他の機関と連動して支援を実施している。

(2) アブダビ商工会議所(Abu Dhabi Chamber of Commerce and Industry)

アブダビ商工会議所は、アブダビ首長国における民間セクターの企業活動を支援することを目的とした国家機関である。同国内でビジネスを行う民間企業は、商工会議所のライセンスを取得する必要があり、そのことからも、商工会議所は民間セクターの動きを最も的確に把握している機関であると言える。

商工会議所は、民間企業の育成を目的に、ビジネス情報の提供、人材育成、ビジネスマッチング等の様々な支援策を実施している。中小企業の育成に関しても、自国民の起業家の育成等に力を入れている。

(3) ハリーファ基金(Khalifa Fund)

ハリーファ基金は、アブダビ首長国内において、起業家を育成し中小企業部門を振興することを目的として、2007年に設立された政府機関である。中小企業育成支援に関して、具体的な施策を担当しており、中小企業の起業に際して、①創業前段階(起業家の育成、ビジネスプランの策定支援)、②創業段階(マーケティング支援、インキュベーション施設の提供、事業資金の提供)、③事業実施段階(事業に関するアドバイス、コンサルティング、追加の資金提供)等、創

業における各段階において、様々なサポートを実施している。

これらの支援の対象は、大学卒業者、中堅転職者、女性、離職/退職した公務員及び軍人、創業間もない既存中小企業などであり、基本的には UAE 自国民に限定されている。

その他、社会的な側面からの支援として、受刑者の社会復帰支援プログラムや、女性の社会進出支援のためのプログラムも提供している。

4. 2. 2 人材の育成に関する支援

産業の多角化等の改革は、洗練された起業家精神に富む人的資源によって実現されるとの認識（「Policy Agenda2007-2008」）の下、起業家の育成も視野に入れた人材育成及び確保のための施策、教育制度等が実施されている。また、ハリーファ基金等においても、中小企業の育成においては、起業家精神の涵養が最も重要であるとの観点から、既存教育機関とのタイアップなどを通じて、様々な施策が実施されている。

(1) 事業家の育成など

「1. 2. 3 教育環境」等で示したとおり、UAE 自国民に対しては、小学校から高等教育まで幅広く質の高い教育環境が提供されている。

また、海外の大学への留学や、欧米の大学、ビジネススクールとの連携等により、国際感覚を備えた事業家の育成も目指されているところである。中小企業の育成については、これらの通常の教育に加え、各機関により以下のような支援が行われている。

(イ) ハリーファ基金による支援

ハリーファ基金は、中小企業の育成支援にあたって、自国民による起業の促進が重要であると考えており、起業家を育てるためのトレーニングプログラムの運営等を実施している。

トレーニングプログラムの実施にあたっては、UAE 内の 5 つの教育機関（大学等）と提携しており、講師もこれらの提携教育機関等から招聘している。その他の政府機関、教育機関ともネットワークを構築し、必要に応じて協力をしている。

トレーニングプログラムの内容としては、起業にあたっての実務的な課題（起業の方法、マーケティング、資金調達）等に関するものと、長期的に自国民における起業家精神の涵養を図るものがある。若年層の教育については直接ハリーファ基金が行うわけではないが、初等教育機関等と連携している。

2008 年 12 月時点で、約 500 人がトレーニングプログラムを修了している。

(ロ) 商工会議所による支援

商工会議所も、起業等を支援するためのプログラムの提供を行っている。最近では、10 代の自国民を対象に、会社経営についてのプログラムが実施された。プログラムの多くは無料で提供されており、この中には、大学と連携したものもある。プログラムによっては、成果測定も

実施しており、例えば、起業に関してのプログラムを実施した場合、成果が認められる起業家または事業に対して、創業支援を行うことなどもある。

(2)職業訓練

その他、企業で働く人材を育成することを目的として、職業訓練も実施されている。UAE は、1999 年に人的資源開発・雇用庁(Tanmia)を大統領令により設立し、UAE 自国民に対する労働技能を修得するための研修を行っている。

アブダビ首長国政府も、3 ヶ月にわたる自国民向けの職業訓練を行い、失業率の減少を図っている。この職業訓練には、政府機関向けと民間セクター向けのものがあり、自国民は、誰でも参加が可能である。

(3)女性の企業家の育成

アブダビ首長国政府は、女性の教育・援助も重要視しており、特に家庭でできる商売(衣類やお菓子などの製作)を推奨している。女性の就職率を高める政策として、就職のカウンセリング等を実施している。

女性の起業意識は活発であり、実際にハリーファ基金のプログラム参加者の半数程度が女性である。

4. 2. 3 資金の確保

(1)資金確保のための施策

実際に中小企業を起こす場合には、事業資金を確保する必要があるが、アブダビ首長国では、起業を行う場合に、資金調達マーケットにどのようにアクセスするかが大きな課題となっている。資金調達に関しては、地場の銀行が、一部中小企業向けの融資を行っているほか、ハリーファ基金により、以下の支援策が実施されている。一方で、ハリーファ基金以外の政府機関による低利子融資や保証などの中小企業向けの特別な施策は実施されていない。

(2)ハリーファ基金による資金援助

ハリーファ基金では、中小企業の発展段階別に、以下の 3 種類のプログラムを用意し、無利子または低利により資金提供を行う優遇融資返済制度を通して、中小企業に対する資金的なサポートを行っている。2008 年 12 月時点で、137 のプロジェクトに対して融資が実行され、そのうち 60 事業がスタートしている。

これらのプログラムに加え、今後は既存の会社を対象としたより大規模なファンドの設立計画もあり、さらなるサポートの充実が見込まれる。

① Khutwa(第一歩) :

小規模企業を対象にしたマイクロファイナンスで、25 万 Dhs. を上限とした貸付を行う。

② Bedaya (始まり) :

中小企業の創業を支援するために、300 万 Dhs. を上限とした貸付を行う。

③ Zeyada (成長) :

既存の会社を対象とした支援であり、500 万 Dhs. を上限とした貸付を実施している。

4. 2. 4 コンサルティング等

人材面、資金面以外にも、中小企業の育成に関する支援が実施されている。特にハリーファ基金においては、マーケティングや会社経営手法に関するアドバイス、コンサルティング等が多く実施されている。創業後においても、様々なビジネス相談に応じており、中小企業を長期間に亘ってサポートしている。

4. 2. 5 ハリーファ基金支援企業例(Cirta 社)

ハリーファ基金の支援を受けて起業された企業の一例として、「CIRTA Abdulla Al Traibee1 社」を紹介する。

(1)会社概要

- ・代表者 : Abdulla Al Traibee1 氏 (40 歳)
- ・業種 : ビルのエアダクト製造、火災報知機、自動消化装置、冷却水用ポンプ等の製造、設置、保守及びエレベーターの設置、保守
- ・会社規模 : 起業時は 3 人から始めたが、8 カ月後の時点では 90 人を雇用。エンジニアが 10 人、技術者は 60 人。
- ・売上高 : 起業後 8 ヶ月で 18 百万 Dhs. (5 億 4 千万円) の新規契約を獲得。

(2)会社設立の経緯

Abdulla Al Traibee1 氏は、国営の石油開発企業である ADCO: Abu Dhabi Company for Onshore Oil Operations に勤めるエンジニアであったが、長年にわたって経験を積んだこともあり、国に貢献したいとの思いから、起業を考えるようになった。

しかしながら、事業化に関する経験及び知識に不安があり、また、安定した事業資金の確保も困難であったことから、自らリスクをとって起業することを躊躇していた。その頃、設立されたハリーファ基金の支援制度を知り、これに応募した。

その後、ハリーファ基金の起業家育成プログラム(Management Course, Owner Course)を受講し、修了後、事業計画書をハリーファ基金へ提出して、ファイナンス、フィージビリティスタディやマーケティング、従業員の雇用などについて様々なアドバイスを受けた。

資金についても、ハリーファ基金による融資を受け、事業を開始した。その後、企業が拡大し追加の資金需要が発生した際にも新たな融資を受けることができた。

その他、通常、新規の中小企業が受注することが困難である官庁の仕事の入札に際して、ハリーファ基金からのアドバイスを受け、案件獲得に成功した。

(3)ハリーファ基金による支援

Cirta 社の例が示すように、ハリーファ基金は、自国民の起業する中小企業に対して、資金調達面のみならず、ビジネスに関する知識の提供、事業内容に関するコンサルティング等を通して、総合的にかつ長期的な支援を実施している。

4. 3 中小企業育成における課題

4. 3. 1 社会構造上の課題

(1) 人口構造等の特殊性

「1. 2. 1人口」でも記述したように、アブダビ首長国の自国民の比率は全体の約 20%にすぎない。また、自国民は、会社のスポンサーとして資金を拠出するにとどまり、直接会社の運営に係わらないケースも多い。そのため、実際の労働力やマネージャーの多くを外国人に依存しているのが実情である。

一方、中小企業では、会社の方針の決定、社員の採用、マーケティング、資金調達など代表者が実施する業務や負うべき責任が大きい。現時点では、このような役割を果たしていく能力を有した自国民の数は、限定されていると考えられる。

また、中小企業の永続的な発展のためには、熟練した技術や経験を有する社員を育成、活用していくことが必要であるが、技術、経験が豊富な労働者の数が相対的に少ないと、外国人労働者への依存により、人材の流動性が高くなっているため、これらの人材を安定的に確保することが難しい。

上記のような特殊性のため、アブダビ首長国においては、これまで我が国やアジア諸国で行われてきた中小企業の育成方策を、そのまま適用することは難しいと考えられる。

(2) 支援の自国民への限定

ハリーファ基金の施策に代表されるように、アブダビ首長国政府の中小企業支援策は、自国民の支援が主目的となっている。政府によって行われる教育や職業訓練も基本的に自国民を対象としている。

一方、経済の多角化や競争力の向上を実現するためには、外国人労働者の質の向上や外国籍の中小企業の育成も有効であると考えられるため、将来的には、政府による支援の対象を、必要に応じて自国民の枠外に拡大することについても、検討が望まれる。

4. 3. 2 産業構造における課題

(1) 中小企業育成方針の明確化

アブダビ首長国における中小企業育成の方針として、現時点では、以下のようなものが考えられるが、アブダビ首長国の社会的な背景を考慮し、効率的かつ効果的な施策の実施のためには、どの方向性が望ましいのかについて検討を行い、集中して育成する産業を明確化することが必要と考えられる。

(イ) 国内の需要拡大に対応する企業

アブダビ首長国では、人口の増加に伴う大規模な都市開発計画が予定されているなど、経済規模の拡大が予想される。この拡大は、建設業、外食、レジャー関連業、観光業などの分野における国内需要の増加を通して、中小企業に対するニーズを増加させるものと考えられ

る。そのため、これらのニーズを充足する国内中小企業を積極的に育成することが有効と考えられる。

(口)国営企業、大企業等からスピンドアウトした企業

既存の国営企業、大企業等の部門を独立させることにより、中小企業を創出することも考えられる。

(ハ)海外の需要へ対応する企業

国際的な優位性や高い技術力を有し、海外マーケットで事業を拡大していく中小企業を育成することも望まれる。例えば、新エネルギー等先端技術を必要とする分野や、石油化学等の優位性を有する分野での育成が考えられる。

(2)現時点における中小企業育成の方向性

なお、現時点では、中小企業育成の方向性に関して、政府機関からは以下の見解が示された。

機関名	内容
経済計画庁	<ul style="list-style-type: none">中小企業の育成は重要な課題である。今後 5 年間の経済計画の中にも含まれている。どのようにサポートしどの産業に注力すべきかなどを検討している。石油を中心とした産業発展のあり方について、現在政府内で見直しを行っているところである。今のところ国内の全ての産業がうまく言っていると思われる所以、どの分野でも中小企業の発展は見込まれると思う。
ハリーファ基金	<ul style="list-style-type: none">政府が考えている産業部門としては、工業はもちろんのこと、教育、健康福祉、観光等が挙げられる。これらの部門を育てていく中で、その産業に中小企業がどのように関わっていくか、産業におけるクラスター構造、バリューチェーンを創り出していくかについて考えている。アブダビ内においても、工業(ex.ICAD 内のポリマーパークの計画)、観光、インフラ整備等については様々な計画がある。また、不動産、建設業においても大規模プロジェクトが多い。これらの中に中小企業を組み込んでいくことが必要である。

(3)企業間の関係、協力体制の不備

アブダビ首長国においては、国営企業等の大企業からビジネスを受注するような国内中小企業がほとんど存在しないこともあり、国営企業等の大企業と民間の中小企業の関係が希薄であると考えられる。また、民間企業の多くが零細～中小企業であり、共同事業の実施や業界団体結成等の協力の動きも見られない。

中小企業の育成においては、下請けとしての役割を中小企業に与え、業界全体の技術力の向上や国際的な競争力をもたらす産業のピラミッド構造の形成が必要と考えられるが、現時点では、企業同士の関連が薄く、このようなピラミッド構造を形成するには至っていない。

4. 3. 3 制度上の課題

(1)会計・統計制度の不備

アブダビ首長国内では、一般企業に対する法人税等の課税が実施されていないこともあり、企業の実態把握等を目的とした会計制度が十分に整備されていない。また、政府が中小企業についての統計データを有していないことからも明らかのように、統計制度の整備も不十分である。

効果的に中小企業支援を実施するためには、その実態把握が不可欠であり、会計制度や統計制度の充実が必要と考えられる。また、会計制度の整備により、金融機関が企業の会実態把握を行うことが容易になるため、企業の資金調達が行い易くなることも期待される。

(2)法制度等の影響

アブダビ首長国においては、自国民の数が少ないこともあり、手厚い年金制度、福利厚生制度、教育制度等を通して、石油による収入を広く自国民に分配するシステムが確立されているといえる。そのような環境下にある自国民は、様々な経営リスクを負って起業する意欲を持ちにくいと考えられる。

また、会社法等により、外国企業による会社の所有が実質的に制限されているが、これも外国企業がアブダビの会社に技術を移転する際の障害となっていると考えられる。

国際的な競争力を有する中小企業を育成するためには、各種制度を見直し、自国民のビジネスへの参画や外国企業との連携を促進していくことも必要であると思われる。

4. 3. 4 人材育成における課題

「1. 2. 2労働環境」で示したように、アブダビ首長国では、国営会社や金融機関の賃金水準が高い。自国民の多くは、これらの国営企業や金融機関に就職しており、安定した高水準の給与を得ているため、起業家精神が育ちにくい環境にある。

起業家精神を育成するためには、具体的な目標となりうる実際の起業の成功事例を広く自国民に紹介していくことが必要と考えられる。また、起業家精神を育むためには、長期的な教育が必要であると考えられる。

4. 3. 5 資金の確保における課題

資金調達は、中小企業の起業、安定した事業継続及び事業拡大に不可欠である。アブダビ首長国においては、ハリーファ基金が中心となり、中小企業の資金的なサポートを行っている。

今後は、新規に起業した中小企業が一定規模に成長し、更なる資金調達が必要となった場合の支援が課題となると考えられる。ハリーファ基金のヒアリングにおいては、成長した新興企業が新たな資金調達を行うためのインダストリアルファンドの計画についても言及があった。

また、ハリーファ基金による融資以外には、政府による低利子融資や保証などの中小企業向けの特別な施策は行われていないとのことであり、今後政府による中小企業向けの制度融資や保証制度を導入し、資金調達における優遇政策を充実していくことが必要と考えられる。

4. 3. 6 インフラ整備における課題

アブダビ首長国では急速な経済発展にインフラ整備が追いつかず、特に都市部では、オフィスや従業員向けの住居が不足しており、賃料も高水準となっている。

経済計画庁から聴取したところでは、中小企業をサポートするために、ムサファ地域に造成する新たなインダストリアルゾーンの一角に、中小企業向け用地を設けることを考えているとのことであるが、現状では、中小企業に対する特別な優遇措置は行われていない模様である。

「3. 3. 1都市計画」で示したように、アブダビ政府は長期計画の中で、オフィスや労働者向けの住居の整備も計画しており、計画の実現とともにオフィスや住居の不足は解消していくものと考えられるが、しばらく時間がかかる可能性がある。

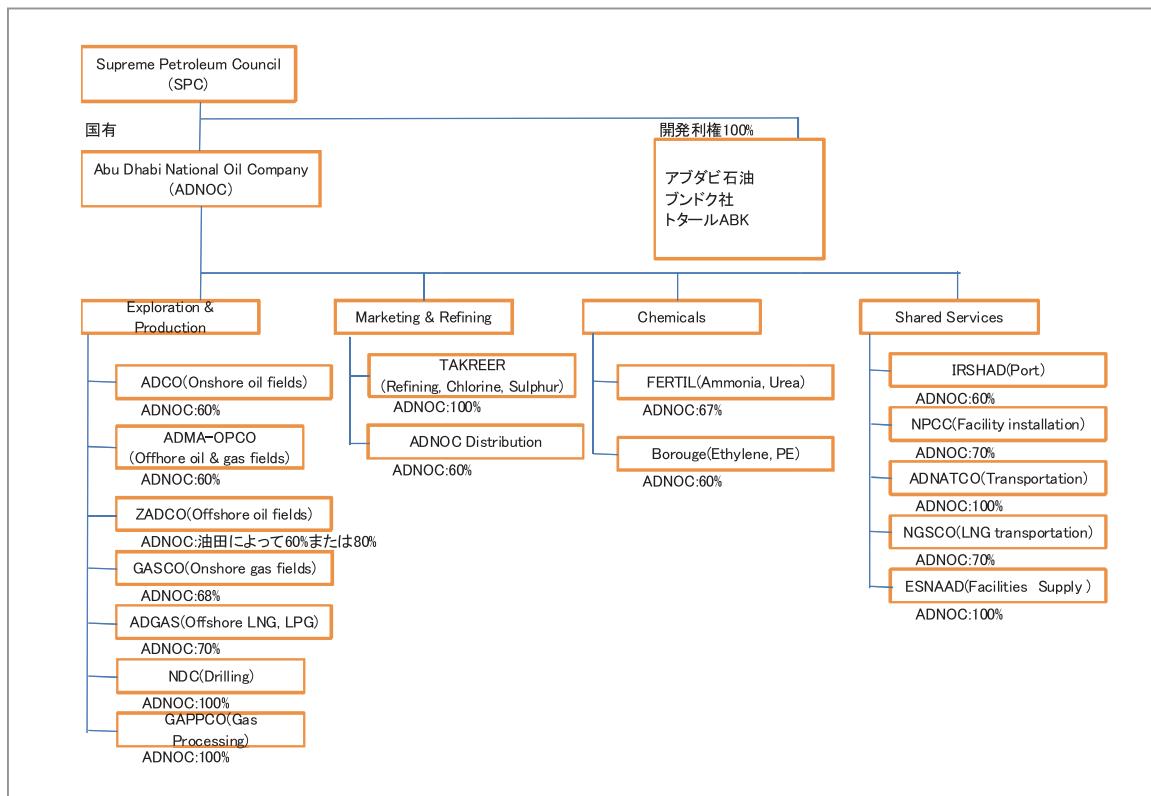
4. 3. 7 マーケットの創造における課題

国内マーケットについては、人口の増加及びそれに伴う大規模な開発計画の実施が予定されており、今後は建設業、サービス等を中心に中小企業向けニーズの拡大が見込まれる。このニーズを国内の中小企業が確実に捉えていくことが必要と考えられる。

一方、中小企業が国外のマーケットに進出するためには、高い競争力を確保することが必要となるが、現状においては、石油部門以外には国際的な優位性を有する産業はほとんどない。今後、中小企業が国外マーケットで発展していくためには、アブダビの優位性を活かした産業の育成に注力するとともに、積極的に海外の技術や人材を活用し、競争力を確保していくことが重要と考えられる。

参考資料：アブダビ首長国における石油関連企業

図表－1 SPC傘下の石油関連企業(再掲)



出典：「アラブ首長国連邦の石油産業構造」(IEEJ 2004年12月)等

(イ) Supreme Petroleum Council (SPC)

アブダビの石油・天然ガス政策の立案・推進、政府及び政府機関の所有する会社の管理規則の策定、予算の審査・承認に関するすべての権限を有しており、アブダビ国営石油会社である ADNOC の経営責任も有している。SPC の議長は、ハリーファ首長が務めており、実質的に首長一族が権限を有しているといつてよい。

(ロ) Abu Dhabi National Oil Company (ADNOC)

ADNOC は 1971 年連邦結成当時に設立され、アブダビ首長国内外におけるすべての石油・ガス産業を担当し、SPC によって決定された方針に従い、石油・ガスの開発、生産、販売及び精製、製品販売、さらに石油化学製品の生産、販売を行っている。これらの事業活動は、子会社あるいは外資との合弁会社を通じて行われている。

(ハ)石油利権操業会社

アブダビの石油開発には日本企業が深く関与しており、以下のような開発会社がある。

・Abu Dhabi Oil Company (ADOC) 『アブダビ石油』

1968 年、日本の石油精製元売り3社(当時の丸善石油、大協石油、日本鉱業)がアブダビ海上鉱区の石油開発利権を取得し設立し 100%の権益を持っている。1973 年に原油生産を開始し、現在も継続している。

・Bunduq Company 『ブンドク社』

BP、トタール両社によって 1970 年に設立され、同年に日本の合同石油開発(United Petroleum Development Company—UPD)が参入し、BP の所有するブンドク社株式の半分を譲り受け、BP、トタール、UPD でブンドク社の株式を 1/3 ずつ均等に保有することになった。

その後、同社によるエル・ブンドク油田の開発に対し、トタールが不参加を表明したことから、1973 年 UPD/BP 間合意に基づき、ブンドク社の開発操業費用分担率を UPD-97%、BP-3%としたことから、両社の権益構成比率も 97:3 となった。

・Total Abu Al-Bukhoosh Oil Company (Total ABK) 『トタール ABK 石油』

トタールを中心とする国際コンソーシアムにより 1973 年に設立され、1996 年に日本のインドネシア石油(現国際石油開発帝石)がその 100%子会社インペックス・エーケービー石油を通じて権益の一部を買収し、参入したものである。

図表-2 ブンドク社、トタール ABK 石油の権益構成

参加企業	ブンドク社		トタール ABK 石油
	株式	権益構成	株式=権益構成
トタール	1/3	-	75%
BP	1/3	3%	-
合同石油開発	1/3	97%	-
インペックス ABK	-	-	25%

出典:「アラブ首長国連邦の石油産業構造」(IEEJ 2004 年 12 月)

(二)ADNOC 傘下の国営企業

ADNOC が統括する傘下の国営企業は、以下のとおりである。

①ADCO (Abu Dhabi Company for Onshore Oil Operations) 1979 年設立

1939 年に利権付与、1974 年の産油国による資本参加で、アブダビの陸上油田(バブー油田)の操業会社として設立された。バブー、ブハサ、アサブ、サヒール、サハーなどが主な油田である。同社が生産する原油は、日本が輸入する主要原油の一つであるマーバン原油である。オペレーションエリアは 21000 平方キロメートルに達し、2005 年の生産量は 1,240 千バレル/日である。

②ADMA-OPCO (Abu Dhabi Marine Operating Co.) 1977 年設立

1953 年に利権付与、1974 年の産油国による資本参加で、アブダビの海上油田(ウムシヤイフと下部ザクム油田)の操業会社として設立された。2005 年の生産量は 550 千バレル/日である。

③ZADCO (Zakum Development Co.) 1977 年設立

当初、アブダビの海上油田上部ザクムの開発会社としてスタートし、1988 年、ウムアダルク油田、サター油田を開発する UDECO を吸収した。
オペレーションエリアは 1200 平方 km で、2004 年の生産量は 540 千バレル/日。2015 年までに 750 千バレル/日まで引き上げる予定である。

④NDC (National Drilling Co.) 1972 年設立

海上陸上の油田やガス田の開発における掘削会社である。また、米国の US Geological Survey と組んで地下水調査プロジェクトを実施している。

⑤NPCC (National Petroleum Construction Co.) 1973 年設立

石油関連設備の建設・組立ての会社である。ADNOC が 70% の株式を保有していたが、GHC が ADNOC から株式を買い取り現在は ADNOC 傘下からは外れたが ADNOC とは協力関係にある。

業務内容は、海上プラットフォームやパイプライン、陸上タンクの設置ならびに保守点検などや海上出荷設備に必要な出荷ホースを係留するブイの建造、メンテナンスなどである。また、Pressure Vessel の建造なども行っている。

NPCC では、多くの業務は自社内で対応できるよう設備、人員等備えているが、自社でできないことや特別なスキルを要するような場合は、プロジェクトごとに外注先を入れによって決定している。中小企業は主に周辺業務(ケータリング、クリーニング、ガーデニング等)に従事しているに過ぎず、専門性の高い業務には就いていない。

⑥ESNAAD (旧 Abu Dhabi Drilling Chemicals & Products Ltd.と The National Marine Service Co.が 2002 年に合併して設立)

ADNOC100%の子会社。油田掘削に関わるケミカル品の生産・供給ならびに海上油田に関わる各種サービスの提供会社。ムサファ地区の土地のリースも行い、貸倉庫、重機レンタルなども行っている。

⑦IRSHAD (Abu Dhabi Petroleum Ports Operating Co.) 1979 年設立

ADNOC と Land Marine National Contracting Co. (LAMNALCO) の合弁会社で、アブダビの原油積出し港において係船作業、石油製品の積み降ろし作業、消化活動、汚染管理、バース管理などの各種マリンサービスの提供会社である。

⑧GASCO (Abu Dhabi Gas Industries Ltd.) 1978 年設立

陸上ガス田の操業会社。ADNOC68%、シェル、トタールがそれぞれ株式の 15%を所有する。ルワイズにガス分離プラントを建設し、1982 年に生産を開始した。

同プラントでは、陸上のブハサ、バブー、アサブなどの油田から送られた NGL を中心としたガスを分離している。ここで分離されたエタンは石油化学の原料となり、プロパン、ブタンは LPG に加工される。また、ペンタン・プラスはコンデンセートとして輸出あるいは国内で精製される。最終的に分離されたメタンは発電・造水施設などの国内需要家向けに供給されている。

GASCO は 4ヶ所のプラントを持ち、53 億立方フィート/日のガスを供給する能力があり、23 万バレル/日のコンデンセート、4,700 トン/日の硫黄、2 万トン/日以上の液化天然ガスを生産している。

⑨ADGAS (Abu Dhabi Gas Liquefaction Ltd.) 1973 年設立

海上ガス田の操業会社である。ADNOC70%、三井物産 15%、BP が 10%出資している。1972 年東京電力との間で LNG の長期売買契約を締結し、日本への LNG 輸出を行っている。

原料となるガスは、ウムシャイフ油田および下部ザクム油田からの随伴ガス並びにウムシャイフ油田のウェイナットガスキヤップからの非随伴ガスが使用される。

1990 年に東京電力との契約を更新し、LNG 販売量を 430 万トン/年に倍増させた。これに合わせるため、クフ層からの非随伴ガスの開発が実施され生産を開始した。生産能力は年間 LNG5,149 千トン、LPG1,667 千トン、硫黄 284 千トンである。また、パイプラインでドバイへの天然ガス輸出も行われている。

⑩TAKREER(Abu Dhabi Oil Refining Co.)1999年設立

アブダビの石油精製事業会社で従業員約1,800人である。アブダビの原油は軽質原油であるため、分解装置などの重質対応が必要なく、陸上油田からの天然ガス生産に伴うコンデンセートを処理する装置を所有している。また、フレアガス回収などの環境対策にも取り組んでいる。

- ・ルワイズ製油所:1981年に生産が始まり、コンデンセート処理能力の増強や石油化学設備も建設されるなどの拡張が進んでいる。
- ・アブダビ製油所:1976年にUAEで最初に建設された製油所でアブダビ市街の外れにあり、アブダビへの石油製品供給を担っている。

⑪FELTIL(Ruwais Fertilizer Industries)1980年設立

ADNOC:TOTALFINA=2:1の出資比率の肥料製造会社である。GASCOのプラント分離されたメタンを原料としてアンモニアを製造している。

生産能力はアンモニア13億1千万トン/日、尿素18億5千万トン/日である。

⑫BOROUGE(Abu Dhabi Polymers Co. Ltd)1998年設立

ADNOCとBorealisとの合弁石油化学品製造会社である。エタンクラッカーでエチレンに加工した後、ポリエチレン製造の原料として使用している。主な製品は、プラスチックフィルム、プラスチック繊維、注射器、プラスチック容器、パイプ、ケーブル、自動車用プラスチック部品などである。

⑬ADNATCO(Abu Dhabi National Tanker Co.)1975年設立

ADNOC100%の子会社。海運子会社で原油や石油製品を全世界へ輸送する。2004年からはBOROUGEのポリエチレン輸送も開始した。

⑭NGSCO(National Gas Shipping Co.)1993年設立

ADNOC70%、三井物産15%、BP10%、トタール5%出資している。バージン諸島に登記されたガス輸送船の会社で主にADGASのガス輸送を担う。ダス島からのLNG輸出からスタートし、東京電力とADGASとの長期契約締結により業務を拡張させた。

⑮ADNOC Distribution 1973年設立

国内へ石油製品を供給する会社で従業員5,000人以上である。サービスステーションを運営しガソリン、軽油、潤滑油の販売と洗車、オイル交換、自動車整備などのサービスを提供している。また、アブダビ内に天然ガスのパイプラインを敷設し、天然ガスを供給している。航空会社にはジェット燃料を供給している。

参考文献

1. 堀抜功二
「アラブ首長国連邦における連邦体制と政治統合一建国記の政治危機とザイド大統領の対応をめぐってー」、『現代の中東』No.45、2008年
2. 前田高行
「アブダビ・ナヒヤーン家の構図（改訂版）」、『HP「中東経済を解剖する」王家の構図—GCCの王様シリーズ・アブダビ編』、2005年
3. 財団法人 中東経済研究所
「アラブ首長国連邦 政治・経済情勢の現状と展望」、『カントリー・リスク調査シリーズ』、8巻、1984年
4. 石油公団 企画調査部
「アラブ首長国連邦の現状と展望」、『昭和53年度産油国国情調査報告書』1979年
5. 財団法人 世界経済情報サービス
「アラブ首長国連邦」、『ARC レポート2007』、2007年
6. 日本アラブ首長国連邦協会 『UAE』No.26、2000年
7. 日本アラブ首長国連邦協会 『UAE』No.37、2005年
8. 日本アラブ首長国連邦協会 『UAE』No.39、2006年
9. 宮崎和作
「アラブ首長国連邦（UAE）の石油産業構造」、『IEEJ』、2004年
10. ピエール・シャマス
「GCCにおける石油・ガス開発の現状：アブダビ」、『中東協力センターニュース「中東情勢分析」』2002年2-3月号、2002年
11. 糸谷英輝（財団法人 国際通貨研究所）
「試練を迎えた中東湾岸諸国～日本に訪れたビジネスチャンス」、『金融トピックス』No.166、2009年
12. 前田高行
「GCCの王家・首長家（第1回）ドバイ・マクトゥーム家」、『中東協力センターニュース「中東情勢分析」』2008年6-7月号、2008年
13. 前田高行
「踊る湾岸マネー（サウジアラビア、アブダビ、ドバイの政府系ファンドについて）」、『日本アラブ協会「アラブ情勢研究会資料」』、2008年
14. 株式会社 三菱化学テクノリサーチ
「中東の石油化学産業2006」、2006年

15. 細井 長
「湾岸首長国の経済開発戦略」、『立命館経済学』第42巻第4号、2003年
16. 奥 雄太郎、伊藤 剛
「「産油国マネー」の行方（下）」、『知的資産創造』2008年12月号、2008年
17. 財団法人 中東調査会 『かわら版』No.059、2007年
18. 財団法人 中東調査会 『かわら版』No.233、2007年
19. 相澤譲
「活況が続く UAE 経済および市場環境の現状」、『JIME 中東動向分析』、2008年
20. 相澤譲
「高成長を続ける UAE 経済－その現状と問題点－」、『第3回情報分析報告会』、2008年
21. 日本貿易振興機構（JETRO）HP、<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>
22. 畑中美樹 『オイルマネー』、2008年
23. 中東・エネルギー・フォーラムHP、<http://www.energyjl.com/jameef.html>
24. 財団法人 中東協力センター
「UAE（ドバイ、アブダビ）の投資環境調査」、2007年
25. Ministry of Economy, United Arab Emirates, *The Annual Economic and Social Report 2006*, 2006
26. Ministry of Economy, United Arab Emirates, *Annual Social and Economic Report United Arab Emirates 2007*, 2008
27. Ministry of Economy, United Arab Emirates, *Investor's Guide to The UAE*, 2007
28. Department of Planning & Economy, United Arab Emirates,
Company Incorporation in the U.A.E. – Abu Dhabi, 2007
29. Economist Intelligence Unit, United Arab Emirates, *Country Profile 2008 United Arab Emirates*, 2008
30. Abu Dhabi Executive Council, *Policy Agenda 2007-2008*, 2007
31. Abu Dhabi Urban Planning Council, *Plan Abu Dhabi 2030*, 2007
32. Abu Dhabi Chamber of Commerce & Industry, *Abu Dhabi Foreign Trade Guide 2007*, 2007
33. Abu Dhabi Chamber of Commerce & Industry, *Abu Dhabi Economic Performance & Outlook 2007*, 2007
34. Central Bank of the United Arab Emirates, *Annual Report 2007*, 2007
35. Oxford Business Group, *The Report Abu Dhabi 2007*, 2007
36. Denton Wilde Sapte, *Doing Business in Abu Dhabi*, 2001

「アブダビ首長国における中小企業育成支援に関する調査」調査報告書

平成 21 年 2 月

(実施主体)

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 国際統括室

(協力会社)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-2-1

みずほ総合研究所株式会社 研究開発部

〒108-8564 東京都港区芝浦 4-9-25

株式会社コスモ総合研究所 経済調査部